

(註) 部局トハ主任切手類及印紙會計官吏ノ在勤局ヲ謂フ

遞信局又ハ一、二等局ニ在勤スル官吏三等局長心得ヲ命セラレタルトキハ其ノ所轄遞信局主任官所屬ノ分任官ヲ命セラレタルモノトス

第一項ニ定ムル配置ノ外會計官吏ヲ置クノ必要アルトキ及特殊ノ事由ニ依リ第一項ニ指定シタル官吏ニ會計官吏ヲ命シ難キモノアルトキハ所轄遞信局長又ハ在外電信局長其ノ事由ヲ詳具シ遞信大臣ニ稟申スヘシ

遞信局長ハ管内特定三等局分任官ノ所屬部局主任官ヲ指定シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨遞信大臣ニ報告スヘシ

第七條 會計官吏轉免、死亡又ハ休職ノ場合ニ於テハ後任者著任迄ノ期間ヲ限り現ニ會計事務ニ従事スル首席官吏(首席官吏事ハ其ノ次)ニ別ニ辭令ヲ須キス其ノ會計官吏ノ代理官ヲ命ス但シ本省及在外電信局ニ在リテハ經理局長其ノ他ハ所轄遞信局長之ヲ命スヘシ

次に、其の後の改正を列挙すれば左の通りである。

昭和十年七月、神奈川郵便局の昇格に伴ひ、公達第四百六十八號を以て同局庶務課長を分任官に指定し、同年九月には六甲山郵便局が常置局に変更せられたので、公達第六百八十三號を以て同局に切手類及び印紙會計官吏を置き、御影郵便局主任官所屬の分任官とした。越えて昭和十一年九月には金澤電話局の新設に伴ひ、公達第六百七十七號を以て同局庶務課長を分任官に指定し、同年十一月には六甲山郵便局の電話加入事務開始に伴ひ、公達第一千五十一號を以て同局分任官は所在地部局たる神戸中央郵便局主任官の所屬に變更し、又、昭和十二年五月には長崎電信局が新設されたので、公達第三百三十六號を以て同局庶務課長を分任官に指定し、同年十月には福岡電話局が福岡中央電話局に改稱せられたので、切手類及び印紙會計官吏配置區分表中一部を改正し、更に、同月、岡山電話局新設に伴ひ、公

達第一千四十三號を以て同局庶務課長を分任官に指定した。更に、昭和十三年四月には東京中央電話局大森、荏原、中野の各分局が設置せられ、電話交換事務、電話加入事務及び料金事務等を取扱はしむることとなつたので、電話に關する料金納付に要する郵便切手類の賣捌をなさしむるため切手類及び印紙會計官吏を置くこととし、公達第四百九十五號を以て、電話加入事務を取扱ふ電話分局に在りては、會計事務に従事する首席書記を分任官に指定することに改正した。更に同年八月には新舞鶴郵便局が東舞鶴郵便局と改稱せられ、又、同年十月には西陣郵便局の等級改定に伴ひ、公達第一千三百二十九號を以て同局會計事務に従事する首席書記を分任官に指定した。斯くして切手類及印紙出納規程(昭和九年三月公達第二百五十六號)に依る昭和十三年度末現在に於ける切手類及び印紙會計官吏の配置狀況は左の通りである。

第六條 切手類及印紙會計官吏(以下單ニ會計官吏ト稱ス)ハ別ニ辭令ヲ須キス左ノ區分ニ依リ之ヲ命ス

官 署	配 置	指 定
遞 信 本 局	省 主 任 官	經理局 需品課 切手係長
遞 信 局	同	切手類及印紙出納事務ヲ取扱フ係長
遞 信 局	分 任 官	庶 務 課 長
遞 信 局	同	會計事務ニ従事スル首席書記
遞 信 局	同	一、會計課ヲ置ク局ハ同課長

第一章 會計事務取扱機關



遞信局所在地外ノ局 (分任官配置局ヲ除ク)	主任官	二、庶務課ヲ置ク局ハ同課長 三、其ノ他ノ局ハ會計事務ニ従事スル首席書記
在 外 電 信 局	同	會計事務ニ従事スル首席書記
遞信局又ハ一等郵便局所在地ノ局、中舞鶴郵便局	分 任 官	會計事務ニ従事スル首席書記 (但シ書記ノ配置ナキ局ハ局長)
軍 艦 内 郵 便 局	同	局
遞信局又ハ一等郵便局所在地外ノ局(分任官配置局ヲ除ク)	主 任 官	會計事務ニ従事スル首席書記 (但シ書記ノ配置ナキ局ハ局長)
特 定 三 等 郵 便 局	分 任 官 局	長

左表上記ノ局ニ於ケル分任官ハ各其ノ下記ノ局主任官ノ所屬トス

京 都 市 内 一、二 等 局 (深草郵便局ヲ除ク)	京 都 郵 便 局
深 草 郵 便 局	伏 見 郵 便 局
軍 艦 内 郵 便 局	本 籍 軍 港 所 在 地 部 局
其ノ他ノ一、二等局	所 在 地 部 局

特 定 三 等 局	所轄遞信局長ニ於テ指定シタル部局
-----------	------------------

遞信局又ハ一、二等局ニ在勤スル官吏三等局長心得ヲ命セラレタルトキハ其ノ所轄遞信局主任官所屬ノ分任官ヲ命セラレタルモノトス

第一項ニ定ムル配置ノ外ニ會計官吏ヲ置クノ必要アルトキ及特殊ノ事由ニ依リ第一項ニ指定シタル官吏ニ會計官吏ヲ命シ難キモノアルトキハ所轄遞信局長又ハ在外電信局長其ノ事由ヲ詳具シ遞信大臣ニ稟請スヘシ

遞信局長ハ管内特定三等局分任官ノ所屬部局主任官ヲ指定シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨遞信大臣ニ報告スヘシ

第三十三條 左表上記ノ局ニ於ケル切手類及印紙賣捌事務ハ同局ニ各其ノ下記ノ局會計官吏所屬ノ窓口賣捌主任ヲ置キ之ヲ取扱ハシム

船 舶 内 郵 便 局	定 繫 港 所 在 地 ノ 一 等 郵 便 局 (神奈川郵便局ヲ除ク)
船 舶 内 無 線 電 信 局	定 繫 港 所 在 地 ノ 一 等 電 信 局、一 等 電 信 局 ナキトキハ一 等 郵 便 局 (神奈川郵便局ヲ除ク)
幌 筵 無 線 電 信 局	根 室 郵 便 局

遞信部内に於ける經理事務取扱上ノ命令機關及び執行機關たる會計事務取扱機關に就いては、大略、以上を以て



記述し了れるに依り、次に、會計法規に關し章を更めて之を記述することとした。

## 第二章 會計法規

### 第一節 總 說

本章に於いては、遞信關係の會計法規の沿革を辿り、之に依つて創業以來の遞信會計制度の變遷を探らうとするものであるが、明治の初年から二十年頃までは謂はば創業時代に屬し、諸制度の定まらぬ時代であつたのであるから、舊に會計法規のみならず、凡ての法規が整はず、統一されず、且つ改廢常ならざる状態にあつたのである。而して、各官廳に一定の準則を設けることとなつたのは明治十四年以降のこと、それ以前に於いては、全く時に臨み機に際して發せられた布告、布達等に依る外はなかつたのである。然もそれ等の大部分は既に失はれ、僅かに殘存の一、二に依つて、當時の經費の出納等に關して其の片影を窺ひ得るに過ぎない状態である。故に便宜上、明治十四年以前のものを特に一節とし、其の足りないところは、會計法其他、一般準則的法規に依つて當時の豫算及び收支關係等を述べて之を補ふこととし、それ以後の分は、會計事務規程其他を、節を分けて述べることにした。併しながら、其の後といへども法規の改廢は依然頻繁に行はれてをり、然も既に散逸したるものも少くないのであるから、其の複雑な沿革を辿つて、一々其の變遷内容を述べることは、既に限られた紙數に於いて到底盡し得るところではない。故に、



主として現行法規を基礎として、其の沿革を探ることとし、而して會計事務規程に就いては、其の規定するところの豫算關係及び收支關係等の取扱方の變遷を極く大體に於いて摘記し、他は單に沿革を述べるだけに止め、旅費、渡切經費、物品等、特に章を設けてあるものの關係法規の沿革に關しては、凡て其の各章に於いて述べることにした。

## 第二節 布告布達時代の會計法規

各官廳に於いて、大藏省から定額金の交付を受けて各々會計事務を取扱ふやうになつたのは、明治五年十月以降であることは既述の通りである。従つて、遞信部内に會計法規の出來たのはそれ以後のことであるが、何分、建國以來未曾有の大變革期に際會して、國政の凡てが草創の姿にあつた當時のことであるから、其の後數年間、獨り遞信關係のみならず、凡そ一般準則的な會計法規としても謂はゆる朝令暮改で、殆ど整備したものはない状態であつた。即ち明治六年十二月には金穀出納順序が制定され、豫算及び經費の出納に關して若干の規定が設けられたが、まだ法規としては極めて粗笨なものであり、其の他にも諸規則の制定はあつたが、改變常なく、十三年に至つて大藏省出納條例等、漸く見るべきものが定められるに至つたけれども、猶未だ統一されたものとは云ひ得ない状態にあつた。従つて遞信官署等の會計事業に就いては、全く各場合に應じて發せられた斷片的布告、布達等に依る外はなかつたのである。然も其の多くは既に散逸して知る由もない。

今、郵便關係に就いて、僅かに其の片鱗を留めてゐる明治十年の驛遞局布告、明治十五年の岐阜縣布達等に依れば、當時、郵便局の會計事務が地方廳の手を経て行はれてゐたことは既述の通りであるが、郵便局の現金の出納は、現行の繰替拂制度に似た方法に依つて行はれてゐたのである。即ち、毎月の經費は、其の月の切手等の賣下代金を以て之に充當し、其の不足額だけを、驛遞局から通運會社の手を経て遞送され、賣下代金に剩餘のある場合は、之を翌月の經費に充當するものとし、其の不足額に對する驛遞送金及び翌月の經費に充つべき剩餘金を繰替金と稱して居た。斯くして三箇月毎に區切つて、其の收支を精算して驛遞局に報告し、更に年度末には其の年度の收支の明細表を驛遞局に送付してゐた。而して之等の經理手續は、勿論、地方廳の手を経て行はれてゐたのである。繰替金の名稱は、明治十五年二月に至り經費假渡金と改稱された。

之より先、明治十四年四月、太政官達第三十三號を以て會計法の制定があり、茲に初めて會計上の一般準則が稍、整へられたが、一方、漸次會計事務が膨大し複雑となるに従つて、是非とも各官廳に於いて一定の會計規程を定めねばならぬと云ふことになり、同年八月、太政官達第六十九號を以て其の制定方を公布し、續いて、會計検査院から其の制定様式を配布した。斯くして之に基いて定められたのが驛遞局會計規程、同會計細則、各出張郵便局會計規則等である。併しながら之等の法規はどれも既に無い。

今、會計法其の他を通じて當時の會計制度の一端を窺へば、豫算に就いては明治六年、見込會計表の公布があり、續いて十二月、金穀出納順序を制定して、各廳から毎年度の經費概算表を提出せしめ、大藏省で一切の經費を集計して最高行政廳（正院）の決定を受けることに就いて規定したが、歳入歳出の總豫算制度を採用し、科目の流用を制限して、不完全ながらも兎に角實施となつたのは明治八年からである。翌九年には別途會計、即ち今の特別會計が設けら



れた。遞信會計は、大體、一般會計に始まつてゐるのであるが、電信會計だけは此の時以來、十八年末に遞信省の設立されるまで別途會計に屬してゐた。

明治十四年四月制定の會計法に依れば、當時、毎年度の歳出豫算調書は、各廳で之を作つて大藏省に提出するものとし、大藏省は之に依つて更に統計豫算書（總豫算書）を作つて太政官に進達し、太政官は之を會計検査院の審議に附してのち決定するものとした。翌年一月、同法を改定したが、爾來、會計検査院の豫算審議權は削除された。

次に收入及び支出に就いては、金穀出納順序に若干の規定が設けられ、次で大藏省出納條例、其の他に依つて漸く詳細に規定されるに至つたが、之等を統一制定した十四年の會計法に依れば、大藏省から各官廳に交付する經費は、中央官廳には依然十二分の一、地方廳には四分の一、在外官廳には二分の一、其の他には實際の必要に應じて交付すべく、歳入は成規に基いて一定期限に於いて徴收すべく、又、歳計の剩餘金は準備金に繰入れるものとし、歳入を以て直ちに歳出に充用することを禁じた。

十五年一月には、中央政府の經費現金は從來毎月大藏省から交付を受けて各廳で之を保管してゐたのを改めて、以後は大藏省で保管し、大藏省はただ便宜之を各廳に委託し得るものとした。偶々紙幣價值低減の挽回策として、十五年度から十七年度まで各廳の經費定額を据置とし、其の間、毎年度の定額殘餘は之を翌年度へ差繰いで使用することを許し、科目の流用を緩かにした。併し此のため、從來漸く發達した會計取締の精神は尠からず閑却せられた。そこで十六年三月からは、國庫金の保管出納は凡て大藏省で直接管理することに改定し、同年七月から日本銀行（十五年十月開業）をして其の衝に當らしめるものとした。（國庫金の取扱機關は明治五年以前には爲替方があり、五年には爲換御掛が出来、六年には第一國立銀行をして之に當らしめ、次で各廳爲替方を定

め、十一年には税金預所が之に代り、十二年には之を大藏省爲替方と改稱して十六年六月迄存続した。）

尙、序でに會計年度の變遷に就いて一言すれば、明治二年までは曆年順であつたが、同年九月以後は、一年度を十月一日から翌年六月卅日までと定め、爾來、當時も猶之に従つて會計事務を取扱つてゐた。其の後、十七年十月に至り、四月一日より翌年三月三十一日まで改正、十九年四月より實行し、今日に至つてゐる。

### 第三節 明治十四年會計法制定以後の會計法規

#### 第一款 會計事務規程

##### 第一項 遞信省會計事務規程

遞信省會計事務規程の濫觴とも見るべきものは、驛遞局會計規程及び同會計細則と云ふのが遞信省設立前まで施行されてゐたが、之は既に散逸して求め得ない。

遞信省設立以後、大正十一年四月、現行規程の制定されるまでは、特に本省の會計事務規程に相當するものは、或ひは内規的なものはあつたのであらうけれども、記録の上には遺つてゐない。ただ本省の外局關係の會計事務規程としては、明治二十三年三月、第千八百三十六號達で公布された學校、司檢所及び爲替貯金局出張所會計例規と云ふのがあつた。之が二十六年三月には公達第百七十二號で（航路標識管理所、船舶司檢所（東京ヲ除ク）會計例規となり、同年十二月には公達第百七十二號で郵便爲替貯金管理支所）



五百十七號で航路標識管理所會計例規となり、更に四十二年四月には公達第三百十三號で商船學校會計事務取扱規程となつたが、其の後、大正七年六月に至り、電氣試験所が設けられ、其の會計事務取扱方に關して別に公達第四百二十二號の制定があり、大正九年には船用検査所大阪支所の會計事務取扱方に就いて、公達第七百九十七號が公布され、それぞれ施行されて來たが、大正十年四月、會計法が改定され、更に翌年一月には會計規則の改定となつたので、茲に以上の規程を包括して、現行の遞信省會計事務規程を制定するに至つたのである。

第二項 遞信局、通信官署會計事務規程

遞信局、通信官署會計事務規程は現在に至るまで、相當複雑なる變遷振りを示してゐる。即ち、今其の濫觴を求めて見ると、地方廳の監督に委ねてゐた無軌道の時代を経て、明治十四年八月、會計規程調製方に關する太政官達第六十九號の公布後、其の最初のもものは、驛遞關係では、明治十五年制定の各出張郵便局會計規則（第六百四號達）であると思はれるが、之は既に散逸して求め得ない。明治十六年三月、驛遞區編制法の制定に伴つて、四月驛遞出張局會計例規（本局）が右に代つて設けられ、同十八年十月には別に官吏特派郵便局會計例規（本局）が制定され、共に遞信省の設立に至るまで施行された。一方、電信關係では、明治十四年六月、電信分局會計事務攬要（内第四百四十四號達）が制定されたが、之亦、今其の内容を知り得ない。同十八年六月、電信分局會計事務取扱順序（内第五百三十六號）が右に代つて制定されたが、同年末、遞信省が創設され、翌年三月、遞信管理局が設けられることとなつて、以上の規程は全部廢止せられ、新に遞信管理局會計例規、郵便電信局會計例規、郵便局會計例規（何れも不詳）、電信分局會計例規（十九年六月公達第三十二號）、郵便支局會計例規（二十年三月）、電信支局會計例規（二十年四月）と改稱。但し内容不詳。

の各規程が制定された。明治二十一年三月に至り、遞信管理局會計例規は全部改正（公達第二十七號）となり、他は廢されて新に郵便及電信局會計例規（公達第二十八號）、郵便及電信支局會計例規（公達第六十五號）が公布された。翌二十年七月、遞信管理局の廢止となり、各通信官署が會計事務を分掌することとなつたので、郵便及電信支局會計例規以外の規程を廢止して、翌八月、一等郵便電信局會計例規（公達第三百一號）、二等郵便電信局會計例規（公達第三百三號）、二等電信局會計例規（公達第三百五號）、地方電信建築官會計取扱規程（公達第三百三十九號）を制定した。翌二十三年三月には一、二等局の會計例規は「（公第九十二號）」（公第九十三號）と改正され、外に在外國郵便及電信局會計例規（公達第八百三十七號）の制定を見たが、同年十二月には電話交換局會計例規（筆書達第一千九百九十八號）が設けられた。翌年三月には地方電信建築官會計取扱規程が廢されて、電信建築區會計例規（公達第九十號）が之に代つた。然るに明治二十六年三月、公達第七十二號を以て、改めて一等郵便電信局會計例規、二等郵便電信局會計例規、（電信建築署）會計例規、（電話交換局）會計例規が制定されたが、同年十二月、公達第五百十六號を以て、またまた之等を廢して、（一等郵便電信局）會計例規、（二等郵便電信局）會計例規、（郵便爲替貯金支所）會計例規を制定した。斯くして明治三十六年三月に至り、通信官署官制の制定と共に、繰替拂制度を採用することとなり、從來の諸規程を全廢し、之等を一括して、通信官署會計事務規程（公達第三百三十八號）を制定した。

其の後、明治四十三年までは同規程に依つて會計事務を取扱つて來たが、同年三月、官制の改正に伴ひ、之を廢して遞信管理局及通信官署會計事務規程（公達第三百四號）を制定し、大いに規定を簡潔にした。大正二年六月、更に官制の改正に伴ひ、其の一部を改正し、且つ名稱を地方遞信官署會計事務規程と改めた。之は大正十一年四月まで施行



したが、偶々同月一日から新會計法及び會計規則が實施されることになつたので、茲に同規程を廢止し、新に制定公布したのが即ち現行の遞信局、通信官署會計事務規程である。實に改廢十數度に及び、其の間の一部改正は枚舉に違なしと云ふ状態である。斯くして地方遞信官署の會計事務の取扱方は、目量的不完全さから漸く幼稚な尺度を得、爾來、幾變轉の後、稍々完全に近い照準を持つこととなつたのである。

## 第三項 會計事務取扱方の概要

會計事務規程は、以上の改廢を経て現在に至つてゐるが、以下、其の間それに伴つて變遷した會計事務の取扱方に就いて、極く大體を摘記することにする。

## 一、豫算

(イ) 豫算書 現在、毎年度の開始前後に於いて遞信大臣に進達する豫算書は云ふまでもなく豫定經費要求書である。而して其の調製者は從來遞信局長又は之に相當する地方監督局長(分掌局長)及び在外局長(二十三年以來)であるが、ただ明治二十二年八月から同三十六年三月までは、地方監督局長たる一等局長の外、一等局所在地たるを否とを問はず、二等局長、電話交換局長等もそれぞれ其の局に關して之を調製してゐた。而して遞信大臣は之を一括して、本省所管の豫定經費要求書を作成し、大藏大臣に提出することになつてゐる。然るに明治二十三年三月以前は、明治十五年一月制定の會計法に基いて、歳入に就いても各官廳で豫算調書を提出してゐたのである。即ち、先づ前記各地方局長から歳入歳出豫算調書を提出し、遞信大臣は之を一括して前記の手續をとつてゐた。

(ロ) 類費の區別 明治二十三年度以來昭和元年度の終りまで、通信官署の歳出豫算には類費の區別を設けてゐた。

尤も其の當初に於いては、之を類費とは呼ばなかつたが、左の三つの部に區分してゐたのである。

第一部 郵便電信及び爲替貯金に共通の經費及び郵便に屬する經費

第二部 二等電信局及び電信建築官其の他専ら電信に屬する經費

第三部 専ら爲替貯金に屬する經費

其の後、明治二十五年に至り、之を改めて右第三部を第一部に合同して二部に分けることとした。

明治三十六年四月からは次の三類費に區分することに改めた。

第一類費 定員定率若くは現員現給又は受負命令、若くは契約及び工事設計等を基礎として算定分配し、之に異動を生じたときに増減するもの

第二類費 豫定經費要求書を基礎として査定分配し、實費又は支出を要する事實に對し過不足を生じたときに増減するもの

第三類費 専ら豫定經費要求書を基礎として査定分配し、非常事變又は特殊の事由に依り多額の經費を要するとき及び豫算に不用額を生じた場合の外増減しないもの

此の方法は大正五年まで行はれてゐたが、同年四月からは右の第一類費と第二類費とを合して甲類費とし、第三類費は乙類費と呼ぶことに改めた。而して以上の各部又は各類費を交互流用することは、原則として遞信大臣の認可なしには出來ないものとされてゐたのであるが、昭和二年三月、公達第三百十一號を以つて此の制限は廢止せられた。

(ハ) 豫算の令達及び通達 毎年度の歳出豫算は、從來仕拂豫算を以て、本省及び關係部局では支出官たる部局長、地方部局では支出官たる遞信局長又は之に相當する地方監督局長、及び在外局に於いては經理局長又は之に相當する



者が令達を受けてゐる。併し明治二十二年八月以降、同三十六年三月までは、地方監督局長は勿論、其の局所在地内たる否とを問はず、二等局長、電話交換局長等も各々令達を受け、且つ在外局長も亦等しく令達を受けてゐた。而して明治二十三年三月以前は(イ)に於けると同様、歳入に就いても令達を受けてゐた。

次に仕拂豫算の令達を受けた局所長から、更に定額豫算の通達を受ける者は、現在に於いては繰替拂命令官であるが、明治三十六年三月以前は二等電信局長(一等郵便局長より通達)、電信建築所長(工務局長より通達)等であり、更に二十三年三月以前には、三等局長を除く郵便及び電信局長がそれぞれ通達されてゐたが、逓信省設立以前には別に此の制度は存在しなかつた。

(ニ) 豫算の増額及び科目の流用 明治十八年以前は豫算決定後増額を要する場合は、驛遞出張局長は隨時總官の認可を得て之をなし、天災事變等の場合は許可を待たずして之をなし得たのであるが、明治十八年以降は歳入歳出豫算條規に基き、原則として之を禁じ、天災事變等特殊なる場合に限り、計算書に事由を詳具して逓信大臣の認可を受くべきものとした。

爾來、地方監督局長は逓信大臣に、定額豫算の通達を受くる局所長は監督局長に、それぞれ稟請することとなつてゐる。科目の流用に就いては、驛遞局時代には、科目は大・中・小・細に分れてをり、小以上の流用を要する場合は總官の許可を受けて之をなし、細科目の流用は、出張局長が適宜執行の後、本局會計主務官に報告するものとされてゐたが、明治十九年度以後は、豫算科目を款・項・目・節に分けて、大藏大臣が之を定めることとなり、爾來、款・項の流用は禁ぜられ、目・節だけは流用を許されてゐるが、尙、三十六年三月までは目の流用を要する場合には、一

定期日までに取纏め、其の事由を詳具した計算書を逓信大臣に提出すべく、且つ一定期日までに提出し得ない場合には、一切許可せぬことに定められてゐた。三十六年四月以後は、大體、目・節に就いては、豫備金を以て補充し得べき費途、及び豫備金を以て支辨する費途以外のものは、原則として適宜流用し得るものとした。尙、類費區別が設けられてゐた時代に於ける各類費の増額及び流用に就いては既に述べた。

## 二、歳入及び歳出

歳入金は原則として歳入徴收官の調定に依り、出納官吏又は出納員に納付せしめると云ふ制度は、從來と變るところがない。

逓信省設置當時は、逓信大臣は先づ毎月歳入の月額を定め、會計局長をして之を收支命令官たる逓信管理局長に送達せしめることとしてゐたが、逓信管理局廢止と共に之を廢止した。

現金を以て出納官吏又は出納員に即納せしめるものに就いても、從來と大した變更がない。現在は窓口にて常時公衆から收納する印紙切手類賣捌代金、その他歳入徴收官に於いて特に指定する収入となつてゐるが、三十六年三月以前は、即納せしめるものと否とは歳入徴收官に於いて指定するものとし、更に驛遞局時代には即納せしめるものにして原則的なるものは之を列挙してゐた。

歳入金の徴收方法は、現在、徴收傳票に依つて調定したる後、納入告知書を發して收納するのであるが、此の點に就いても、大體同様の方法を探つて來た。(逓信省設置後明治二十三年三月迄は收支兩用の出納傳票を發して居た。)而して出納官吏又は出納員の收納したる歳入金は、貯金局の出納官吏に於いて之を取纏め、日本銀行に振替拂込をなすものとし、大正十一年四月



以來は、新會計法に基き、豫金制度に従つてゐるが、それ以前は金庫制度に従つてゐた。(金庫制度の出來たのは明治二十二年十二月で、それ以前は明治十六年七月、日本銀行で國庫金の取扱をなすこととなつて以來、其の收納機關を國庫金取扱所と云ひ、支出機關を金錢取扱方及び現金取扱方とし、後、更に現金支拂所と改稱したが、明治二十年に至り之等を合して國庫金出納所と改稱し、二十二年まで存在した。)

驛遞局時代には、驛遞出張局で收納した現金は、先づ爲替方(後に國庫金取扱所以下同じ)をして其の金高を調べさせ、眞實を鑑定せしめた上、爲替方の預り切符を調製せしめ、之を以て受入れの手續を取つてゐた。

次に、月收、年收及び決算に關しては、それぞれ一定期日までに一定書類を作成して、分任歳入徴收官は主任歳入徴收官に提出し、主任徴收官は更に總計書を調製して遞信大臣に進達することは大體從來とも同様である。ただ驛遞局時代に於いては、驛遞出張局長は郵便稅收入金を十日毎に、其の他の雜收入金を一箇月毎に其の局「預け金」(爲替方への預入金)に振替へ、上納證書並びに預り證書を作り、三日以内に本局會計主務官に發送することとし、又、其の局「預け金」は會計主務官からの通知に従つて、振替爲替で本局へ送付することとしてゐた。若し其の「預け金」を以て、出張局經費、又は出張局を經由して交付すべき各郵便局、其の他の經費に振替へるべき旨を、會計主務官から通知された場合には、直ちに當該經費に受入れの手續をなし、其の局の受取金に對しては受取證書を送付し、「預け金」に對しては返納證書を三日以内に送付することとしてゐた。

歳出金支出の方法に就いては、從來幾多の變遷を経て今日に及んでゐる。今、其の大體を述べれば、驛遞局時代には、一定の仕拂切符を受取人に交付し、之を爲替方に持參して現金と引替へしめると云ふ單純な方法であつたが、遞信省設置後、明治二十三年三月までは、先づ毎月の豫定支出額及び仕拂場所を遞信大臣に於いて定め、其の仕譯書を會計局長から收支命令官に送達せしめることとし、それまでは原則として仕拂を命じ得ないこととしてゐた。ただ年度初めの一箇月分だけは、歳出豫算各目の金額の十二分の一以内に限り命令することが出來たのである。而して歳出金の支拂方法としては、先づ出納傳票を調製し、之に依つて會計主務官から(會計主務官の名を以て)、受取人に對し仕拂切符を交付し、一方、金庫へ案内書を送付して實行してゐた。

明治二十三年四月以後に於いては、仕拂は仕拂命令官が仕拂命令を發行し、會計主務官が之を調定して受取人に交付することとした。(茲に所謂會計主務官は前記の者と異り新に設けられた出納官吏の一種で専ら支拂命令の調定に從事するものであること及び之は二十六年に廢されたことに就いては既に述べた。)仕拂命令は支出傳票に基いて調製し、之を會計主務官に交付し、會計主務官は調定の上、正當と認めたる時は之を受取人に交付し、同時に金庫に對し案内仕拂命令を發するのであるが、若し不當と認めた場合には、其の事由を遞信大臣に申立て、遞信大臣に於いて、其の申立に拘らず仕拂命令を發すべきことを命じたるときは、之に「特命調定」と記入し、署名捺印して受取人に交付することとした。仕拂命令中、數人の債主に對する集合仕拂命令及び各地へ送金のための仕拂命令は、直ちに金庫に送付し、受取人へは別に規定の「領收證書式紙」を交付し、現金受領の手續を執らしめたのである。

明治三十六年四月からは、勅令第二十三號施行の結果として、通信官署の歳出金の支出には繰替拂制度を採用することとなり、直接仕拂命令を發して歳出金の支出をなすものは、本省、航路標識管理所、學校等に限ることとなつた。而して通信官署の歳出金の支出を要するときは、支拂命令官は繰替拂證書を發し、郵便官署の出納官吏又は出納員が



其の現金の繰替拂渡を執行し、又、定額豫算の通達を受けてゐる二等郵便局長及び在外郵便局長も、其の定額豫算の支辨に屬する歳出金の支出に就いて繰替拂證票を發行し得ることとしたが、此の場合には、特殊なる支出を要するときは、豫め仕拂命令官の承認を受けねばならぬのである。

繰替拂證票は、相當調査の上作成せられたる支出傳票に依つて發行し、時に繰替拂通知書を作成し、之等の書類を大體次の區別に依つて、出納官吏及び債主に渡して拂渡を執行する。即ち、仕拂命令官が發行したる繰替拂證票に對し、其の在勤局で現金の繰替拂渡を執行するものは、數人の債主に對し、同一科目の歳出金を同時に支出する場合の外、領收證書と引換に繰替拂證票を債主に交付し、之に對する案内兼用の照合書類として、其の支出傳票を自局の出納官吏に交付する。其の場合には、繰替拂證票は出納官吏に交付し、債主には繰替拂通知書を送付する。

遠隔の地方にある債主に對する緊急歳出金の繰替拂渡を要するときは、債主の所在地を郵便集配區域とする郵便局長に電報を以て其の旨を通報し、其の繰替拂渡をなさしめることが出来る。此の場合には、拂渡郵便局長が其の繰替拂證票を發行し、之を債主に送付し、同時に現金受取のため局に出頭するときは、仕拂命令官宛の領收證書を持參すべき旨を通知するのである。尙又、定額豫算の通達を受けたる二等郵便局長及び在外局長が繰替拂證票及び同通知書を發行し、又は繰替拂電報を發したときは、各々其の繰替拂證票原符及び債主の支拂請求書其の他の證憑書類を一括して、即日之を支拂命令官に送付することを要する。

以上の如くにして、債主から拂渡の請求を受け、一定の區別に依つて拂渡を終つた場合には、仕拂命令官は其の拂渡の關係書類に基き、それぞれ仕拂命令を發行して、歳出金の現金補填のための手續をなす。

明治四十三年四月に至り、從來の歳出金繰替拂證票、同原符及び繰替拂通知書を發する方法を改め、先づ繰替拂傳票を調製し（支出傳票は總て仕拂命令發行の時に限り調製することとし）、之に基いて、繰替拂證票及び繰替拂通知書の二枚接續のものを發行し、凡て繰替拂證票は案内兼用の證憑書類として、之を拂渡官署の出納官吏又は出納員に送付し、繰替拂通知書は之を債主に交付し、領收證書に兼用せしめることとし、以て事務の簡捷を圖つた。又、一般の規程に依り、直接仕拂命令を發する費途の制限を廢し、直接仕拂命令を發するものと、繰替拂をなすとは仕拂命令官の任意とした。ただ官公署に對し支出をなす場合だけは、直接仕拂命令を發すべきものとした。又、繰替拂をなす歳出金は郵便官署以外の通信官署の出納官吏又は出納員にも拂渡をなさしめることとなつた。

大正十一年四月、會計法及び會計規則が改正され、國庫金の取扱に就いて預金制度が採用されることとなつたので、歳出金の支拂方法は更に一大變革を來し、從來の仕拂命令に依る方法は凡て小切手に依る方法に改められ、爾來、現在に至つて居る。尙、歳出上の月計、年計及び決算に關しては、それぞれ一定書類を調製し、一定期日までに繰替拂命令官は支出官に、支出官は逓信大臣に提出することに就いては從來と大體同様である。

### 三、現金出納と繰替拂制度

繰替拂制度は、通信官署に於ける現金の出納乃至融通と云ふ方面から觀ても、實に劃紀的な變革と云ふことが出来るのであつて、茲に少しく此の方面の過程を辿つて見ることにしよう。但し、爲替貯金に屬する資金、過超金の受授並びに資金運轉に關する詳細のことは爲替貯金篇に於いて諒得せられたい。

明治初年の新式郵便制度開設の當時に於ける現金出納關係に就いては資料の徴すべきもの乏しく、茲に詳細説明し



能はざるも、其の取扱は頗る粗笨であつて、原始的ならざるを得なかつたことは想像に難くない。

明治八年一月、郵便爲替事業開始せられ、次いで同年五月、郵便貯金事業が創始せられて、窓口現金出納事務を一層複雑ならしめたが、當時に於ける現金の出納は、明治六年七月、太政官布告第二百三十六號及び第二百三十七號等に依り實行されたのである。即ち、各廳に於ける現金の出納は特定の銀行又は商會をして之を取扱はしめ、納付金は當該銀行等に納めしめ、其の預り切符を受取つて納付の手續を履み、又、經費の支拂に於いても、預金に對する仕拂切符を債主に交付し、債主は此の切符と引換に當該取扱銀行等より現金を受領するの形式を採用したるもの如くである。而して、地方現業各局に於ける金錢の出納は、當該局長乃至取扱主任等の責任に於いて之が取扱の衝に當り、爲替貯金と歳入歳出金とは嚴格に區別し、歳入金はその種類に應じ、直ちに中央に送金を要するものと、之を歳出金に繰替使用し、其の殘餘を爲替又は陸運之會社(後、明治八年二月、内國通運會社と改稱)便に依り中央に回収し、歳入金の不足する局に向つては、中央より不足額の回送をなしたる時代もあつた。又、經費は歳出として別途之を交付し、歳入は舉げて之を中央に回収するの時代もあつたやうである。

明治十年七月に至り、各廳の金錢出納を取扱はしむる銀行等を爲替方と稱し、其の取扱方、責任等を約定したる爲替方命令書に依り、出納を行はしむることとしたが、越えて明治十四年、會計法制定せられ、收支の執行機關として會計主務官を定めたが、地方現業局に於ける現金の出納に就いては其の配置を見ることが出来なかつた。同十六年三月、地方監督機關として驛遞出張局が設置せられ、其の現金の出納は爲替方をして之を掌らしめたが、同十八年十一月より驛遞出張局に於いて兼攝せる郵便局には、爲替事務に爲替方を派出せしめ、爲替貯金に屬する現金の出納を取

扱はしむることとした。併し其の以外の局に於いては、當該局長及び郵便取扱役の責任に於いて、各般現金の出納事務が取運ばれてをつた。併し、前述の兼攝郵便局派出の爲替方といへども、當該局に於ける凡ての金錢の出納に當つたものではなく、單に爲替貯金に關する現金の窓口出納の外は、收納せられたる歳入金の拂込を受くる程度のものに過ぎなかつたのである。今、收納せられたる歳入金の中央回收方法を觀るに、官吏特派郵便局に於ける歳入金は、毎旬に區切り、納付證を添へ振替爲替を以て二日以内に驛遞出張局に納付することとしたるも、金銀貨幣は所在地の銀行に於いて送金手形となし、又は通運會社に託して現貨遞送の方法に依ることとし、兼攝郵便局に於ける切手類賣下代金は、翌日出張局に納付し、其の他の歳入は直接出張局に於いて之を掌理し、出張局長は、郵便稅收入金は毎旬、雜收入金は毎月其の局預り金に振替上納證書及び預り證書を作り、三日以内に本省會計主務官に送付することを要し、出張局預け金は、或ひは會計主務官の通知に従ひ、振替爲替を以て驛遞局に送納し、又は出張局經費若くは各郵便局經費に振替へることとした。又、其の經費の出納に關しては、驛遞出張局に於いて兼攝せる郵便局の經費は別途出張局より毎月其の交付を受け、當該局長の責任に於いて之が出納及び保管に任することとし、その他の郵便局の經費は出張局に於いて直接支拂切符を發して、爲替方より現金を受領せしむるの建前であつた。

次に、當時工部省の所管に屬してゐた電信支局に就いて觀るに、東京、横濱間鐵道各驛電信分局及び東京府内分局に在つては、其の各種收入金を日々取纏め、翌朝本省の電信局へ送納し、日曜其の他の休暇日は其の日の分と共に休暇の翌日送納し、其の他の分局、即ち東京府外分局に在つては、電信切手賣下代、海外信内國料金、通貨前納通信料を以て當該局費に繰替支拂ひの上、每一箇月分取纏め差繼納となし、其の殘金及び海外信中の海外料は、時々(後に明



治十九年八月、毎月十六日及び翌月一日の二回とした、爲替を以て本局へ送納のこととし、不用品賣拂代等は収入の都度直ちに送納せしめ、いづれの場合に於いても上納書を添附すべきものとしたが、上掲収入金を以て経費の繰替支拂に充つるに足らざる分局に於いては、北海道は三箇月分、其の他は一箇月分の諸費假受取金(明治十八年六月前は之を豫備金と稱して居る)を本局より交付して其の需要に充てしめ、又、東京府内分局へは別途に経費金を送付することとしてをり、驛遞局系統のものと甚だ異なる取扱方法であつた。

明治十八年十二月、遞信省の創設を見るに至り、通信行政は茲に同一系統の下に運行せられることとなつたのであるが、明治十九年三月、歳入歳出納規則が制定せられ、歳入と歳出とを問はず、凡て現金の收支は大藏大臣之を管理し、現金は直ちに金庫に收納し、且つ、金庫に於いて支拂を執行するものとする謂はゆる國有金庫制度が確立せられ、十九年度より施行せらるることとなつた。併し郵便及び電信収入に就いては例外が認められたのであつた。又他面、地方遞信官署官制の公布後、各現業局の組織も改變せられ、二十年三月、本省官制の改正に伴ひ、電信分局は單に電信局と稱することとなり、同月、各官署別の會計例規が制定實施されたが、今は散逸して之を明かにするを得ない。従つて、當時の通信現業官署に於ける現金の出納状況も亦明瞭ではないが、前代の兼攝郵便局振出の爲替方は、其の儘暫く存続せられ、歳入金と歳出金との繰替は其の跡を絶ち、通信官署に於いて收納せられたる歳入金は、直ちに金庫に拂込まれたるものと見ることは、國有金庫制度採用の當然の歸結として、蓋し誤れる推斷と云ふことを得ないであらう。而して明治二十年一月より爲替方に代り、一、二等郵便電信局、郵便局には大藏省金庫員が出張することとなつたが、此の金庫員の出張取扱は、其の後、三十六年四月、謂はゆる歳出金の繰替拂制度創始に至るまで繼續

して行はれた方法であつて、たゞ其の間、二十三年度よりは、國有金庫制度が委託金庫制定となつたと云ふ單なる名稱上の變更があつたに過ぎない。

明治二十一年三月、各會計例規の改正あり、遞信管理局には會計主務官を置き、金錢出納の執行機關としたが、郵便電信局、電信局並びに郵便及び電信支局に於いては、會計主任(局長自身之を兼ぬる局もあつた)を置き、之を金錢出納の執行機關として、局長と共に其の責任者としたが、會計法規上に其の根據を有するものではなかつた。而して窓口に於ける爲替貯金關係の現金は、前述の如く金庫出納員に於いて之を取扱ひ、又、歳入金にして納額告知書(二十三年會計法改正に當り納入告知書と改めた)に依るものは、凡て金庫直納としたので、其の取扱範圍にあつた現金は、謂はゆる即納に屬する歳入金と一時的な取扱金に過ぎず、可及的現金の出納保管は之を避けしむる方針の下に在つた。従つて、其の收納したる歳入金は、毎翌日、各科目に區別したる納付書を添へ、所在地金庫に納付するを要したが、官舎貸下料は現金に依り收納し、即日振替爲替にて所轄管理局に送納することとし、海外電報料は一旦雜部として所在地金庫の管守預となし、毎月一日、十一日、二十一日の三回に區分して、本省會計局に送納すべきものとし、又、海外信前納預り金、尋問校正料、島嶼配達料及び豫算を以て收入したる別使配達料は、收否の確定するまで同じく金庫の管守預となすべきものとした。又、経費金は、遞信管理局所在地の局に在つては、管理局に於いて當該局長の通知に依り其の出納を掌理し、所在地外の各局に於いては、毎月所轄管理局より経費金の交付を受け、之を雜部として金庫の管守預となし、仕拂切符に依つて其の支出をなした。運輸通信の便少き島嶼、其の他金庫なき地方に在る各局に於いては、収入支出共に現金を以て之を執行することとし、収入金は百圓未満は毎月一日、十一日、二十一日、百圓以上三百圓



未滿は每一及び六の日に其の前日までの分を取纏め、三百圓以上は其の都度之が納付書及び保護預り證書を作成し、所轄遞信管理局所在地の金庫に送付し、現金は保護預りとして之を留置し、經費金は此の保護預り金に對する金庫の爲替證書を以て交付することとし、其の不足額は現金を送付し、超過額は金庫の納付通知に依り、内國通運會社便を以て送付することとした。而して其の保護預り金に就いては、毎三箇月に其の拂精算書を調製し、金庫に送付すべきこととしてゐた。

明治二十二年七月、官制の改正あり、遞信管理局は廢止せられ、一等局に於いて監督事務を兼掌することとなりたるに伴ひ、各會計例規も亦改正せられ、一、二等郵便電信局には會計主務官を置き、之をして現金の出納管守に任せしめたるが、其の取扱範圍、處理手續等は各獨立して會計事務を執行することとしたるの外、前述したところと大同小異であつた。

次で、二十三年四月より改正會計法施行に伴ひ、各會計例規の改正あり、出納官吏任命規程制定せられ、現業各局に於ける金錢出納執行機關としては、其の掌理事務の種別に應じ、收入官吏及び爲替貯金出納官吏が配置せられ、前者は歳入關係、後者は爲替貯金に屬する現金の出納を掌ることとしたが、固より同一人に於いて、此の兩方の機關を兼ねたものであつた。ただ三等局以下に於ける歳入事務は所轄一等局に於いて之を取扱ひ、告知書に依り直接金庫に納付せしめた。従つて收納機關も其の必要がなく、又、其の經費金は十八年七月より渡切經費的の性質を帯びて、毎月、所轄出張局又は遞信管理局等より交付を受けてゐた。

一、二等郵便電信局、一等郵便局には尙、會計主務官が配置せられてゐたが、其の本務は前代と著しく異り、單に仕拂命令の調定と云ふ任務を有つてを過ぎない。又、此の時代となつてから注目すべき事項としては、從來告知書に依る歳入金の收納といへども、收入官吏に於いて之を取扱ひ得るものとしたことであつて、其の結果として、現業各局に於ける收入官吏も亦、即納に係るものの外、告知書に依る歳入金の收納を取扱ふこととなつた。明治二十三年十二月二十六日より東京及び横濱に電話交換業務開始に伴ひ、電話交換局會計例規が制定せられたるも、資料の徴すべきものが殘存してゐない。其の後、明治二十六年三月及び同十二月の兩回に亘つて、會計例規の全部的改正が行はれたけれども、其の資料殆どなく、ただ會計主務官が廢せられ、收入官吏を主任官、分任官とに分つに至つたことの外、其の内容を詳かにすることが出来ない。降つて明治三十二年三月より郵便官署に於いても收入印紙の賣捌をなすこととなり、同三十三年三月、法律第五十號に依り出納員を置き、現金出納事務を分掌せしめ得ることとなつたが、此の時代に於ける現金出納狀況は、要するに爲替貯金に屬する現金の窓口受拂事務は、一、二等局に在つては金庫出張員に於いて之を取扱つてゐたので、歳入金とは全く別個なる系統に於いて整理せられ、歳入金は告知書に依るものは殆ど擧げて金庫納とし、現業各局に於いて收納せられたるものは、之を直ちに金庫に拂込むものとせられてゐたのであるが、事業増進殊に電話加入者の増加に伴ひ、電話使用料及び市外通話料の納期に於いては、金庫に納入者殺到し、非常なる混雜を呈するの狀況にして、納付のために殆ど終日を費すと云ふ状態なりしを以て、之が緩和策を講ずるの必要に迫られることと、更に日本銀行より出張取扱の委託を受けてゐた銀行の手數料増加の問題を生じ、其の増額方の困難に際會するや、出張取扱受託を拒絶することとなりしを以て、其の解決策として歳入金は告知書に依るものと否とを問はず、原則として現業各局出納官吏又は出納員に於いて收納すると共に、歳出金の繰替支拂をな



し、其の繰替額に對しては仕拂命令官より之が現金の補填を受くることとし、郵便電信電話官署に於いて受拂をなす歳入金、歳出金及び歳入歳出外現金は、爲替貯金なると否とに拘はらず、交互に繰替使用し得ることとし、其の現金は一團として之を取扱ふ繰替拂制度が生れ、三十六年度より施行せらるることとなつた。茲に於いて、從來爲替貯金關係のみに就き提出してゐた爲替貯金出納日報は、名稱も現金出納日報と改め、現業各局に於ける受拂金は凡て之を精算し、所轄通信管理局又は一等局を経て、郵便爲替貯金管理所長に報告することとし、郵便爲替貯金管理所長は全國の郵便電信電話官署に於ける各種現金の受拂高を總括精算して、同所の出納官吏をして、中央金庫に對し振替計算を以て其の受拂をなさしむることとしたので、郵便電信電話局所に於ける現金の出納組織は茲に確立したのである。其の後、或ひは年金恩給、各廳歳入歳出の受拂、簡易生命保險、郵便年金事業の開設等、我が通信現業官署に於ける現金受拂事務は愈々複雑となつたが、其の受拂計算制度の根本には何等の影響を蒙ることなく、貯金局主任出納官吏の下に、全國郵便電信電話官署の出納官吏が其の分任官となり、其の下に出納員を配して、之等が一團となつて、統一的組織の下に現金出納事務が運行せられてゐるのである。

以上の外、歳入歳出現金の出納保管は、從來出納官吏又は出納員に取扱はしめることとして、其の取扱手續を規定してゐる。ただ明治四十三年三月以前は、爲替金、貯金、取立金、資金及び過超金の取扱に就いても、會計事務規程中に規定してゐたが、其の後はそれぞれ該當の規程が設けられたので、爾來、主として雜部金に關する規程となつてゐる。又、二十三年三月以前には、各會計例規程中に物品の出納、工事及び物件の賣買貸借に就いての規定が設けられてゐたが、同年十月、物品出納規程等の制定により、物品關係は除かれることとなり、工事及び物件の賣買貸借關係

の規定も後に單獨規程が制定された。故にそれ等に就いては章を改めて述べることにする。

## 第二款 收入、滯納及び支出關係法規

一、收入支出取扱期間に關する法規 收入支出事務の取扱期間に關しては、明治三十六年以前には獨立した規程がなかつた。三十七年一月、訓令第一號の公布と共に公達第一號を以て、初めて「收入支出取扱期間に關する規程」が制定された。後、四十一年十二月、公達第千八十四號を以て、全部改正され、爾來、數度の一部改正を経て現在に至つてゐる。

二、滯納料金の徴收に關する法規 滯納に關しても明治三十三年以前には獨立した法規はなかつた。同年三月、省令第六十七號を以て「滯納料金徴收規程」が設けられたが、後、四十二年二月に至り、省令第四號を以て「郵便電信電話に關する滯納料金徴收規則」が制定され、二、三の改正を経て現在に至つてゐる。又別に、明治三十四年六月、公達第三百九十五號を以て「郵便電信電話料金滯納者財産差押證票取扱規程」が設けられたが、後、四十二年三月、公達第二十五號で全部改正となつた。現行のものは即ち之である。

三、所管經費の取扱委任等に關する法規 遞信省所管經費の取扱方を他官廳に委任する場合等に關する法規としては、明治七年九月に工部省達第二號で「電信柱私有地へ建置の分手當金下渡方」が制定されたが、後、明治二十三年四月に至り、「電信柱敷地手當金仕拂取扱順序」(訓令第二號)が制定され、次で九月には「電柱敷地手當金誤拂過渡金收納委任手續」(訓令第三號)、十月には「電信柱敷地手當金に係る職務地方長官執行の件」(訓令第五號)が制定されたが、



二十六年六月に至り、曩の二十三年四月の訓令第二號が全部改正となると共に、同年十二月には別に「仕拂命令發行取扱方」(訓令第六號)、翌年一月には「仕拂命令請求書等に記入すべき年月日等に關する件」(訓令第二號)が制定され、三十三年四月には更に「水難救護法に依り國庫の取得と爲すべき收入金等取扱委任の件」(訓令第一號)が制定され、いづれも數度の改正を経た。後、四十一年十月に至り、之等は一括されて逓信省所管經費取扱規程(訓令第二號)となつた。其の後、大正十一年三月に訓令第一號で全部改正となつたのが現行のものである。

### 第三款 出納官吏及び出納員關係法規

一、配置任命關係法規 出納官吏の設けられたのは、既述の通り、明治二十三年四月から施行の會計法、會計規則及び歳入歳出外現金出納官吏に關する勅令第三十五號に依るものである。其の逓信官署に於ける配置任命に關する法規としては、同年三月、公達第四十五號を以て、逓信省出納官吏任命規程が設けられたが、後、同二十六年、會計規則の改正に伴つて全部改正となつた。其の後、偶々同三十年に出納員が出來たが、其の配置任命に關しては、同四十二年三月まで右規程を準用してゐた。一方、同三十七年七月、公達第五百五十二號を以て「特別郵便集配人を出納員となすの件」が公布せられ、同四十二年三月に至り、前者と共に之を廢して「現金出納官吏及出納員配置任命規程」(公達第二百八十四號)が公布された。爾來、屢々部分的の改正を経て現在に至つてゐる。

郵便電信及び電話官署に出納員を置くことは、明治三十三年三月、法律第五十號を以て定められたが、次で同年十一月、出納員の現金出納方に關して勅令第四百八號が公布され、翌年八月、之に基いて逓信省令第三十六號を以て出

納員現金取扱規則が設けられた。又、翌三十五年六月には、郵便及び電信受取所取扱人は、所管局所の郵便爲替貯金出納官吏所屬の出納員たるべきことを公達第四百五號を以て規定した。後、三十七年、省令第三十八號を以て出納員現金取扱規則は全部改正となつたが、四十二年三月に至り之を廢して、「郵便、電信及電話官署の出納員となるべきもの及其の現金出納に關する件」が省令第九號を以て公布された。其の後、大正八年、省令第三號を以て全部改正となり現在に及んでゐる。

二、資金前渡官吏關係法規 資金前渡官吏に關しては、明治二十三年三月、公達第九十五號を以て「現金前渡を受けたる官吏會計例規」が公布されたが、同四十二年四月に至り、現金前渡官吏會計事務取扱規程(公達第三百三十七號)が之に代つた。其の後、之は大正十一年四月に廢止されて、新に公達第四百六十九號を以て公布されたのが現行の逓信省資金前渡官吏事務規程である。

三、検査關係の法規 出納官吏の金櫃帳簿及び事務取扱方の検査に關しては、明治二十五年五月、大藏省訓令第三十號出納官吏検査規程に基き、同年同月、公達第二百二十九號を公布し、出納官吏が検査員に關係書類の提出を請求された場合には、其の需めに應ずべきことを規定されたが、之は爾來、現在に至るまで施行されてゐる。

四、身元保證關係法規 最初、出納官吏は必ず一定の身元保證金又は身元保證品を納付すべきものとなつてゐた。三等郵便局長、郵便爲替貯金の取扱人等は、逓信省設置以前から布告布達等に依り、一定の身元保證金を納付すべきものと定められてゐたが、明治二十一年六月には、郵便爲替貯金身元保證品規則(公達第三百三十三號)、同取扱手續(公達第三百三十四號)等の準則が設けられた。二十三年出納官吏の制度が設けられるや、會計規則及び勅令第四號等に基い



て、同年三月、逓信省出納官吏身元保證金取扱規程（公達第六十七號）及び同保證金算率（公達第五十五號）等が定められた。爾來、一定額の現金を取扱ふ出納官吏（物品會計官吏は一定價格の物品、郵便切手類會計官吏は一定印面價格の切手類）は、原則として一定の身元保證金又は之に代る公債證書若しくは土地を納付すべきことに定められたが、同年六月、勅令第五五號を以て、郵便爲替金及び郵便貯金を取扱ふ出納官吏は、前記勅令第四號の制限に關はらず、凡て身元保證金を納むべきものとされた。次で同年八月、郵便爲替金及郵便貯金出納官吏身元保證金取扱規則（逓信省令第十八號）及び同細則（公達第三百十九號）が公布されたが、此の兩者は、二十七年一月に前記取扱規程の改定施行と共に廢された。取扱規程は其の後、數次の全部改正及び一部改正を経て三十六年まで施行された。其の他關係法規としては、二十四年十一月制定の、爲替取扱所及貯金預所取扱人身元保證品規則（公達第四百六十九號）、同取扱手續（公達第四百七十號）、三十二年六月制定の郵便取扱所取扱人身元保證金規程（公達第三十號）等があつたが、三十五年八月に至り、勅令第二百五號を以て、爾後出納官吏の身元保證金は、各省大臣に於いて必要と認むる場合には、之を納付せしめ得るものと改正されたので、逓信省では翌三十六年四月、公達第三百五十五號を以て左の通り定めた。

第一條 當省出納官吏ハ身元保證金ヲ納付ヲ要セス但シ部局長ニ於テ必要ト認ムルモノハ其ノ事由ヲ具シ金額ヲ定メテ大臣ノ承認ヲ受クヘシ

第二條 從來身元保證金ヲ納付シタルモノニシテ前條但書ニ依ルモノ、外ハ此ノ際還付スヘシ

第三條 本公達ハ出納員ニモ之ヲ適用ス

右に依つて從來の身元保證金に關する諸規程は消滅し、爾來、三等郵便局長及び特に必要と認められるものに就いては、別に關係法規中に規定されることになつた。

#### 第四款 契約關係法規

政府に於いてなすところの賣買、貸借、請負、其の他の契約も、私的立場に於いてなすものであるから、私人間に於ける契約と何等異るところはない。従つて其の契約自體の準則は云ふまでもなく民法である。然れども、政府に於ける契約は私人間に於けるが如く然かく自由に行ひ得ない立場にある。之も一つの行政行爲である以上、行政的目的の上から、其の方法にも自づから種々の制限、特例等を設ける必要がある。そこで、其の事務上の準則も必要なかわけであるが、契約自體の根本法規が定められない時代は、政府の契約事務も長い間、實際の便宜に基いて處理せられてきたやうである。而して契約の締結方法等のことに就いては、明治十五年制定の會計法其の他の規則にも規定せられてゐないが、同二十二年二月改正の會計法及會計規則に於いて、初めて其の中に契約事務の根本準則の規定を見ることがなつた。逓信省に於いても、同年諸會計例記の中に、工事及物件の賣買貸借に關する規定を設けた（物品の賣買は、其の以前の會計例規にも規定はあつたがほんの部分的なものに過ぎない）。明治二十五年三月には逓信本省に於ける契約事務の準則として、工事及物件賣買貸借規程（財甲第五百六十號）が公布されたが、更に同三十六年三月に至り、從來の會計例規中の契約規定と右財甲第五百六十號とを合して、公達第二百三十號を以て、工事及物件賣買貸借規程を公布した。爾來、同規程は大正十一年まで施行されたが、新會計法及び會計規則の施行に伴つて、現行の逓信省契約事務規程及び逓信省入札者規程が之に代つて實施されることとなつたのである。その他、競争加入者資格、契約保證金等に就いては、諸種の省令公達等



が出来てゐる。工事及び物件の賣買貸借に就いては、別に該當の章で述べることにする。

#### 第四節 通信事業特別會計制度實施後に於ける會計法規

##### 第一款 金錢會計法規

###### 第一項 逓信省一般會計事務規程並に簡易生命保險及郵便年金特別會計事務規程

一、通信事業特別會計制度の實施に伴ひ、公達以下の形式を以て規定せる會計事務取扱手續に關する諸規程は、全面的に改正を加へる必要が起つたのであるが、由來、會計事務規程は、實際事務取扱者の指針たるべき性質を有するものであり、旁々以て條文の索引及び其の他の便宜上、同一系統に屬する事項はなるべく同一規程中に織込むことが理想的であるとの見解から、從來の會計事務規程を一應解體し、各會計別に新規程が制定されたのである。即ち、一般會計に就いては、逓信省一般會計事務規程（九章百一箇條）、逓信省一般會計物品事務規程（七章五十三箇條）、簡易生命保險及び郵便年金特別會計に就いては同會計事務規程（十章百十二箇條）及び同會計物品事務規程（九章七十箇條）、又、通信事業特別會計に就いては、次項に於いて述べるが如き事務規程が制定されたのである。

一般會計の事務規程は通信官署には適用なく、又、簡易生命保險及び郵便年金特別會計の事務規程は通信官署に適用はあるが、其の内容も大體に於いて同様であり、且つ後者は昭和十三年一月十一日、厚生省に移管と同時に廢止された關係もあり、沿革として多く述べる必要もないので、之を一項に取纏めて簡単に記述することとした。

二、先づ、一般會計事務規程の内容を略説すれば、經理局長、經理局大阪出張所長、福島及び福岡の各電氣試験所出張所長、燈臺局長及び逓信局長を部局長とし、部局長は歳入徴收官たると同時に、支出官として之に支拂豫算を令達し、經費の支拂をなさしめることになつてゐる。尙、熊本及び札幌逓信局の海事部長は繰替拂命令官として所屬部局長から定額豫算の令達を受け、支出官と同様に經費の支拂事務を掌つてゐる。此の規定は從來とも同様であるが、其の規定箇所が以前は逓信局、通信官署會計事務規程の會計事務特別取扱の章（第八十六條）にあつたのを、逓信省一般會計事務規程の豫算の章（第十一條）に整理したのである。尙、一般會計に屬する繰替拂命令官は上記二海事部長あるのみである。

歳入に關して注意すべきは

- (一) 各現業局は、印紙賣捌代金の收納事務を取扱つてゐるにも拘らず、之に分任歳入徴收官が配置されてゐない。之は所轄逓信局長たる歳入徴收官に於いて、事後調定をなし一切の手續をなせば足るからである。
- (二) 又、納入告知書に指定する納期は從來の規程に於いては

第二十三條 納入告知書ニ指定スル納期ハ特別ノ規定アルモノヲ除クノ外十五日以内ニ於テ適宜之ヲ定ムヘシ但シ遠隔ノ地ニ在ル納入ニ對シテハ往復ノ日數ヲ除キ本文ノ納期ヲ定ムヘシ

となつてゐたのであるが、新規程に於いては

第十九條 前條ノ納入告知書ハ特殊ノ事由アルモノヲ除クノ外左ノ區分ニ依リ發スヘシ



一 法令又ハ契約ニ依リ納期ノ定マレルモノハ其ノ期日又ハ納期末日ヨリ少クトモ十日前但シ當該歳入所屬年度開始前ナルトキハ其ノ所屬年度開始後三日以内

二 隨時ノ收入ハ其ノ收入スヘキ事實ノ確定シタル日ヨリ五日以内

第二十條 納入告知書ニ指定スル納期ハ左ノ區分ニ依リ之ヲ定ムヘシ

一 法令又ハ契約ニ依リ納期ノ定マレルモノハ其ノ期日又ハ納期末日

二 前號以外ノモノハ納入告知書發行ノ日ヨリ起算シ十日以内但シ遠隔ノ地ニ在ル納人ニ對シテハ相當ノ日數ヲ延伸スルコトヲ得

と改められてゐる。

(三) 次に出納官吏又は出納員が現金に換へ、小切手其の他の證券を以て歳入の納付を受けた場合の処理方は、舊規程に於いては

第二十六條 前二條ノ場合ニ於テ官廳ヨリ小切手ヲ以テ歳入金ノ納付ヲ受ケタルトキハ其ノ小切手ハ表面餘白ニ「要振替」ノ印ヲ押捺シ現金ト同一ニ看做シ第六十五條ノ規定ニ依リ之ヲ處理スヘシ

第六十五條 官廳ヨリ歳入金トシテ納付ヲ受ケタル小切手及繰替拂ヲ爲シタル歳出金ニ對スル現金補填ノ爲交付ヲ受ケタル小切手、郵便電信電話官署現金出納計算規程ニ依リ手形交換所ニ就キ交換計算ヲ爲シ又ハ當該支拂店ニ就キ支拂ヲ受クヘシ

前項ニ依リ當該支拂店ニ就キ之カ支拂ヲ受クル場合ニハ過超金ニ振替回納ヲ爲シ又ハ預託金ニ振替拂込ヲ爲スヘシ

となつてゐるのであるが、新規程に於いては

第二十三條 出納官吏又ハ出納員前二條ノ場合ニ於テ小切手其ノ他ノ證券ヲ以テ歳入金ノ納付ヲ受ケタルトキハ之ヲ現金ト同

一ニ看做シ計算規程ニ依リ之ヲ處理スヘシ

となし、條文を整理したこと等である。

三、斯くて新規程は昭和九年度より實施されたのであるが、其の後、昭和十年九月に至り、大藏省より國有財産整理資金特別會計の歳入となるべき工作物賣拂代金の收納科目に關し、從來は

(一) 土地と共に賣拂ふ場合は 土地拂下代

(二) 其の他は總て 建物拂下代

の目を以て整理してゐたのを、今後は

(一) 土地と分離し得ざるものは 土地拂下代

(二) 建物と分離し得ざるものは 建物拂下代

(三) 其の他は 工作物拂下代

とする旨の通牒があり、之を各遞信局、燈臺局宛、査第三千三百三十二號を以て通牒した。

越えて昭和十三年二月には航空局が外局となつたので、一般の例に倣ひ會計事務も同局に於いて取扱ふこととなり、同局長官を部局長及び契約擔當官吏とし、從來本省に於いて取扱つてゐた同局の會計を移管した。併し乍ら同局大阪出張所は、單に其の名稱を航空局航空試験所大阪出張所と改められたに過ぎず、會計事務は依然として經理局大阪出張所に於いて取扱ふこととした。又、同年五月、電力國家管理法の實施準備のため、電力管理準備局なる外局が新設されたが、其の性質上、一時的存在なるに鑑み、特に會計機關を置かず、經理局に於いて之を取扱ふこととし、其の



旨公達第七百四十九號を以て公布した。越えて昭和十四年四月一日より電氣局が外局となり、名稱を電氣廳と改められ、又、新に中央航空研究所が設置せられたので、其の長官をそれぞれ部長となし、一切の會計事務を掌らせることとし、公達第四百三十四號乃至第四百三十九號を以て關係規程を改正した。

四、次に簡易生命保險及郵便年金特別會計事務規程は、各種會計機關の在勤局所に差がある外、事務取扱手續の内容には大差がない。尤も保險年金に關する料金は、從來郵便切手を以て納付せしめてきたが、通信事業特別會計制度の實施に伴ひ、兩會計間に於ける右歳入金の決濟計算上不便が豫想せられたので、之を收入印紙を以て納付せしむることに改められたことを注意せねばならぬ。尙、昭和九年九月、查第千二百十七號通牒を以て、簡易保險及び郵便年金に屬する遺失物は、各々其の會計の歳入に組入るべきことを定めたが、其の歳入徴收官は從來の通り簡易保險局長であつたがために、取扱上不便が尠くないので、昭和十一年十月、公達第八百四十號を以て遞信局長を當該歳入徴收官に改めた。更に翌十二年十月、從來無料であつた健康相談所の利用に手数料を徴することとなつたので、之に伴ひ、同月、公達第十十六號を以て事務規程を改正した。斯くて昭和十三年一月十一日、厚生省の新設に伴ひ、會計事務は同省外局たる保險院所管となつたので、其の前後處理及び引繼方に關し、遞信省令第一號「郵便局ニ於ケル簡易生命保險及郵便年金ノ兩特別會計ノ受拂ニ關スル件」を定めた。之は「郵便電電話官署現金受拂規則」を改正する方法に依らず、別の單獨省令に依つたものである。

その他、「遞信省所管不動産登記ノ囑託ニ關スル件」を改め（昭和十三年一月遞信省令第四號）たる外、一般會計、通信事業特別會計各會計事務規程中移管事務に關する簡易保險局關係の文字を削り、殘存事務を通信事業特別會計の各種會計事務規程中に入れるため、同日公達第十九號以下實に十五の公達を公布した。之に依つて、遞信省に於いて取扱ふ簡易保險及び郵便年金の事務は、一切通信事業特別會計として經理せられることとなり、創業以來二十三年間、遞信省で司掌した簡易生命保險特別會計は、郵便年金特別會計と共に遞信省より姿を消したのである。

## 第二項 通信事業特別會計法規

### 序 説

通信事業二十數萬の従業員に依つて長い間待望せられてきた通信事業特別會計制度は、昭和九年度より愈々實施せられることになつた。斯かる劃紀的な會計制度の變革に伴ひ、實際事務取扱手續の上に大きな變改が加へられることは當然の歸結と云はねばならぬ。併し乍ら、通信事業の第一線に立つて對公衆業務を取扱ふ現業局に對しては、成るべく影響の少からんことを念願し、其の取扱手續の改正は必要の最小限度に止める方針の下に行はれたのである。即ち、從來物品整理であつた電信電話機械裝置類を國有財産整理となし、又、歳入歳出を勘定區分に從つて取扱ふことになつた外、特に著しい手續上の變化はなかつた。又、本省及び遞信局に於いても成る可く手数の増加を避ける方針であつたが、如何にせん會計制度の根本的變革であつたやうに、相當廣範圍に互つて取扱手續の變改があり、之がため或る程度手数の増加を來したことは誠に已むを得ないことであつた。

以下、通信事業特別會計制度の實施に伴ふ會計事務取扱手續の變革に就いて、其の概略を述べることとする。

#### 一、通信事業特別會計制度の實施に伴ふ會計事務取扱手續の變革大綱

特別會計制度の實施は凡て特別會計法の制定に俟たなければならぬ。従つて本會計制度を説明するためには當然本



特別會計法の内容に遡らねばならぬ。

通信事業特別會計法は通信事業經濟を一般會計より切り離し、其の歳入金をして歳出に充て、之を獨立の財團として經理し、且つ之に商業式計算方法を適用することを大體の骨子として規定されてゐる。即ち、事業經濟の獨立化に伴ふ事業資金の調達方法を規定し、次で本會計豫算は總豫算より切り離し獨立に編成せられる關係上、之を總豫算と共に帝國議會に提出すべきことを規定し、更に其の所屬現金は一般會計のそれと區別して經理せられることになるので、其の餘裕金の運用方法を定め、又、業務取扱數量の増加に伴ふ豫算の不足を補ふため、用品勘定及び業務勘定に豫備費を設けることと定めてゐる。

次に商業式計算方法に就いては、次づ第一に資本の範圍を明かにし、次で資本の増減計算並びに豫算編成上の便宜等を考慮して、本會計を資本、用品、業務の三勘定——即ち三箇の小會計單位に分割すること、及び各勘定は毎年度商業式計算方法に依り決算を行ふべきこと、並びに三勘定相互の關係等を明かにしてをり、尙、會計獨立に伴ふ他會計との關涉事項は勅令の定むるところに委任する旨を規定してゐる。

以上述ぶるところの通信事業特別會計法上の諸原則を實行するために、新に制定又は改正せられた主なる會計法規を擧ぐれば左の通りである。

制定の部

(一) 勅令

通信事業特別會計規則 (昭和九年三月 勅令第七十五號)

(二) 省令

通信事業特別會計法第十三條ニ基ク命令ノ件 (昭和九年三月 大藏省令第十二號)

(三) 公達

歳入歳出科目解疏 (昭和九年三月 公達第二百六十六號)

通信事業特別會計事務規程 (昭和九年三月 公達第二百四十四號)

通信事業特別會計物品事務規程 (昭和九年三月 公達第二百五十一號)

物品會計官吏及物品保管主任配置任命規程 (昭和九年三月 公達第二百五十三號)

逓信省國有財産事務規程 (昭和九年三月 公達第二百五十八號)

改正の部

(一) 勅令

國有財産法施行令

(二) 省令

國有財産法施行規則 (大藏省令)

會計規則及各特別會計規則ノ規定ニ依ル帳簿書類ノ様式 (大藏省令)

郵便、電信、電話官署現金受拂規則 (逓信省令)

(三) 訓令

逓信省所管經費取扱規程

(四) 公達

第二章 會計法規



以下項を分つて會計事務變革の大綱を述べることとする。

(一) 獨立の財團となつたに伴ふ事項

(イ) 豫算

通信事業特別會計の豫算編成の形式は、會計法第八條の規定に依らず、歳入歳出共に之を資本、用品、業務の三勘定に区分し、各勘定の中を更に款、項に区分せられる。従つて從來の臨時部、經常部と云ふ觀念は全くなくなつて、其の代りに簿記學上の理論に従つて、資本勘定、業務勘定と云ふ二大區分が生じ、別に之と重複して用品勘定豫算が出来たのである。各勘定に屬する歳入、歳出の内容は通信事業特別會計法第六條乃至第八條に規定せられてゐる。即ち、用品勘定の豫算は、事業用品の調達配給のために保有する用品勘定資金運轉の豫定計畫であり、資本勘定の豫算は、資本的收支の豫定計畫であり、又、業務勘定の豫算は損益的收支の豫定計畫である。資本的收支と損益的收支の區別は前記の規定に依つて略々明瞭であるが、資本的支出と損益的支出の區分は、從來の臨時部、經常部の觀念に代るものであり、甚だ重要である。本特別會計に於いては之を極めて形式的に區別し、通信事業特別會計規則第十條に列擧せられた固定財産の増加を來すべき支出及び國債の償還金を資本的支出とし、それ以外の支出は損益的支出とすることになつてゐる。唯、電信電話設備補充費、即ち設備の取替に要する經費は、損益的支出と見るべきものであるが、補充工事は擴張改良工事と同時に施工するを利便とするので、其の財源は業務勘定の負擔とし、之を資本勘定に繰入れ、實際の支出は資本勘定に於いて行ふこととせられた。

特別會計豫算は獨立豫算であるから、所管大臣自ら之を編成し、豫定計算書として之を大藏大臣に送付すれば足りるのであるが、豫定計算書の作成形式に就いては別段の規定はない。併し乍ら、其の性質よりすれば、一般會計の歳入豫算明細書及び豫定經費要求書に準じて作成すべきものであり、歳入豫算は各勘定共に款・項に區分し、更に各項の金額を各目に區分し、各項毎に増減の事由及び計算の基くところを示さねばならぬ。又、歳出豫算は之亦各勘定共に款・項に區分し、各項中所要の金額を各目に區分し、必要の場合に於いては更に之を細分し、經費所要の理由及び計算の基くところを示さねばならぬ。

(ロ) 豫備費

本會計に於いては、會計法第九條に依る豫備費、即ち第一、第二の豫備金の外に特別の豫備費が設けられてゐる。本特別會計法第九條に依る豫備費、即ち業務取扱數量の増加に依つて生じた豫算の不足を補ふために、用品勘定と業務勘定の歳出に設けられた豫備費がそれである。此の豫備費の支出手續は、本會計規則第三條の規定に依り、第一豫備金支出に關する手續を準用することになつてゐる。之は、右豫備費の性質が比較的第一豫備金に類似してゐるからである。

(ハ) 決算

茲に謂はゆる決算とは普通の意味の決算、即ち豫算に對する決算を指すものであるが、此の事務に關する限り、從來と多少科目が變つた外、手續に於いては殆ど變りがない。唯、歳入の決算は、從來歳入事務管理廳として所管してゐるに過ぎなかつたが、爾今、所管大臣として毎年度、歳出と共に決定計算書を調製し、翌年七月三十一



日までに之を大藏大臣に送付せねばならない。又、逓信省は決算に備へるため、各勘定毎に歳入簿及び歳出簿を設備し、歳入簿には歳入の豫算額、調定済額、收入済額、不納缺損額及び收入未済額を、又、歳出簿には歳出の豫算額、豫算決算後増加額、支出済額、翌年度繰越額及び残額を登記せねばならぬ。

(ニ) 支拂元受高の經理

通信事業の經濟が獨立の財團として經理せられ、其の歳入を以て歳出に充てることになつた結果、日常の支出も亦收入高に依つて制限せられることとなつた。此の支出制限額、即ち前年度よりの現金の繰越高及び當該年度の收入済歳入額の現在額を支拂元受高と云ひ、歳出の支出は此の支拂元受高を超過することが出来ない。一般會計に於いては、歳出の支出に要する原資は一切大藏大臣に於いて經理せられてる關係上、各省大臣は謂はゆる定額使用權を有し、國庫現金の有無を顧慮することなく、豫算定額の範圍内に於いて自由に支出し得るのであるが、特別會計に於いては支出に就いて豫算と現金との兩方面から拘束を受けることになつてゐる。此の點が、會計事務の一大變革である。支拂元受高の經理手續に就いては本會計事務規程の項に於いて記述することとする。

(二) 商業式計算方法の採用に伴ふ事項

従來の通信事業は、消費を目的とする一般會計制度の下に經營せられてたのであるが、今や其の羈絆より離脱し、獨立自主の經濟を營むと共に、之を一箇の企業會計と看做し、之に商業式計算方法を適用するに至つたことは、制度の一大變革である。通信事業特別會計規則二十九箇條の大部分は、直接・間接に商業式計算に關する基本的原則を定め、又は之に關係ある事項を定めてゐる點に徴しても、商業式計算方法の採用が如何に大きい影響を會

計事務上に及ぼしたかを看取し得るであらう。

(イ) 商業式計算の意義

事業活動を貨幣價値の流れとして見るときは、貨幣から物へ、物から貨幣への経過を辿るのである。此のコースはあらゆる事業活動に共通してゐる。

此の最初に投ぜられた貨幣を資本と稱び、此の経過を資本循環の過程と稱ばれてゐる。資本循環の過程を計算記録し、常に事業の財的活動の状態を明瞭ならしむると共に、一定期間毎に其の成果を計算確定する技術を複式簿記と謂ひ、複式簿記に依つて斯様な計算整理をなすことを商業式計算と謂ふのである。

(ロ) 商業式計算の會計事務に及ぼす影響

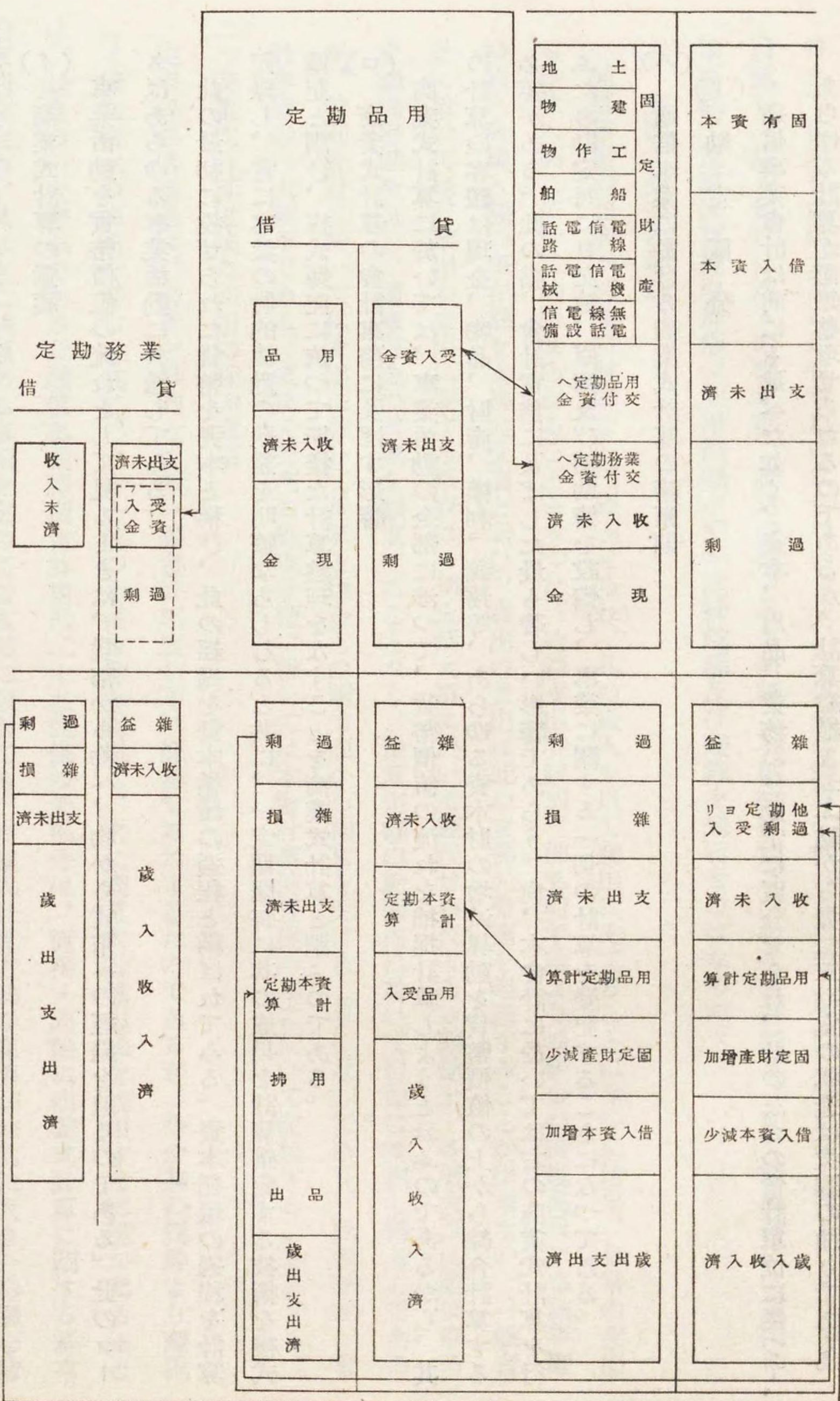
商業式計算に於いては、事業活動の全部に涉つて、貨幣價値の流れを捕捉計算しようとするのであるから、其の計算の客體は現金、物品、財産、權利、義務等、あらゆる資本財の増減異動を貨幣價値の上から綜合計算する必要がある。此の點、會計實務に及ぼした最も著しい影響であらう。尙、本會計に於いては右の商業式計算を行ふため勘定毎に日記簿、原簿及び補助簿を設備し、事業に關する一切の計算を登記することになつてゐる。

(ハ) 通信事業に於ける商業式計算の諸原則

(1) 勘定區分

通信事業會計は前にも述べた如く、資本、用品、業務の三勘定に區分せられ、此の三つの會計單位に従つて、あらゆる計算が記録整理せられるのであるが、計算組織と云ふ點から見た三勘定の構造は次圖の通りである。





通信事業經濟が獨立の財團となつて獨立事業を営まうとするに當つて、其の經濟的活動を財的方面より捕捉して、合理的經營の指針とするためには、此の計算方法を採用することが絕對に必要であるばかりでなく、此の複式簿記に依る計算技術は、事業の財的活動を捕捉表示する方法としては實に世界共通の普遍的技術である。殊に公益企業として、其の活動に就いて社會的な批判を受くべき事業に於いては、此の計算方法を採用することは當に一つの義務であるさへ考へられるのである。

(2) 資本内財産

商業式計算の對象となる財産即ち資本内財産は、現金(未決済計算に屬する權利義務を含む)と、用品(貯藏物品)と固定財産の三者である。

理論的に云へば、あらゆる財産が計算の對象となるべきであるが、從來の消費會計制度から事業會計制度に移るに當つて、一躍微細な財貨に至るまで、一々其の増減・異動を計算することは、多大の手續を要し、事務の混亂を來す虞れがあるばかりでなく、此の種財貨が資本外財産となされた例は民間事業會社にもあるので、旁々便宜の取扱を認められたのである。尙、斯かる取扱をなすことに依つて商業式計算に關する事務は現業局には殆ど關係を持たなくなつたのである。

(3) 財産の評価

固定財産の評価方法は、本會計規則第十一條に、用品の評価方法は同第十三條に規定せられてゐる。即ち、本會計に於いては、凡て原價主義に従ひ財産の評価をなすことになつたのであるが、右は資本循環の過程を計



算整理する商業式計算の建前上、當然の歸結である。固定財産の評価は、財産そのものの特質並びに事務簡捷上の見地より箇々の財産に就いては之を行はず、全財産を一括して評価する建前を採つてゐるが、之亦本會計の一特色である。

(4) 減價償却

本會計に於いて減價償却法が採用せられなかつたのは、通信事業の本質並びに所屬財産其のものの特質に鑑み、理論上は兎も角として、實際上は之を行ふ必要がなかつたからである。即ち、本會計に於いては、減價償却こそ行はれないが、其の代りに、永年使用の結果實用に堪へなくなつた固定財産は、其の價格を削除すると共に、之に代るべき新なる固定財産を建設取得し、常に其の實體を維持することに努める建前を採つたからである。

(5) 用品の評価替

用品勘定資金を形成する用品は、其の性質上、商品にも比すべきものであるが、其の顧客が部内に限られてゐる關係上、市價の變動に従つて價格を改定する必要はない。併し乍ら、用品が毀損變質のため絶對價值に變動を來した場合に於いても猶、評價替をなさぬと云ふことは、事實を無視した取扱方と云はねばならぬ。故に、斯かる場合に於いては、其の程度に應じて價格を改定することになつてゐる。又、用品が不用になつた時は、其の價格を削除して不用品に編入し、謂はゆる資本外財産として取扱はれるのである。尙、用品の價格改定に依る減損額及び不用品編入額は、用品勘定の損失として計算せられることになつてゐる。

(6) 資本

本特別會計法に謂はゆる資本とは廣義の資本であつて、事業の元本となつてゐる貨幣價值の總額——即ち資本内財産の總額を指稱する。従つて本會計の資本となつてゐる金額の中には、公債其の他外部より借入れた借入資本——即ち他人資本をも包含してゐる。他人資本以外の資本は云ふまでもなく自己資本であつて、本會計に於いては之を固有資本と稱んでゐる。固有資本及び借入資本の内容に就いては本會計規則第八條第二項を以て定められてゐる。

(7) 日記簿、原簿、補助簿の記帳方法

本會計の日記簿は民間企業會計に於ける日記仕譯帳に、原簿は元帳に、それぞれ該當する主要會計帳簿であり、又、補助簿は原簿に登録された數字の内譯を整理するための帳簿である。原簿は本會計の中樞をなす帳簿であつて、其の數字を試算表なる一表に集めて見れば、事業全體の財政状態及び活動狀況が一目瞭然となる。

日記簿と原簿の記帳方法は全然複式簿記の技術に依るものであるが、記帳單位即ち原簿科目は、大正十一年三月、大藏省令第二十號「會計規則及各特別會計規則ノ規定ニ依ル帳簿書類ノ様式」中に、本會計日記簿の分として仕譯方法と共に規定せられてゐる。

(8) 勘定決算に関する書類

商業式計算の結果を表示すべき決算書類の種類に就いては、豫定計算書に添附して大藏大臣に送付すべき書類として、本會計規則第二條第二項を以て規定されてゐる。其の様式は、所管大臣たる逓信大臣が大藏大臣と



協議して之を定めることになつてゐる。

(ニ) 商業式計算事務取扱手續に關する規定の制定方針

商業式計算の眼目は、日常のあらゆる資本内財産の増減異動を計算記録整理することに依つて、事業活動の全貌を財的方面から捕捉し、將來に於ける事業運営上の指針たらしめるに在る。従つて當該事業が龐大であればある程、其の方法手續は益々複雑多岐を極め、之がため相當の勞力と經費とを要するのであるが、本會計に於いては、事務簡捷、經費節約の見地より、凡そ次の如き方針に則り、之が手續を定めたのである。

(1) 既存の會計組織を出來得る限り利用したこと

商業式計算の對象は金錢、物品及び財産の三種に大別されるが、金錢に關する會計事務は歳入徴收官、支出官及び出納官吏に依つて取扱はれ、又、物品に關する會計事務は物品出納命令官及び物品會計官吏に依つて取扱はれる。此の種會計機關は特別會計になつても何等變りはないから、之等の會計機關の事務を綜合して商業式計算事務を進めることとした。

(2) 原簿は本省のみに設置することとしたこと

原簿を地方部局に分設する方法も考へられぬわけではないが、種々の弊害が豫想せられるので、本省一箇所に設備することとした。此の方針は、中央集權主義に出でたものではなく、専ら實務上の便宜に出でたものである。

(3) 本省の原簿は歳入徴收官其の他の會計機關よりの報告に依つて登記することとしたこと

第一の方針から、之等の會計機關と原簿との間の聯絡は報告に依つてするより外方法がない。尙、本報告事務に關しては會計事務規程中に織込まれ、今次改正の主要部分を占めてゐる。

(4) 報告は成るべく二系統から取つて計數の對査に便したこと

歳入、歳出其他原簿計算上の計數は、會計諸機關の間に極めて複雑なる聯絡關係を持つてゐるから、年度決算の正確迅速を期するためには、どうしても二系統から報告書を取つて平素嚴重な計數の對査を行ひ、之を監督せねばならぬ。

(5) 報告を成るべく日報主義に依つたこと

原簿登記は日記を原則とする點より考査し、日報主義の採用は當然の歸結と云はねばならぬ。尙、日報主義は部内多年の經驗に徴し、大量の計算事務を正確敏速に處理するためには最も優れた方法であり、旁々以て此の方法を採つたのである。

(ホ) 商業式計算事務執行に伴ひ新に設けられた事務

中央に於ける原簿登記に關する事務の外、新に増加した事務中、主なるものを挙げれば次の通りである。

(1) 諸報告類

金錢關係のもの

歳入金受拂高日報、歳出金受拂高日報、國庫受拂高日報

用品關係のもの

第二章 會計法規



用品計算受拂報告書、用品計算受拂月報、收入未済組替額報告書  
收入未済額報告書、更正済額及更正未済額報告書、支出未済組替額報告書  
支出未済額報告書、工作物計算受拂報告書

年度末處理に關するもの

収入未済額繰越計算表、収入未済繰越額の電報報告、収入未済額整理報告表  
支出未済額繰越計算表、支出未済繰越額の電報報告、支出未済額整理報告表

(2) 未決済計算整理擔當官

從來、物品會計事務と金錢會計事務の間には、さまで密接な關係はなかつたのであるが、用品勘定が設置せられた結果として、其の間に極めて密接な聯絡を必要とするに至つた。未決済計算整理擔當官は其の聯絡機關の一つとして設けられたのである。即ち、整理擔當官は現金から物品へ、物品から現金へと回轉する用品勘定資金の計算事務を、物品會計と金錢會計との中間に介在し、媒介、統制することを以て其の職務とする。従つて用品勘定の資金計算に關する事務は、此の整理擔當官を樞軸として運行すると云つてもよい。

(3) 工場計算

工場計算は、自營生産工場に於いて物品を製作する場合の經費と、物品との計算を完全ならしめるための一工夫であつて、其の取扱手續は、昭和九年、查第四百三十六號達を以て定められてゐる。其の骨子は、工場製品の原價計算に關する手續であり、工作のために費された一切の貨幣價值を、洩れなく落成品の價格に計

上することを目的としてゐる。

二、通信事業特別會計事務規程

次に通信事業特別會計事務規程に就いて述べることにする。

(一) 規程制定の方針

一般會計時代の會計事務取扱手續は本省及び燈臺局に對する遞信省會計事務規程、遞信局及び現業局に對する遞信局通信官署會計事務規程の如く、官署別に規定されたをつた外、簡易生命保險及び郵便年金の兩特別會計に就いてはそれぞれ會計事務規程があり、特殊事項を除くの外は、遞信局通信官署會計事務規程を準用する建前となつてゐるのであるが、通信事業特別會計制度の實施に伴ひ、當省に四箇の會計が併立することとなつたので、之等の取扱規程の體系を如何にするかに關し再検討を要することとなり、結局、從來の規程の建て方を一變して、會計毎に統一規定を設けることが最も實情に即するものとして、之を採用することとなつたのである。尤も簡易生命保險及び郵便年金の兩特別會計の規程は、其の内容が殆ど同一であるので之を合一することとし、結局、遞信省一般會計事務規程、通信事業特別會計事務規程並びに簡易生命保險及郵便年金特別會計事務規程の三箇の會計事務規程が制定せられたのである。

(二) 單獨公達の吸收併合

會計事務規程以外に單獨の公達が多數存在することは、事務全體の取扱方法を系統的に理解する上に於いて不便少からずと認められたので、左の公達及び通牒中、金錢會計に關する事項は、之を本事務規程中に吸收し、其の統一を圖



つたのである。

- (イ) 収入支出取扱期間に関する規程 (明治四十一年二月) (公達第千八百四十四號)
- (ロ) 貯金局會計事務取扱に関する件 (大正二年六月) (公達第三百八十號)
- (ハ) 遞信省資金前渡官吏事務規程 (大正十一年四月) (公達第四百六十六號)
- (ニ) 無線電信局に於ける會計事務中、郵便切手類賣捌及び之に伴ふ現金受入方特例の件 (大正十四年四月) (公達第三百四十六號)
- (ホ) 會計に關する帳簿及び計表類保存期限 (大正二年八月) (公達第四百七十九號)
- (ヘ) 郵便取扱所長たる出納員をして取扱はしむる現金出納事務に關する件 (大正十五年九月) (公達第七百六十三號)
- (ト) 海員審判所會計事務取扱方の件 (大正二年六月) (公達第三百八十一號)
- (チ) 會計検査院の實地検査を受けたるとき本省へ報告の件 (明治三十四年六月) (會第八百七十七號通牒)

(三) 新規規定事項

本特別會計の實施に伴ひ新に附加せられた事項の内、原簿事務に就いては曩に述べたので、茲には爾餘の分に就いて記述することとする。

- (イ) 支拂元受高に關する事項を規定したこと  
支拂元受高とは歳出の支出に充當し得る手持現金の在高的ことであつて、本特別會計に於いても他の特別會計と同様に、歳出の支出をなすに當つて、支拂豫算の制限を受けるは勿論のこと、之と同時に支拂元受高の拘束をも受けるのである。即ち、如何に支拂豫算の残高があつても、支拂元受高の残高を有せざる限り支出のため小切手を振出すことを得ないのである。従つて本會計に屬する各支出官は、支拂元受高差引簿なる帳簿を備へ、之に

支拂元の受拂残高を登記し、常に支拂元受高の有無を確認しつつ支出を行はねばならぬ。又、一方、中央に於いては、各支出官より國庫受拂高日報なる報告書を徴し、之に依つて各支出官の經理狀況を監視すると共に、其の過不足額を調節するため、支出官相互間に於いて支拂元の轉換をなすべきことを命じなければならぬ。新規程には之等の手續に就いても新に規定が設けられてゐる。

- (ロ) 出納官吏と歳入徴收官との收納對查の促進を圖つたこと

出納官吏の領收に係る歳入金は貯金局の主任出納官吏の手許に集められ、日本銀行への拂込をなすことに依つて初めて歳入徴收官在勤局の支出官の支拂元受高となるのである。故に、成るべく速かに之が拂込を了する必要がある。然るに、此の出納官吏の領收高と歳入徴收官の收入濟額との間には、往々にして事故のため不符合を生ずることがあり、之がために歳入金の拂込を遲滞せしめた例が尠くなかつた。新規程は之が是正對策として、右の兩者を日々對照し、計算の吻合を確認せしめる方法を探り、之を規定化したのである。

- (ハ) 収入未済金の整理方法を變更したこと

一般會計に於いては、収入未済のため甲年度より乙年度に繰越された歳入金は、乙年度三月三十一日までに收納せられざる限り、當該年度の調定濟額より控除して丙年度に繰越されたのであるが、新規程に於いては、此の場合、當該年度調定に係る歳入金と全く同様に取扱はれ、毎年四月三十日までは當該年度の歳入として處理することとなつた。此の點、簡易生命保險及び郵便年金の兩特別會計に於ける取扱と異つてゐる。

- (ニ) 支出未済に關する報告を要することとなつたこと



毎年度出納の完結までに支出済とならない歳出金は、本會計規則第七條に依り、之を翌年度に繰越し整理することとなつたので、各支出官は之を調査し本省へ報告することに規定せられた。故に支出官及び繰替拂命令官は、支出未済を生ぜしめぬやう充分心懸ける必要があり、又、若し支出未済を生じた場合は、報告を洩らさぬやう注意せねばならぬ。

(ホ) 歳入金に繰替拂込の場合に於ける小切手の振出方を規定したこと

用品勘定より他勘定へ引渡した用品の代價を決済するため、歳出金より歳入金に繰替拂込をなす場合に於ける小切手の振出手續が定められた。

(ヘ) 用品供給代等の繰替拂込手續を規定したこと

用品勘定より他勘定に用品を引渡したときは、其の都度、物品會計官吏より未決済計算整理擔當官に對して代價報告書を送付し、整理擔當官は之が代金の決済を支出官に要求せねばならぬ。而して此の場合、整理擔當官は箇々の代價報告書を取纏めて作製した繰替受入要求書に依つて其の要求をなすべきことを規定した。又、用品を自動定の廳費支辨の用に供したときの當該代價は、本來ならば歳入歳出を通じて行はるべきであるが、自動定内にて然も同一項内に於いて歳出に樹て、一方歳入に取ることは、如何にも形式的であり且つ非能率的であるので、斯かる場合に於ける用品供給代價の決済は、用品勘定歳出物品購買費より同廳費及び雜費の科目に、當該用品の代價に相當する支出済額を科目更正することに依つて其の目的を達することとせられたのである。此の場合の科目更正は、過誤拂の是正を目的とする一般の科目更正と些か其の性質を異にし、従つて其の取扱手續上に於いて

も多少の相違點がある。即ち、此の場合、被更正科目より嘗て支出せられた際の小切手番號を、當該證書類に記入する等の手續は全く不可能であつて、ただ單に計算書に其の旨を記入すれば足ることにせられたのである。

(ト) 毎年度收入支出に關する期限及び諸計算報告書類の提出期を繰上げたこと

用品勘定及び業務勘定は、毎年度五月三十一日までに決算を結了し、其の過剩又は不足は、本會計法の規定に依つて之を資本勘定に繰入れ、又は移し整理することになつてゐる。故に、收入支出に關する期限及び決算に關する諸報告書類の提出期限を左の通り繰り上げられた。

收入支出に關する期限

- 一 貯金局主任出納官吏の毎年度所屬歳入金を日本銀行へ繰替拂込を爲し得る期限(事務規程第三十條) 十一日間
- 二 繰替拂命令官が毎年度歳出金に對し繰替拂をなし得る期限(同五十九條) 十一日間
- 三 支出官が毎年度歳入金に繰替拂込のための小切手及繰替拂を爲したる歳出金に對し現金補填のために小切手を振出し得る期限(同七十條) 十一日又は九日間
- 四 歳入徴收官又は支出官が收入済歳入金又は支出済歳入金の年度又は科目更正をなし得る期限(同四十六、八十六條) 歳入金 十一日間 歳出金 九日間

五 諸計算書類の提出期限

- 分任歳入徴收官の收入未済額繰越計算表(同四十二條) 二十六日間
- 主任歳入徴收官の收入未済額繰越計算表(同四十三條) 五日間
- 分任歳入徴收官の歳入決算報告書(同百二十三條) 二十一日間



主任歳入徴收官の歳入決算報告書（同百二十四條）

十日間

繰替拂命令官の經費決算報告書（同百二十五條）

二十一日間

支出官の經費決算報告書（同百二十六條）

十日間

(チ) 現金出納簿、現金出納日報及び現金出納計算書に計算科目を増設したこと  
他會計の歳入歳出金に對する受拂證據書と區分計算する必要上、新に通信歳入金及び通信歳出金の二科目が追加せられた。

(四) 制度の合理化

- (イ) 繰替拂命令官の配置範圍を擴張したこと  
掌理豫算制度の施行に伴ふ局別責任經理の趣旨を徹底し、且つ經費支拂の迅速を圖るため、曩に東京及び大阪遞信局所在地の一、二等局に繰替拂命令官が配置せられたのであるが、今回は更に之を擴張し、僅かに例外として二三の特殊局、僻陬の地に在る二等電信局、船舶又は軍艦内郵便局、無線電信局を除いた外、一、二等局全部に及ぼしたのである。
- (ロ) 歳入徴收官の配置範圍を擴張したこと  
東京及び大阪遞信局以外の遞信局所在地の一等郵便局中、電話加入事務を取扱ふ局は徴收成績の向上を圖るため、又、遞信局所在地外に在る七條、神戸鐵道及び枇杷島の三郵便局は原則に復せしむるため、今回新に歳入徴收官を配置せられた。

(ハ) 船舶内無線電信局の歳入徴收及び歳出の繰替拂に關する事務は、定繋港所在地の一等電信局又は一等郵便局に於いて取扱ふこととしたこと  
従來、神戸を定繋港とする無線電信局の會計事務は、神戸中央郵便局に於いて取扱つてゐたのであるが、今回之を神戸中央電信局に於いて取扱ふことに改正した。

(ニ) 資金前渡官吏の前渡資金出納計算書を經理局長に於いて審査することとしたこと  
従來は支出官より直接會計検査院へ送付されてゐたのであるが、會計監督上の必要から、經理局を経由して提出することに改正した。

(ホ) 帳簿及び計表類の保存期間を短縮したこと  
倉庫設備に要する經費の節約並びに保管上の手數省略のため、廣範圍に互つて之を短縮した。

(ヘ) 臨時に保險又は年金の募集を命ぜられ、局外に於いて現金の領收をなす一、二等郵便局職員を臨時出納員としたこと  
臨時又は定期に開設する一、二等局の現金出納事務は、所轄遞信局長限り、他局の出納官吏又は出納員をして之を取扱はしめ得ることとしたこと

(チ) 出納官吏交迭の場合に於ける事務引繼の基準並びに辭令を用ひず代理官を命ずる規定を置いたこと  
従來、出納官吏交迭の場合に於ける事務引繼の規程が區區になつてゐたので、原則として發令又は事實發生の當日までは前任者の扱分、翌日より後任者の扱分となし、以て取扱の統一を圖り、又、従來、後任出納官吏が著



任するまでの期間は、一々辭令を以て代理官を任命してゐたのであるが、責任の歸屬を明かにすると共に、事務の簡捷を圖るため、一、二等局に於いては一定の順序に従ひ別に辭令を用ひずして直ちに代理官たらしめることにした。

(五) 公衆の利便

事務の性質上直接公衆の利便を圖ることは比較的困難とするところであり、此の種の改正は遺憾ながら甚だ少かつた。即ち

(イ) 船舶内無線電信局に於いて郵便切手類賣捌代金の收納事務を取扱ふこととしたこと

従來は船舶内無線電信局に於いては電報の交付事務を取扱ふに拘らず、郵便切手の賣捌事務を取扱はなかつたので、尠からず乗客に不便を與へて來たが、新規程に於いては當該局長を以て定繫港所在地の一等電信局又は一等郵便局出納官吏所屬の出納員となし、郵便切手の賣捌をなさしめ、之が賣捌代金の收納をなさしむることとなつたので、今後は斯かる不便は一掃せられたわけである。

(ロ) 郵便取扱所に於いて電話所所屬加入者より納付に係る電話料金の收納事務を取扱ふこととしたこと

電話所所屬加入者は、電話料金を納付するため數里を隔つる郵便局所在地に向かかねばならぬ場合も少くはなかつたので、之を救済する意味に於いて、郵便取扱所に於いても、之等加入者よりの料金納付に應ずることとした。

(六) 事務簡捷

本特別會計の實施を機會に、事務の簡捷と能率の増進と負擔の輕減とを圖つた事項も亦尠くはない。即ち、

(イ) 繰替拂出納官吏又は出納員が納入告知書に依る歳入金を收納した場合、日附印の押捺に止め、記名捺印を要せざることとしたこと

右の改正に依つて、一箇年一千數百萬件に上る納入告知書に依る歳入金の收納事務取扱上、多大の便益を與へたわけである。

(ロ) 出納官吏又は出納員の即納に係る歳入金領收報告書の副本を、自局に保存することを省略し得ることとしたこと

當該局に副本に代るべきものを設備すれば、之を省略しても差支へないので、之が要否の決定を當該所轄遞信局長に委任することとした。

(ハ) 歳入金受入簿を廢止したこと

本簿の廢止は年來の懸案でもあり、旁々新規程の制定に當つて、之に代るべき歳入金受入票なるものを設けたので、之を廢止することとした。

(ニ) 支出官に於いて繰替拂證券及び同通知書を發行する場合、請求書等に證券の記號・番號の轉記及び發行日附印の押捺を要しないこととしたこと

(ホ) 支出官が經費決算報告書に添附して提出した局別經費明細書を廢止し、之に代ふるに最終支出計算書に決算額區分表を添附することとしたこと



- (ヘ) 電話加入事務を取扱はぬ無集配三等郵便局に於ける雑部金の取扱を廢止したこと  
(ト) 二連式の納入告知書を使用し得る途を拓いたこと  
同一市内に歳入徴收官の在勤する局が一箇所である場合に限り、逓信局長の認定に依り納入告知書を報告書に兼用し、二連式となし得ることとした。

(チ) 納入告知書の送達に際し、領收報告書及び領收證書の部を納付指定局に留置き得ることとしたこと

従來、三等局に屬する電話加入者其他に對する納入告知書は、逓信局に於いて之を發行し、當該三等局を経由の上納人に交付することになつてゐたが、動もすれば過誤納を生じ易く、之が整理に少からず手数を要したので、之が事故防遏と手数の省略を圖るため、定期電話料に對する納入告知書であつて所屬電話局を納付局に指定したものに限り、表記の如き取扱をなし得ることとし、之が採否を逓信局長に一任せられたのである。

(リ) 雑部金受拂簿の納入別口座の設置を省略し得る途を拓いたこと

取扱件数の少い局に於いては、必ずしも納入別に口座を設ける必要もないので、之が處理方を逓信局長に一任した。

(ヌ) 各種計表類を凡て横書アラビア數字式としたこと

(ル) 諸計算報告書類に作製者の官職氏名記載及び捺印を省略し得ることとしたこと

(ヲ) 公衆電話料金の計理方法を改めたこと

従來、公衆電話料金は収集の都度、各公衆電話所毎に通信時數調書と對照し、現金の過剩額は歳入に、不足額

は缺損金に計理してゐたが、都市に於いては公衆電話數の激増に依つて、従來の取扱手續に依り得なくなつたばかりでなく實益も少いので、一箇所一箇月毎に右の對照をなすこととした。然も尙、一電話所に不足を生じた場合は、同一出納官吏の収集に係る他の電話所の過剩金を以て之を補填し得ることとした。

三、昭和九年度以降に於ける會計事務規程の變遷

特別會計實施當時に於ける本規程の改正は以上の通りであるが、次に、其の後に於ける規程の變遷に就いて述べることとする。

先づ第一に、昭和十年四月、東京、大阪、名古屋及び那覇の各無線電話局の廢止に伴ひ、公達第二百七十一號を以て、又、同年七月には神奈川郵便局の一等郵便局昇格に伴ひ、公達第四百六十五號を以て、會計事務特別取扱に關する條文を改め、横濱を定繫港とする船舶内郵便局の會計事務を、従來の通り横濱郵便局に於いて取扱はしめることとし、更に九月には、従來季節局であつた六甲山郵便局が常置局となつたので、公達第六百八十二號を以て其の會計事務を御影郵便局に於いて取扱はしむることに改正した。越えて昭和十一年十一月には、六甲山郵便局に於いて電話加入事務を取扱ふことになつたので、公達第千五十號を以て自局に於いて一切の會計事務を取扱ひ得ることに改正した。又、十二月には電話所を電信電話取扱所と改稱し、同月一日より實施することになつたので、公達第八百八十三號を以て規程第九十六條及び第九十九條中の一部字句を修正した。越えて昭和十二年一月には名古屋に電気試験所の出張所が設置されたので、大阪及び平磯出張所以外の出張所と同様に、其の會計事務はそれぞれ當該出張所に於いて取扱はしめることに、公達第十一號を以て改正し、又、同年三月、勅令第三十五號を以て國稅徵收法施行規則が改正せら



れ、次で同年六月、内鮮・滿聯絡電話ケーブル施設工事のため京城に事務所を設け、本省出張員を同地に駐在せしめることとなつたが、同所に於ける會計事務は一般の例に依つて取扱ひ難い事情があつたので、査第九百十九號達を以て日・滿聯絡電話施設工事會計事務特別取扱手續を制定し、本工事のため朝鮮に駐在する主任の事務官を同事務所に於ける分任歳入徴收官、支出官、契約擔當官吏、物品出納命令官及び國有財産事務分掌官吏となし、又、工事長たる主任の技師を事務官の司掌に屬しない會計事務に關する部局長とした。尙、本手續は其の後昭和十二年八月、大阪Ⅱ奉天間電信回線増設工事、十三年三月、日・滿・支聯絡電信架設工事、同十月、京城Ⅱ圖們間電話ケーブル測量工事が行はれた際にも、之を準用した。

次で昭和十二年十月、郵便取扱所に於ける所掌業務の範圍を擴張し、電信電話の業務をも取扱ひ得ることとなつたので、同所に於いて電話料金の收納をなし得るやう、公達第九百十二號を以て本規程の一部を改正した。次に、廣島電話局は昭和十年九月、金澤電話局は十一年九月、岡山電話局は十二年十一月、札幌電話局は十四年三月、いづれも新設せられ、又、福岡電話局は十二年十一月、廣島電話局は十四年二月にそれぞれ中央電話局と改稱せられたので、其の都度、公達を以て本規程中公眾電話料金の取集主管局に關する規定を改正した。又、昭和十二年六月には長崎電信局が新設せられたので、下關電信局の例に倣ひ、逓信講習所長崎支所の會計事務を同電信局に於いて取扱はしめるため、公達第三百九十二號を以て當該條項を改正した。更に同年七月、東京、大阪及び福岡に電信電話建設事務所が新設せられたので、其の會計事務を當該事務所に於いて取扱はしめるため、所長を歳入徴收官及び支出官となし、公達第七百二十九號を以て本規程の一部を改正した。次で同年十月には、集配三等局員の給料其の他を直轄經理に移さ

れたので、本規程の一部を改正し、支出官が電報を以て給料の繰替拂をなす場合の金額の制限を擴張し、從來の五百圓を倍額の千圓に増額することとした。同年同月、從來の逓信局工務課出張所を逓信局工務出張所に改め、所長を繰替拂命令官となし、職員の俸給、給料及び購入物品購入代金等の支拂事務を取扱はしめることとなつたので、一部規程の改正を行つた。超えて昭和十三年八月には、新舞鶴郵便局が東舞鶴郵便局に、日本橋室町電信局が室町電信局に改稱せられ、又、同年十月には西陣郵便局が一等局に昇格したので、其の都度、公達を以て本規程中會計事務特別取扱に關する條項をそれぞれ改正した。

## 第二款 物品會計法規

### 第一項 物品事務規程

昭和八年四月、通信事業特別會計法が制定公布せられ、愈々昭和九年四月から全従業員待望の通信事業特別會計制度が實施せられることとなり、從來物品整理に屬してゐた通信機器類が電信電話の設備として財産に整理せられ、通信事業特別會計法(第五條本會計ハ之ヲ資本勘定、用品勘定及業務勘定ニ區分ス)に依り用品勘定が設置され、通信事業特別會計の所要物品は先づ用品勘定に於いて調達して他勘定に供給することになつたことは、物品行政に大變革を齎し、従つて在來の物品關係規定も必然的に大改正されることになつた。

從來の物品事務は、逓信省物品出納規程及び事業用物品規程及び數種の單獨規定又は通牒等があり、之等の中には既に非現行に屬する事項で整理されてゐないものも相當あり、之を系統的に理解するには甚だ困難な憾があつたが、



今度の通信事業特別會計制度の實施と共に、従前の關係規程を系統的に整理統一して、新しく逓信省一般會計、通信事業特別會計、簡易生命保險及び郵便年金特別會計の、三物品事務規程が設けられた。併し、物品會計官吏及び物品保管主任の配置任命に關する規程は各會計に共通な事項で、然も同一の物品會計官吏及び物品保管主任が各會計の所屬物品を出納保管するので、此の規定は各會計の物品事務規程から抽出して、各會計の共通規程として、物品會計官吏及物品保管主任配置任命規程が設けられた。

右の外、從來の規程通牒類で尙存置されてゐるものは

- 一、特別文具使用規程ニ關スル一切ノ通牒類
- 二、自轉車調理制度ニ關スル一切ノ通牒類
- 三、式紙類ノ規格制定ニ關スル一切ノ通牒類
- 四、大正二年四月二日公報ニ掲載セラレタ其ノ他避クヘカラサル災害ニ因リ電話番號簿滅失シタルトキ代品交付方ノ件
- 五、明治四十三年三月八日通牒第四千五百三十九號通牒電報託送用電信電話ノ施設者ニ法規類交付方ノ件
- 六、大正二年七月通牒第三千四百三十八號通牒電報託送用電信電話ノ施設者ニ通信區畫便覽等交付方ノ件
- 七、大正二年五月通業第二千六百四十三號通牒三等局ニ於テ行囊封鉛使用方ノ件
- 八、野戰及艦船郵便用特種材料供給規程

等であり、從來通牒で運行されてゐた事項で物品事務規程中に規程された主なる事項は次の通りである。

- 一、一定ノ場合ニ於テ賞與及燒却ノ科目ヲ以テ物品ヲ拂出シ得ルコト
- 二、掃寄紙屑、空俵、空瓶ノ類ハ物品會計官吏ヘ引繼ノ手續ヲ省略シ得ルコト

- 三、物品ノ送付受領手續ニ關スルコト
- 四、棄却又ハ賣却スヘキ物品ニ取締又ハ秘密ヲ要スル部分アルトキハ適宜ノ措置ヲ爲スヘキコト
- 五、一定ノ物品ハ物品出納簿ノ登記ヲ省略シ得ルコト
- 六、物品出納計算書ハ會計検査院ノ委託検査ニ係ル物品ト其他ノ物品トニ分子之ヲ別冊トスルコト

(一) 用品勘定設置の範圍

次に、今回改正された事項の主なるものは

資本勘定、用品勘定、業務勘定の三勘定制度が設けられ、用品勘定設置の原則に基いて、本會計所要物品は凡て用品勘定で調達する建前となるのであるが、それでは用品勘定資金計算上の複雑な手續を要するので、徒らに手數のみかかり實益が尠いため、用品勘定設置の趣旨に基き、第六條に於いて左の通り用品勘定外調達の例外が認められてゐる。

- (イ) 郵便切手葉書類、收入印紙及乗車船券ノ購入
- (ロ) 物品出納簿ノ登記ヲ省略スル物品ノ購入
- (ハ) 貯金支局、在外電信局及一、二等局ノ所要物品
- (ニ) 文書課、逓信官吏練習所、逓信博物館及電気試験所ノ通知豫算内ノ購入物品ニシテ當該部局物品會計官吏ノ受入ノモノ
- (ホ) 前渡資金ヲ以テ所要物品(通信事業特別會計事務規程第百條ニ定ムル工場ニ供給スルモノヲ除ク)ノ購入ヲ爲ス場合
- (ト) 經理局長工事現場ヲ納地トシテ物品ノ購入ヲ爲ス場合
- (イ) 逓信局長逓信局物品會計官吏ヨリ現品ヲ送付セシムルヲ不利ト認メタル物品ヲ工事現場ニ於テ調達スル場合



以上の例外規程は昭和十二年四月、其の一部が改正されて現行に及んでゐる。

(二) 物品の區分

本物品事務規程の特色は用品勘定設置であつて、右に伴ひ物品は先づ用品勘定に於いて調達し、之を各勘定に供給するため、用品勘定内の物品と用品勘定資金外の物品とを判然と區別する必要がある。従來の備品、消耗品、工事材料等の區分の外に、更に第一次的に次のやうな物品類別(第四條)を設けてある。

- (1) 用品
- (2) 決算品
- (3) 再用品
- (4) 不用品
- (5) 保管品

次で第二次的物品類別は決算品に就いて區分をなし(第五條)

甲種物品ニ屬スルモノ

- (1) 器具備品
- (2) 見本參考品
- (3) 工事材料品

乙種物品ニ屬スルモノ

- (1) 備品
- (2) 見本參考品
- (3) 消耗品

となつてゐる。而して甲種物品、乙種物品の類別は、略々従前の第一主任官取扱の物品が甲種物品となり、第二主任官取扱の物品が乙種物品となつてゐて、甲種物品、乙種物品の區別は左の通り定義されてゐる。即ち第二條に

甲種物品とは

- (イ) 電信電話設備ノ擴張、改良、補充並ニ維持修理工事直接ノ用ニ供セラルル材料、器具其ノ他ノ物品
- (ロ) 職員養成、廳内電話其ノ他ニ使用セラルル物品ニシテ(イ)ノ用途ニ主トシテ使用セラルル物品ト種類ヲ同シクスルモノ

(ハ)ニ該當スル物品ヲ工作又ハ試験スルニ必要ナル物品

(ニ) (イ)又ハ(ハ)ニ該當スル物品ヨリ生シタル不用品

乙種物品トハ前號以外ノ物品ヲ謂フ

とあり、其の後、使用目的主義に依り規程の一部が改正され、甲種物品より職員養成、廳内電話用物品が削除され、乙種物品として整理することになつてゐる。

尙、器具備品、見本參考品、工事材料品、消耗品等に就いても各定義が附されてゐて、事務運行上に多大の便益があり、之も其の後に於いて多少の改正があり、甲種物品中より見本參考品が除かれ、乙種物品中に醫療材料、藥品等の新科目が挿入され、従來の圖書類の見本參考品整理は廢止された。

(三) 準備

従來の事業用物品の第一種、第二種及び第三種の區別を廢し、新に本省準備品と其の他の物品とを區別し、第一種品は今後本省準備品として用品勘定に於いて調達の上、用品として遞信局に保管轉換し、遞信局に於いては必要の都度、豫算の許す範圍内で自由に使用出来る建前となつてゐる。次に第二種品、第三種品は略々現行の遞信局準備品に該當するので、遞信局に於いて調達する原則を立て、時宜に依つては使用局所に其の調達を委任し得ることになつてゐる。而して

甲種物品の準備は

- (イ) 甲種物品ノ準備ハ工事計畫擔當者ニ之ガ要求ヲ爲スノ原則ヲ樹テ夫々手續ヲ規定シタルコト(第二十二條乃至第二十五條)



(ロ) 逓信局長ハ本省準備品タル資本勘定工事材料品、甲種再用品及甲種用品ノ毎年度末數量見込調査竝ニ本省準備品タル業務勘定工事材料品ノ過剩數量調査ヲ夫々所定期限迄ニ本省ニ提出スルコトシタルコト(第二十六條、第二十七條)

乙種物品の準備は

(イ) 乙種本省準備品中ノ特殊ノ備品類ハ文書課長、郵務局長及電務局長ヨリ之ガ準備ノ要求ヲ爲スコトシタルコト(第三十條)

(ロ) 右以外ノ本省準備品ハ逓信局ノ要求ヲ俟タズ本省限り準備計畫ヲ爲シ逓信局ニ於テ必要アリト認メタルトキハ之ガ變更ノ要求ヲ爲シ得ル建前トシタルコト(第三十一條乃至第三十三條)

(四) 其他の改正事項

一、電信電話工事の工事施工に伴ひ副生したる物品は、新品とは其の性質を異にし、之を新品と同一に整理することは種々の不便を伴ひ、其の活用にも遺憾の點が多く、再用品なる物品類別が設けられ、新品と舊品との混合整理が廢止された。

一、文化の進展に即應するため物品品目區分表を廢止し、之を抽象的定義主義として、原則として單金一圓を限度とし、備品、消耗品の區分整理をすることにし、尙、處理上又は取締上必要と認める場合は、單金一圓以下でも備品整理とすることは差支へないと云ふ例外も規定されてゐる。

一、從來の物品出納科目は、科目の不備のため新科目設定に關しては逓信大臣の認可を要することになつてゐるので、物品の不經濟を來すばかりでなく弊害も伴つてゐたのを、今回は「過剩」、「賞與」、「燒却」等の新科目が挿入され、尙、用品勘定には用品と云ふ類別が設けられたので、それに特有なる工作物渡の拂出科目が、納入には戻

入なる科目が設けられた。其の後、昭和十二年四月、物品事務規程の一部改正に伴ひ、新しく解疏が附されて別表とし、實際上に便益が與へられてゐる。

一、物品會計官吏及物品保管主任配置任命規程が、今回、單獨規程として設置され、それに依ると、從來の第一主任官、第二主任官及び分任官の區別が廢止され、新に用品勘定資金計算の便宜上、經理局需品課第二調理係(印刷工場、赤羽被服工場)、鐵道郵便局(鐵道船舶郵便局ヲ含ム)、一等無線電信局、東京及び大阪兩逓信局所在地内の二等郵便局に限られてゐた物品會計官吏の配置は、各逓信局所在地内の二等郵便局に範圍が擴大され、一等郵便局所在地の二等郵便局にも物品會計官吏が配置された。

一、其他の改正事項としては

(一) 本通信事業特別會計に特有なる用品勘定の設置された關係からして

(イ) 用品の價格を低減し又は不用品に組替ふべき場合を定め(第七十四條)

(ロ) 用品勘定資金として取扱はれる其の價格算定の基礎となる用品の記帳價格を定め(第七十九條、第八十條)

(ハ) 用品勘定資金整理の關係から用品を生産拂したるときは、物品會計官吏は供給材料書留簿を備へて之を整理すべき旨を定め

(二) 準器具備品及び法規類に對しては、物品會計官吏より消耗拂された後といへども、其の性質に鑑み器具備品及び備品に準じ保管するの途を講じ(第八十四條、第八十八條)

(三) 備品、消耗品等の用途に依る定義主義に改められたる關係上、備品整理に屬するものと消耗品整理に屬するものとの物品類別相互間に於ける組替をなし得ることとなり(第四十四條)、尙、事務上大した實益も認められないため動物、雜品なる物品類別



は廢止され

- (四) 本省から配給することになつてゐた在外局所要の第二種品は、今後は當該局調達に改められ
- (五) 各遞信局の實狀に即した運行方法を期するため、從來事業用物品規程に定められてゐた遞信局現業局間の所要物品の要求、配給に關する手續は配給期に關するものの外、凡て所轄遞信局長の定むるところに委任し
- (六) 生産材料に供する物品の假拂手續が廢止され
- (七) 勅任官たる部局長の亡失毀損物品に對する辨償命令權辨償金額の範圍が擴張され

其の他、手續上、處理上、又は責任規程適用範圍等が明定される等、從來の取扱に比し著しく簡易化され、事務の圓滿なる運行を期することになつたのである。

第二項 切手類及印紙關係規程

通信事業特別會計制度の實施に伴ひ、切手類及び印紙の出納事務に關しては、切手類及印紙出納規程が、新に制定された。併し乍ら、之は從來の印紙切手類出納規程を骨子として新事態に即應すべく若干の改訂が加へられたに過ぎない。即ち、切手類及び印紙の取扱準則である舊印紙切手類出納規程は、明治四十二年九月、公達第六百七十八號を以て制定されたものであつて、其の後、數十回に互つて部分的改正が加へられたとは云へ、時勢の進展に伴ひ適應性を失つた箇所も亦尠くない。従つて、之等規程の不備缺陷を補ふために發せられた單獨公達又は通牒の類も次第に多くなり、實際事務取扱者が取扱の準則を理解する上に於いて、尠からぬ不便を感じる状態に立ち至つてゐたことは争ひ難い事實である。此の故に、通信事業特別會計制度の實施を契機として之等の規定類に全面的再檢討を加へ、之を整理すると共に、切手類及び印紙の出納保管に關する取扱手續の合理化を圖つたのである。

以下、之を略説すれば

(一) 規程名稱の變更

印紙切手類出納規程を切手類及印紙出納規程に改めたのは、通信事業に於ける印紙賣捌の事務は、元來通信事業の一態様として通信官署に於いて之を取扱ふべきものではないが、國家行政上の便宜から、郵便切手の賣捌に附隨して行ふことにせられたものであることを表明すると共に、切手類及び印紙の賣捌に關する準則である郵便切手類及收入印紙賣捌規則の名稱と歩調を一にしたのである。

(二) 單獨公達の吸収併合

新規程の制定に際し、之に吸収併合せられた單獨公達を掲ぐれば左の通りである。

- (イ) 郵便、電信、電話局所會計事務特別取扱に關する件 (大正十年九月 公達第千三十四號)
- (ロ) 船舶内郵便局及同無線電信局の會計事務に關する件 (大正十年九月 公達第千九十四號)
- (ハ) 無線電信局に於ける會計事務中郵便切手類賣捌及び之に伴ふ現金受入方特例の件 (大正十四年四月 公達第千三百四十六號)
- (ニ) 會計に關する帳簿及計表類保存期限 (大正二年八月 公達第千四百七十九號)

(三) 制度の合理化

(イ) 本省及び遞信局に於ける出納命令官は當務課長を以て之に充てることとしたこと

從來、本省に於いては經理局長、遞信局に於いては遞信局長が出納命令官であつたが、之は餘りに形式に過ぎ、事實と相違する場合が尠くなかつたので、分課分掌に従ひ、當務の課長を出納命令官とすることとし、實情に即



せしめたのである。

- (ロ) 二等局に於いても原則として命令機關と執行機關とを分立せしめたこと  
 従來、二等局に於いては命令機關と執行機關とが同一人であつたが、爾今、原則として局長を以て命令官とし、庶務會計に従事する首席書記を以て會計官吏とし、定員配置上此の原則に依り難い場合に限つて従來の通り、兩者を兼ね得ることとした。
- (ハ) 特定三等局の分任官を遞信局長の指定する部局の主任官所屬としたこと  
 特定三等局の會計官吏は、従來遞信局主任官所屬の分任官であつたが、交通關係其の他を考慮し、遞信局長の指定する部局の主任官所屬としたのである。
- (ニ) 會計官吏交替の場合に於ける事務引繼の基準、並びに辭令を用ひず代理官を命ずる規定を置いたこと  
 従來、會計官吏交替の場合に於ける引繼高の基準が區々に涉つてゐたので、原則として發令又は事實發生の當日までは前任者の扱分、翌日より後任者の扱分となし、取扱の統一を圖り、又、従來、後任會計官吏の著任するまで、責任官吏の實在しないのに、後任者の名に於いて事實上出納をなし來つたやうであるが、斯くの如きは前任者の責任に繼ぐに後任者の責任を以てする會計法に背馳するものであるから、一、二等局に在つては、一定の順序に従ひ、別に辭令を用ひず、代理官を命ずることとした。
- (ホ) 切手類及び印紙の受入に際し、成規の手續に據り難い場合の受入命令に關する規定を置いたこと  
 従來、受入を爲す場合に於いて成規の手續を経る違がないときは、假に現品を受領し置く建前であつたのを、

爾今、直ちに現品を受領することとし、以て責任の所在を明瞭ならしめたのである。受入命令は單なる形式的手續に過ぎないから、現品受領の日を以て責任の分岐點とするを可と認められたからである。

(ヘ) 出納科目の解疏を附屬様式の備考中に明示し、實際事務取扱上の指針としたこと

(ト) 特定三等局に於いても窓口賣捌調書を作製せしむることとしたこと

右の調書は、出納員を配置されぬ特定三等局に於いては、會計官吏の拂出手續上不可缺のものであり、又、従來といへども事業上行はれてゐた事柄であるから、之を規定化したに過ぎない。

(チ) 分任官在勤局長に毀損認定權を附與したこと

毀損認定權は主任官の專屬であつたが、之を分任官にも附與し、實情に即せしめたのである。

#### (四) 事務簡捷

(イ) 出納官吏に於いて割引買受代金の納付を受けた場合の取扱手續を簡易化したこと

従來、通牒に依つて實行されてゐた金額印の使用を廢止し、其の代りに出納官吏の職印を買受代金合計額欄の下部に捺捺し、現金領收の證跡を明瞭ならしむれば足ることとしたのである。

(ロ) 月例検査の結果、特に事故なきときは本省及び遞信局への報告を要しないこととしたこと

以上の外、臨時請求に關する規定、遞信局實地検査に關する規定等、従來の通牒又は慣行を、新に規定化された事項は相當多數に上つてゐる。今、之を一々枚舉する違はないが、結局、左記以外の従前の通牒類は全部新規程中に織込まれたのである。



記

1. 立替切手の出納に関する件 (明治四十二年十月) (通外第三千七百九十九號通牒)
2. 少額郵便切手類無償引渡の件 (大正八年十一月) (郵第三千五百一十一號通牒)
3. 切手別納郵便制度開始に伴ふ貼用郵便切手處理方の件 (大正八年四月) (調第四千十八號通牒)
4. 芝罘上海電信局宛郵便物貼付用切手に關する件 (大正十二年三月) (九日指令回答)
5. 郵便切手收入印紙封裝様式改正の件 (大正十五年三月) (需第三千七百十號通牒)

次に、其の後、電話局の新設、加入事務取扱開始、郵便局の昇格等に伴ひ、分任會計官吏を配置せられた所を擧ぐれば左の通りである。

年 月	公達番號	通信官署名	摘 要
昭和十年七月	第四六八號	神奈川郵便局	等級 改定
昭和十一年九月	第六七七號	金澤電話局	新 設
同 十二月	第一〇五一號	六甲山郵便局	加入事務開始
昭和十二年十月	第九九四號	福岡中央電話局	名稱 改正
同	第一一四三號	岡山電話局	新 設
昭和十三年八月	第一〇七九號	東舞鶴郵便局	名稱 改正

又、昭和十二年十月には、切手類割引賣捌の割引率に改正を加へ、從來買受金額の如何に關らず、一定率(集配局への賣捌は千分の四十、無集配局、郵便取扱所及び賣捌人に對しては千分の三十、無集配局より買受をなす賣捌人に對しては千分の

二十五)を割引してゐたが、これを改め一箇月の買受定額を定め、其の定額以内は從來の通りとし、定額を超過する場合は、其の超過額に對し割引歩合を引下げることとなり、郵便切手類及收入印紙賣捌規則の改正が行はれたので、公達第千二十五號を以て本規程の改正も行ひ、附屬様式の書式を改めた。越えて昭和十三年三月には大都市の電話分局に於いても電話加入事務を取扱ふこととなつたので、之に伴ひ分任會計官吏を配置するため公達第四百九十五號を以て改正し、同年四月には、價格表記郵便物封皮を價格表記郵便物封筒と改められたので公達第六百五十二號を以て改正し、同年八月には新舞鶴郵便局を東舞鶴郵便局と改稱されたので公達第七十九號を以て改正し、更に同年八月には、從來二等局に於ける切手類及び印紙の臨時配給の請求は郵便のみを以てなされてゐたのであるが、斯くては事業運行の圓滑を期し難いので、特定の場合には照校電報に依る請求をなし得ることとし、公達第千九十八號を以て本規程の一部を改正した。

第三項 契約關係規程

特別會計實施を契機とし、公達第二百五十四號を以て遞信省契約事務規程、遞信省入札者規程及契約書案の一部をそれぞれ改正した。今、其の要旨を述べることとする。

(一) 契約條項の緩和

通信事業特別會計制度の實施に伴ひ、從來に比し一層有利な購買をなし、經費の合理的使用を圖るため出來得る限り契約條項を緩和することとしたのである。即ち、

- (イ) 入札保證金を契約保證金に振替充當し得る途を拓いたこと



從來、入札保證金を契約保證金に振替へ充當することは認められてゐなかつたが、臨時産業合理局販賣管理委員會の決議及び電氣協會、東京商工會議所、東京電氣組合等の建議、其の他各方面よりの要望もあり、且つ又政府の保管金及び保管有價證券の提出者は、原則として取扱官廳に之を提出すべきものなるに徴し、相手方の資金運轉及び金利等にも至大の影響を與へるものであることを考慮し、之が振替充當を許容することとした。尤も入札者が、他の遞信局又は一、二等郵便局の政府保管有價證券取扱主任官たる物品會計官吏に入札保證金として納附した國債證券に限つて之を認めないこととした。

(ロ) 内地註文品と外國註文品との遲滞金の附課率を統一し、契約價格の五百分の一としたこと

從來、遲滞料徴收率は、内地註文品に就いては遲滞一日毎に該物品契約價格の三百分の一、外國註文品に就いては同五百分の一であつたが、現在は此の區別を撤廢し、凡て五百分の一に統一した。此の率に就いては、各省とも區々に涉り、何程を以て適當とするかは問題であるが、他省との振合をも考慮し、斯様に規定したのである。尙、此の改正の結果、遲滞金の計算は從來より簡便になつたが、更に之を簡易化するため特に計算方法にも改正を加へ、執務能率の増進を圖ることとした。即ち、從來は二點以上の合併契約に於いて遲滞があつたときは、品名毎に遲滞金額を算出し、且つ錢位未滿の端數は各々之を切捨てることになつてゐたが、爾今、物品の總額に依つて算出することとなつた。

(ハ) 合計十錢未滿の遲滞金及び違約金は之を徴せざることとしたこと

十錢未滿の遲滞金、違約金に對し、一々徴收の手續をなすことは、徒らに手數をかけるのみで實益に乏しいの

で、寧ろ徴收せざるを可と認め、國稅徴收法施行規則第十條の二の例に倣ひ、之を徴收しないことに改正せられた。尙、此の遲滞金及び違約金は一契約毎に計算すべきであるが、單價契約に就いては一註文又は一契約毎に計算することとした。

(ニ) 國の責任に歸すべき持込品の損害は、之を當省の負擔となしたること

物品の檢收前に生じた亡失、毀損等に依る損害は、原則として相手方の負擔なるも、其の原因が當省側の故意又は重大なる過失に依つた場合は、當省に於いて之が損害を負擔すべきことを明定した。

(ホ) 既納物品に對する代金の一部拂に關する金額的制限を撤廢したこと

從來、既納部分拂をなす場合は、既納物品價格の十分の九の範圍内に限られてゐたが、爾今、既納物品の價格まで差支へないこととした。之は支拂事務の簡易化を圖ると共に、殘金留保に依る購買價格の高騰を防ぐ意味に於いて斯く改正したのであるが、實狀に依つては一部拂をなすことも勿論差支へない。

(二) 國有財産法施行令の改正に伴ふ部局長の權限擴張

國有財産法施行令が改正せられ、通信事業特別會計所屬財産の處分權を遞信大臣に附與せられたので、之に伴ひ部局長の權限が擴張せられた。即ち新に不動産の賣拂、貸付及び使用許可に關する契約事務を部局長の取扱範圍に加へ、又、船舶に關しては賣拂の場合にも不動産に關する規定を準用することとした。

(三) 營繕に關する部局長の權限擴張

營繕事務の圓滑を圖るため部局長の權限を擴張した。即ち、工事の專決施行の範圍及び工事計畫案調製の省略範



圍を擴張し、又、貯金局長、逓信局長及び在外電信局長に於いて施行する新營工事の専決施行の範圍は、從來、一廉の見積工費百圓未滿のものに限られてゐたが、之を三百圓未滿のものまで擴張し、且つ此の範圍のものは計畫案の調製を省略し得ることとした。

以上の外、契約事務規程に於ける「官署の長」を列舉主義に依り明定すると共に、官署の長より本省に提出する書類は所轄部局長を経由せしむることとし、附屬様式の一部を變更した外、尙、二三の改正が加へられた。

其の後、昭和九年二月、八幡製鐵所が日本製鐵株式會社となるに及び、其の製品を検査するため、船舶試験所八幡分室を設置することとなつたので、其の首席官吏を契約擔當官吏となすため、公達第三百十八號を以て本規程の一部が改正せられた。

次に、經理局大阪出張所、長崎倉庫及び工務局線路課裝工場、電気試験所平磯出張所に於ける會計事務は、「經理局大阪出張所事務規程」(大正三年二月、官經第二百四十三號達)、「工務局長崎鎧裝工場及經理局長崎倉庫主任官及其ノ事務等ニ關スル件」(大正三年七月、查第七百九十三號達)及び「電気試験所平磯出張所ニ於ケル會計事務取扱方」(大正七年六月、計第六百四十二號)を以てそれぞれ規定されてゐたが、大阪出張所に關する達は、特別會計制度の實施と同時に之を廢止し、第二の達は昭和九年八月、查第八百四十一號を以て一部改正を行ひ、其の専決し得る權限を擴張し、從來、契約金額一廉二百圓であつたものを五百圓に改めると共に、同所に未決済計算整理擔當官を配置し、其の事務を取扱はしめ、且つ收入官吏を配置した。而して、電気試験所平磯出張所に於ける規程は、昭和九年七月、查第三百七十八號を以て一部を改正し、之を存置することとした。即ち、從來、建物の模様替及び修繕は其の全部に就いて、又、其の他の契約は一廉金二十圓以上の

ものに限り經理局長の認可を必要としたのであるが、後者の金額制限を撤廢したのである。越えて昭和十一年六月には福岡に福岡第二飛行場が新設されたので、公達第三百八十六號を以て、同飛行場に於ける會計事務は福岡第一飛行場(福岡飛行場を改稱)に於いて取扱ふことに改正した。更に同年十月には上海に逓信書記官を駐在せしめることとなつたので、之を契約擔當官吏となし、越えて昭和十二年三月には東日本定期航空路の新設に伴ひ、仙臺、青森及び札幌に飛行場が設置せられ、又、七月には水力資源の開發調査のため、東京、名古屋及び廣島に電気局水力調査課出張所が新設せられたので、各々其の長を契約擔當官吏に指定するため改正が行はれた。

次で昭和十三年八月、貯金局長及び逓信局長の契約事務に關する權限を擴張するため、公達第六百八十九號を以て本規程を改正した。即ち、

(イ) 雜種財産賣拂を凡て専決事項とし

(ロ) 不動産買入、新營、修繕工事の専決執行の金額範圍を相當大幅に引上げた。

又、同年同月、東京、大阪及び福岡に電信電話建設事務所の開設に伴ひ、當該所長を支出官に指定せられ、又、同年十月、工務出張所長を繰替拂命令官に指定せられ、共に支拂事務を取扱ふこととなつたので、八月、公達第七百三十一號及び十月、公達第九百七十六號を以てそれぞれ當該所長を契約擔當官吏とした。越えて二月、航空局が外局となり、會計事務をも取扱ふことになつたので、公達第四百四十五號を以て規程の一部改正を行ひ、同局長官を契約擔當官吏に指定すると共に、其の専決施行の範圍を飛行場事務所及び官舎の普通營繕工事中新營工事は五百圓、修繕工事は五千圓以下とした。又、同年同月、日・滿聯絡電話工事が完成し、之が保守のため京城及び釜山に工務局試験課事



務所が設置せられたので、公達第二百二十六號を以て其の所長を契約擔當官吏となし、次で十月、上海と同様の理由により、北京にも遞信書記官を駐在せしめることになつたので、之亦契約擔當官吏に指定すべく、本規程の一部改正が行はれたのである。

### 第三章 豫算決算

#### 第一節 總説

本章に於いて豫算決算を編述するに當つては、特に一般財政と關聯せしめて遞信事業財政の發展の跡を尋ね、以て遞信事業財政史を編纂せんと試みた。

財政は政治と經濟との交叉點である。故に財政を論ずるには其の背景たる政治、經濟を同時に考察することを要するを以て、時の政治、經濟事情の推移をも叙述した。

右の趣旨に依り先づ遞信省創立（明治十八年十二月二十二日創立）前に於ける豫算決算と、創立後に於ける豫算決算とに期別をなし、更に戦争・事變等を財政上の劃期點として、明治、大正、昭和年代を通じて十期に分つて記述した。又、最後に此の全歴史を統計的に回顧し、此の歴史の内に通ずる諸傾向を改めて統計的に觀察することとした。尙、茲に豫算決算制度の沿革を一瞥することとする。

明治六年六月に至り、歳入出見込會計表公布せられたるも、之は一箇年間に入るべきものと出づべきものとを概算したる計算表にして、純然たる豫算法の性質を有せざるものである。次で明治八年度よりは従前の見込會計表に代ふ



るに、各官廳をして收入概計表、經費豫算表を録致せしむるの條規が頒布せられ、茲に初めて豫算に關する規定が制定せらるることとなつた。

明治十二年二月には八年度の決算報告の公布あり、之、決算公布の嚆矢であり、爾後、毎年度決算報告を公布することとなつた。

明治十八年三月十六日、太政官達第十一號を以て、歳入出豫算條規が制定された。後、會計法が實施せらるるに及んで、豫算決算の制度が益々完備するに至つた。會計年度の變遷を示せば大體左の通りである。

年 度	期 首	期 末	期 間	備 考
第一 期	慶應三年十二月	明治元年十二月	十三ヶ月	
第二 期	明治二年一月	同二年九月	九ヶ月	明治初年より七年までは會計年度に就いては一定の規定なく、その時々都合に依り變更せられた。而して八年六月までを八期に分けられたが、政府は明治七年十月初めて會計年度の制を立て、毎年七月より翌年六月を以て一會計年度とし、明治八年度より實行した。而して更に十九年度より毎年四月より翌年三月までに變更し、爾來、此の制度が今日まで繼續してゐる。
第三 期	同二年十月	同三年九月	十二ヶ月	
第四 期	同三年十月	同四年九月	十二ヶ月	
第五 期	同四年十月	同五年十二月	十五ヶ月	
第六 期	同六年一月	同六年十二月	十二ヶ月	
第七 期	同七年一月	同七年十二月	十二ヶ月	
第八 期	同八年一月	同八年六月	六ヶ月	
自明治八年	明治八年七月	同九年六月	十二ヶ月	
自明治九年	毎年七月	翌年六月	十二ヶ月	
自明治十年	明治十年七月	同十一年六月	十二ヶ月	
自明治十一年	明治十一年七月	同十二年六月	十二ヶ月	
自明治十二年	明治十二年七月	同十三年六月	十二ヶ月	
自明治十三年	明治十三年七月	同十四年六月	十二ヶ月	
自明治十四年	明治十四年七月	同十五年六月	十二ヶ月	
自明治十五年	明治十五年七月	同十六年六月	十二ヶ月	
自明治十六年	明治十六年七月	同十七年六月	十二ヶ月	
自明治十七年	明治十七年七月	同十八年六月	十二ヶ月	
自明治十八年	明治十八年七月	同十九年六月	十二ヶ月	
自明治十九年	明治十九年七月	同二十年六月	十二ヶ月	
自明治二十年	明治二十年七月	同二十一年六月	十二ヶ月	
自明治二十一年	明治二十一年七月	同二十二年六月	十二ヶ月	
自明治二十二年	明治二十二年七月	同二十三年六月	十二ヶ月	
自明治二十三年	明治二十三年七月	同二十四年六月	十二ヶ月	
自明治二十四年	明治二十四年七月	同二十五年六月	十二ヶ月	
自明治二十五年	明治二十五年七月	同二十六年六月	十二ヶ月	
自明治二十六年	明治二十六年七月	同二十七年六月	十二ヶ月	
自明治二十七年	明治二十七年七月	同二十八年六月	十二ヶ月	
自明治二十八年	明治二十八年七月	同二十九年六月	十二ヶ月	
自明治二十九年	明治二十九年七月	同三十年六月	十二ヶ月	
自明治三十年	明治三十年七月	同三十一年六月	十二ヶ月	
自明治三十一年	明治三十一年七月	同三十二年六月	十二ヶ月	
自明治三十二年	明治三十二年七月	同三十三年六月	十二ヶ月	
自明治三十三年	明治三十三年七月	同三十四年六月	十二ヶ月	
自明治三十四年	明治三十四年七月	同三十五年六月	十二ヶ月	
自明治三十五年	明治三十五年七月	同三十六年六月	十二ヶ月	
自明治三十六年	明治三十六年七月	同三十七年六月	十二ヶ月	
自明治三十七年	明治三十七年七月	同三十八年六月	十二ヶ月	
自明治三十八年	明治三十八年七月	同三十九年六月	十二ヶ月	
自明治三十九年	明治三十九年七月	同四十年六月	十二ヶ月	
自明治四十年	明治四十年七月	同四十一年六月	十二ヶ月	
自明治四十一年	明治四十一年七月	同四十二年六月	十二ヶ月	
自明治四十二年	明治四十二年七月	同四十三年六月	十二ヶ月	
自明治四十三年	明治四十三年七月	同四十四年六月	十二ヶ月	
自明治四十四年	明治四十四年七月	同四十五年六月	十二ヶ月	
自明治四十五年	明治四十五年七月	同四十六年六月	十二ヶ月	
自明治四十六年	明治四十六年七月	同四十七年六月	十二ヶ月	
自明治四十七年	明治四十七年七月	同四十八年六月	十二ヶ月	
自明治四十八年	明治四十八年七月	同四十九年六月	十二ヶ月	
自明治四十九年	明治四十九年七月	同五十年六月	十二ヶ月	
自明治五十年	明治五十年七月	同五十一年六月	十二ヶ月	
自明治五十一年	明治五十一年七月	同五十二年六月	十二ヶ月	
自明治五十二年	明治五十二年七月	同五十三年六月	十二ヶ月	
自明治五十三年	明治五十三年七月	同五十四年六月	十二ヶ月	
自明治五十四年	明治五十四年七月	同五十五年六月	十二ヶ月	
自明治五十五年	明治五十五年七月	同五十六年六月	十二ヶ月	
自明治五十六年	明治五十六年七月	同五十七年六月	十二ヶ月	
自明治五十七年	明治五十七年七月	同五十八年六月	十二ヶ月	
自明治五十八年	明治五十八年七月	同五十九年六月	十二ヶ月	
自明治五十九年	明治五十九年七月	同六十年六月	十二ヶ月	
自明治六十年	明治六十年七月	同六十一年六月	十二ヶ月	
自明治六十一年	明治六十一年七月	同六十二年六月	十二ヶ月	
自明治六十二年	明治六十二年七月	同六十三年六月	十二ヶ月	
自明治六十三年	明治六十三年七月	同六十四年六月	十二ヶ月	
自明治六十四年	明治六十四年七月	同六十五年六月	十二ヶ月	
自明治六十五年	明治六十五年七月	同六十六年六月	十二ヶ月	
自明治六十六年	明治六十六年七月	同六十七年六月	十二ヶ月	
自明治六十七年	明治六十七年七月	同六十八年六月	十二ヶ月	
自明治六十八年	明治六十八年七月	同六十九年六月	十二ヶ月	
自明治六十九年	明治六十九年七月	同七十年六月	十二ヶ月	
自明治七十年	明治七十年七月	同七十一年六月	十二ヶ月	
自明治七十一年	明治七十一年七月	同七十二年六月	十二ヶ月	
自明治七十二年	明治七十二年七月	同七十三年六月	十二ヶ月	
自明治七十三年	明治七十三年七月	同七十四年六月	十二ヶ月	
自明治七十四年	明治七十四年七月	同七十五年六月	十二ヶ月	
自明治七十五年	明治七十五年七月	同七十六年六月	十二ヶ月	
自明治七十六年	明治七十六年七月	同七十七年六月	十二ヶ月	
自明治七十七年	明治七十七年七月	同七十八年六月	十二ヶ月	
自明治七十八年	明治七十八年七月	同七十九年六月	十二ヶ月	
自明治七十九年	明治七十九年七月	同八十年六月	十二ヶ月	
自明治八十年	明治八十年七月	同八十一年六月	十二ヶ月	
自明治八十一年	明治八十一年七月	同八十二年六月	十二ヶ月	
自明治八十二年	明治八十二年七月	同八十三年六月	十二ヶ月	
自明治八十三年	明治八十三年七月	同八十四年六月	十二ヶ月	
自明治八十四年	明治八十四年七月	同八十五年六月	十二ヶ月	
自明治八十五年	明治八十五年七月	同八十六年六月	十二ヶ月	
自明治八十六年	明治八十六年七月	同八十七年六月	十二ヶ月	
自明治八十七年	明治八十七年七月	同八十八年六月	十二ヶ月	
自明治八十八年	明治八十八年七月	同八十九年六月	十二ヶ月	
自明治八十九年	明治八十九年七月	同九十年六月	十二ヶ月	
自明治九十年	明治九十年七月	同九十一年六月	十二ヶ月	
自明治九十一年	明治九十一年七月	同九十二年六月	十二ヶ月	
自明治九十二年	明治九十二年七月	同九十三年六月	十二ヶ月	
自明治九十三年	明治九十三年七月	同九十四年六月	十二ヶ月	
自明治九十四年	明治九十四年七月	同九十五年六月	十二ヶ月	
自明治九十五年	明治九十五年七月	同九十六年六月	十二ヶ月	
自明治九十六年	明治九十六年七月	同九十七年六月	十二ヶ月	
自明治九十七年	明治九十七年七月	同九十八年六月	十二ヶ月	
自明治九十八年	明治九十八年七月	同九十九年六月	十二ヶ月	
自明治九十九年	明治九十九年七月	同百零年六月	十二ヶ月	
自明治百零年	明治百零年七月	同百零一年六月	十二ヶ月	
自明治百零一年	明治百零一年七月	同百零二年六月	十二ヶ月	
自明治百零二年	明治百零二年七月	同百零三年六月	十二ヶ月	
自明治百零三年	明治百零三年七月	同百零四年六月	十二ヶ月	
自明治百零四年	明治百零四年七月	同百零五年六月	十二ヶ月	
自明治百零五年	明治百零五年七月	同百零六年六月	十二ヶ月	
自明治百零六年	明治百零六年七月	同百零七年六月	十二ヶ月	
自明治百零七年	明治百零七年七月	同百零八年六月	十二ヶ月	
自明治百零八年	明治百零八年七月	同百零九年六月	十二ヶ月	
自明治百零九年	明治百零九年七月	同百一十年六月	十二ヶ月	
自明治百一十年	明治百一十年七月	同百一十一年六月	十二ヶ月	
自明治百一十一年	明治百一十一年七月	同百一十二年六月	十二ヶ月	
自明治百一十二年	明治百一十二年七月	同百一十三年六月	十二ヶ月	
自明治百一十三年	明治百一十三年七月	同百一十四年六月	十二ヶ月	
自明治百一十四年	明治百一十四年七月	同百一十五年六月	十二ヶ月	
自明治百一十五年	明治百一十五年七月	同百一十六年六月	十二ヶ月	
自明治百一十六年	明治百一十六年七月	同百一十七年六月	十二ヶ月	
自明治百一十七年	明治百一十七年七月	同百一十八年六月	十二ヶ月	
自明治百一十八年	明治百一十八年七月	同百一十九年六月	十二ヶ月	
自明治百一十九年	明治百一十九年七月	同百二十年六月	十二ヶ月	
自明治百二十年	明治百二十年七月	同百二十一年六月	十二ヶ月	
自明治百二十一年	明治百二十一年七月	同百二十二年六月	十二ヶ月	
自明治百二十二年	明治百二十二年七月	同百二十三年六月	十二ヶ月	
自明治百二十三年	明治百二十三年七月	同百二十四年六月	十二ヶ月	
自明治百二十四年	明治百二十四年七月	同百二十五年六月	十二ヶ月	
自明治百二十五年	明治百二十五年七月	同百二十六年六月	十二ヶ月	
自明治百二十六年	明治百二十六年七月	同百二十七年六月	十二ヶ月	
自明治百二十七年	明治百二十七年七月	同百二十八年六月	十二ヶ月	
自明治百二十八年	明治百二十八年七月	同百二十九年六月	十二ヶ月	
自明治百二十九年	明治百二十九年七月	同百三十年六月	十二ヶ月	
自明治百三十年	明治百三十年七月	同百三十一年六月	十二ヶ月	
自明治百三十一年	明治百三十一年七月	同百三十二年六月	十二ヶ月	
自明治百三十二年	明治百三十二年七月	同百三十三年六月	十二ヶ月	
自明治百三十三年	明治百三十三年七月	同百三十四年六月	十二ヶ月	
自明治百三十四年	明治百三十四年七月	同百三十五年六月	十二ヶ月	
自明治百三十五年	明治百三十五年七月	同百三十六年六月	十二ヶ月	
自明治百三十六年	明治百三十六年七月	同百三十七年六月	十二ヶ月	
自明治百三十七年	明治百三十七年七月	同百三十八年六月	十二ヶ月	
自明治百三十八年	明治百三十八年七月	同百三十九年六月	十二ヶ月	
自明治百三十九年	明治百三十九年七月	同百四十年六月	十二ヶ月	
自明治百四十年	明治百四十年七月	同百四十一年六月	十二ヶ月	
自明治百四十一年	明治百四十一年七月	同百四十二年六月	十二ヶ月	
自明治百四十二年	明治百四十二年七月	同百四十三年六月	十二ヶ月	
自明治百四十三年	明治百四十三年七月	同百四十四年六月	十二ヶ月	
自明治百四十四年	明治百四十四年七月	同百四十五年六月	十二ヶ月	
自明治百四十五年	明治百四十五年七月	同百四十六年六月	十二ヶ月	
自明治百四十六年	明治百四十六年七月	同百四十七年六月	十二ヶ月	
自明治百四十七年	明治百四十七年七月	同百四十八年六月	十二ヶ月	
自明治百四十八年	明治百四十八年七月	同百四十九年六月	十二ヶ月	
自明治百四十九年	明治百四十九年七月	同百五十年六月	十二ヶ月	
自明治百五十年	明治百五十年七月	同百五十一年六月	十二ヶ月	
自明治百五十一年	明治百五十一年七月	同百五十二年六月	十二ヶ月	
自明治百五十二年	明治百五十二年七月	同百五十三年六月	十二ヶ月	
自明治百五十三年	明治百五十三年七月	同百五十四年六月	十二ヶ月	
自明治百五十四年	明治百五十四年七月	同百五十五年六月	十二ヶ月	
自明治百五十五年	明治百五十五年七月	同百五十六年六月	十二ヶ月	
自明治百五十六年	明治百五十六年七月	同百五十七年六月	十二ヶ月	
自明治百五十七年	明治百五十七年七月	同百五十八年六月	十二ヶ月	
自明治百五十八年	明治百五十八年七月	同百五十九年六月	十二ヶ月	
自明治百五十九年	明治百五十九年七月	同百六十年六月	十二ヶ月	
自明治百六十年	明治百六十年七月	同百六十一年六月	十二ヶ月	
自明治百六十一年	明治百六十一年七月	同百六十二年六月	十二ヶ月	
自明治百六十二年	明治百六十二年七月	同百六十三年六月	十二ヶ月	
自明治百六十三年	明治百六十三年七月	同百六十四年六月	十二ヶ月	
自明治百六十四年	明治百六十四年七月	同百六十五年六月	十二ヶ月	
自明治百六十五年	明治百六十五年七月	同百六十六年六月	十二ヶ月	
自明治百六十六年	明治百六十六年七月	同百六十七年六月	十二ヶ月	
自明治百六十七年	明治百六十七年七月	同百六十八年六月	十二ヶ月	
自明治百六十八年	明治百六十八年七月	同百六十九年六月	十二ヶ月	
自明治百六十九年	明治百六十九年七月	同百七十年六月	十二ヶ月	
自明治百七十年	明治百七十年七月	同百七十一年六月	十二ヶ月	
自明治百七十一年	明治百七十一年七月	同百七十二年六月	十二ヶ月	
自明治百七十二年	明治百七十二年七月	同百七十三年六月	十二ヶ月	
自明治百七十三年	明治百七十三年七月	同百七十四年六月	十二ヶ月	
自明治百七十四年	明治百七十四年七月	同百七十五年六月	十二ヶ月	
自明治百七十五年	明治百七十五年七月	同百七十六年六月	十二ヶ月	
自明治百七十六年	明治百七十六年七月	同百七十七年六月	十二ヶ月	
自明治百七十七年	明治百七十七年七月	同百七十八年六月	十二ヶ月	
自明治百七十八年	明治百七十八年七月	同百七十九年六月	十二ヶ月	
自明治百七十九年	明治百七十九年七月	同百八十年六月	十二ヶ月	
自明治百八十年	明治百八十年七月	同百八十一年六月	十二ヶ月	
自明治百八十一年	明治百八十一年七月	同百八十二年六月	十二ヶ月	
自明治百八十二年	明治百八十二年七月	同百八十三年六月	十二ヶ月	
自明治百八十三年	明治百八十三年七月	同百八十四年六月	十二ヶ月	
自明治百八十四年	明治百八十四年七月	同百八十五年六月	十二ヶ月	
自明治百八十五年	明治百八十五年七月	同百八十六年六月	十二ヶ月	
自明治百八十六年	明治百八十六年七月	同百八十七年六月	十二ヶ月	
自明治百八十七年	明治百八十七年七月	同百八十八年六月	十二ヶ月	
自明治百八十八年	明治百八十八年七月	同百八十九年六月	十二ヶ月	
自明治百八十九年	明治百八十九年七月	同百九十年六月	十二ヶ月	
自明治百九十年	明治百九十年七月	同百九十年六月	十二ヶ月	

### 第二節 遞信省創立前に於ける豫算決算

遞信省創立前に於いては謂はゆる通信事業の管理は二三の官廳に分屬せられ、其の沿革を異にするを以て、本節の叙述に當つては大體其の區分に從ふことが便利である。

#### 第一款 郵便及び爲替貯金事業の收支

##### 第一項 郵便創業時の經營方針及び收支計算

###### 一、經營方針

郵便事業の創始者前島男爵は如何なる目的乃至方針を以て之を經營せんと企畫せしか。即ち、郵便の取扱を無料若くは支出を償ひ得ざる程度に低下し、其の經費の全部若くは一部を支辨するに租税其の他の國家收入を以てせんとする謂はゆる純經費主義を採らんとせしか。或ひは反對に英國人ローランド・ヒル氏の郵政改革前に於ける歐米諸國の郵便事業の如く、主として利潤を得んことを目的とする營利主義の舊弊を追はんとせるか。更に又、今日尙理想として支持せらるるところの公益を目的とする收支相償主義の原則に據るの意圖初めより確然たりしか。此の點、前島男爵の自敘傳乃至郵便創業談なるものに就いて見るも、直截には述べてゐない。明治三十二年、時の政府が財政紊亂に依る歳入缺陷を補填せんとして、郵便料の値上を計畫し、之を議會に提案するや、當時、前島男爵は野に在つたので



あるが、奮然として之に反対し「獨占事業を誤解する勿れ」と題する熱烈なる論文の筆を執つて

郵便の如きものに負擔を重くすることは是れ文明を阻害するものである。此種の事業は政府の獨占であればこそ一層國民の負擔を輕からしむべく努めねばならぬのに、却つて之を増さんとするは倒行逆施も甚しい。

と痛切なる非難の聲を放たれ、郵便事業が國庫の財源を得ることに利用せられるを強く排撃された。「鴻爪痕」後半生録(四一頁)又、從來飛脚便の不廉にして之が業者の悪弊益々甚だしく、且つ通信機關の不備を感ずること寔に切なりし當時、遞送の確實と賃錢の低廉と、而して其の速達とを期して、謂はゆる新式郵便を創始せんとしたる男の意圖は、全然營利を目的とするにあらざりしことは、男の起稿したる稟議書に見るも察するに難くない。

然らば反対に、郵便は公益を目的とする國家必然の任務と考へられ、之が經營費の全部又は一部を租稅其の他の收入を以て支辨することを豫期したか。男の自敘傳を繙けば、

然るに再思熟考すれば凡そ新創の事業は障礙多きものなり。故に其必成を期せんとせば、單に理論に頼ることなく、將來の會計如何を確算し、官民共に利益を受け、所謂國社民福並び起る所以を論述して其議を建てざるべからず。

と、當時創業の企畫に苦心慘憺せることを述べられてゐる。之に依つて觀れば、男は維新早々財政甚だ窮乏の際、將來の會計如何を確算して其の議を建てんとし、又、郵便が固より國家必然の任務とは考へず、一の國家企業として確たる收支計算に基いて經營すべく、従つて、之が經營費の全部又は一部を租稅其の他の收入を以てすることを豫期しなかつたと云ふべきである。従つて事實に於いては創業後十數年間、事業擴張のために已むを得ず、收入不足の補充を一般財源に仰ぎたることあるも、男は營利を目的とせず、公益を目的とし、又、主義として一般財源に頼ることなく、將來の會計を案算し、其の收入を以て支出を辨する、謂はゆる收支相償主義を樹てたのである。

## 二、收支計算

前述の如く前島男爵は郵便の創業に當り、謂はゆる收支相償主義を採つたのであるが、實際の收支計算を如何にして立てたか。郵便創業には云ふまでもなく相當の經費を要するのであるが、斯業の重要を未だ充分認められてゐなかつた當時に於いて、此の一事のために多額の支出を提議しても、政府の容認を受くることは到底困難であつたのみならず、少しも經驗のない創始當初に於いて、一時に多數の線路を開設せば意外の失敗なきを保し難い。たとひ失敗は小なりとも、ために前進の氣勢を殺ぐ虞れあり、寧ろ小を以て實驗を積み漸次に大に及ぼすが安全の策であると、前島男爵は慎重に考慮され、先づ東海道の一線を開き、東京及び大阪より毎日一回信書を發送するの案を立てた。

併し之とても、創始の際、比較的多額の經費を要する計算であつて、之に對應する收入の見込なきに於いては、之が容認を受くることは易々たるものではなく、却つて他の反対を受けんことを虞れ、男の苦心は實に慘憺たるものであつた。然るに其の志を伸べんがためには、微細瑣屑の事柄も等閑に附せず、一に其の透徹の眼を以て注意を怠らざりし男は、偶然にも東西兩京の間に往復せる官文書等の運送費、即ち飛脚屋に支拂へる賃錢の事を記せる一通の廻議書を檢閲することに依りて、初めて郵便創業に要する經費の標準を算定し得べき暗示を得たのである。

即ち此の記録に基き、進んで既往數箇月間の費額を調査し、結局、當時東西兩京間に往復する官用通信のために、毎月平均一千五百兩、年額一萬八千兩を飛脚屋に支拂つて居られることを發見し、而してそれだけの額を以て先づ東海道に一線を開設し、連日官民共用の便を發し、此の便に依るものは、官私共に一定の料金を收むるものとするとき



は、収入毎月一千五百兩、即ち年額一萬八千兩を超過すべきは疑ひを容れざるところなるを以て、政府は特別の支出を要せずして之が經費を辨じ得ることに注目し、尙、其の収入の料金を別途會計となすときは、他線路の擴張費も之に依つて辨じ得るの見込も立て得たのである。

## 第二項 爲替貯金創業時の收支計算

## 一、郵便爲替

郵便爲替創業の場合、其の經費幾何を豫定し、尙、之に充當する収入を如何に見積りたるかに就いては、今日殆ど據るべき資料がない。併し内國爲替は明治四年郵便創業の際、併せて之を實施するの議ありしも、當時財政の基礎未だ定まらず、且つ普通郵便のことすら寸前暗黒にして充分の見込立たざるときに於いて、爲替事業のため尠からざる經費を投ずることは尙早なりと云ふ有力なる反對が一面にあつて、之が認められなかつた事情等に徴すれば、決して満足なる創業費を得られなかつたことは察するに難くない。而して主たる収入の爲替料は收支相償主義に據つて、經費を支辨するに足る計算の下に決定せられたるべく、尙、事業創始後の成績が當路者の懸念を除くに充分なりしことを考慮に置いて、明治八年一月より六月まで、即ち、第八期爲替料が、収入三千七百二十二圓餘なりし事實に徴すれば、創業時に於ける收支計算の大勢を測り知ることが出来るであらう。

尙、爲替支拂準備に充つる資金、即ち謂はゆる爲替資本は事業經營の收支とは別である。従つて郵便爲替創業の際、國庫より三萬千五百圓附與されしこと等に關しては茲に述ぶべき限りでない。

## 二、郵便貯金

郵便貯金に就いても、創業企畫の收支計算は分らない。尤も「交通發達史」(明治三十九年十一月「太陽」臨時増刊)を見れば、政府に於いて貯金の創業をなすに計算簿記に當るべき者を缺けると、預金利殖の事に就いて政府部内の協議調はざりしたため「當初は寧ろ其の聲を大にせずして、小さく實行の端緒を啓くに如かずとし、東京爲替會社に談じて、僅かに一萬圓の擔保を取りて之を委託することとし、斯業のためには別に經費の支出を請求せず、謂はば郵便の附帶事業の形」であつたとある。然れども東京爲替會社に委託したとしても、會社が無償にて受託する筈がないから、經費の支出を請求せずと云ふも、創業費として豫め之を請求しなかつたと云ふに止まり、結局、何等經費の支出を要さなかつたと云ふ譯ではなからう。

明治八年五月、先づ東京Ⅱ横濱兩地に創業の結果、第一年に於いては當時の人達は尙封建の遺風を脱せず、金錢を輕視し、貨殖を卑しんで、謂はゆる宵越の金は持たぬと威張りをられる江戸ッ兒氣質であつたのみならず、貯金利子は市場金利に比し、著しく低率なりしたために預金者は極めて少かつた。従つて利率の點から見れば、相當の利差益を生ずべきに拘らず、創業後九年六月まで、即ち十四箇月間に、僅か百八十三圓を得たるに過ぎなかつた。其の經費幾許なりしか明らかでないが、斯くては收支相償ふ見込の立たなかつたことは疑ふ餘地もない。

## 第三項 創業後に於ける收支の推移

## 一、支出超過の趨勢繼續

事業創始期に於いては、擴張のために比較的多額の經費を要し、收支相償はざるものあるは蓋し已むを得ない。之を郵便創業の明治第四期(明治三年十月より同四年九月まで)より遞信省の創立せられたる明治十八年度までの收支に見



るも、後表の如く、連年相當の收入不足を來せる情勢である。只、其の間に於いて、十年度より十四年度までは、反對に收入超過を示せるが、之は明治七年、太政官達を以て各廳經費の節減令あり、次で九年度に於いて、財界の不況に對應して行政整理を斷行し、其の後、引續いて經費の節約を圖りたると、一面、西南の役後漸く財界の景氣恢復し、十四年前期まで好景氣の状態に在り、且つ又、線路の延長に伴ひ漸く本事業の利用増大し、料金の收入従つて異常なる増加を見たるに依るものである。

尙、十五年度に至りて再び支出超過となつたのは、西南役後の、通貨膨脹に依る好景氣の持續が遂に行詰り、政府は愈々西南征討費支辨のために發行したる紙幣の整理に著手し、通貨收縮の策を採りたるため、經濟界の萎微衰退を招き、延いて郵便物數の比較的増加せざりしことと、他の一つは、十六年三月驛遞區編制法を制定し、事業組織に改善を加へたる結果、經費の増加を來したるがためである。之等のことに就いては次に項を更めて述べることにしよう。

郵便及爲替貯金事業收支

(遞信省創立前)

年 度	收 入	支 出	收入超過又ハ不足
明治 第四期	一七、九七六	三五、六二六	△ 一七、六五〇
第五期	六五、五八六	一〇五、〇三六	△ 三九、四五〇
第六期	二二五、七四六	二三二、八〇三	△ 七、〇五七
第七期	三三七、六〇〇	五〇二、一九一	△ 一六四、五九一
第八期	二四九、三六三	三一五、三一〇	△ 六五、九四七
九年度	五八三、八五〇	六九四、六二五	△ 一一〇、七七五
九年度	六九三、三九〇	七七八、六三一	△ 八五、二四一

十年度	八一、八五九	七四六、四四七	△ 六五、四一二
十一年度	九四九、一八八	八二六、三七九	△ 一二二、八〇九
十二年度	一、一七三、四五七	一、〇九一、九〇〇	△ 八一、五五七
十三年度	一、四二四、一八三	一、三四七、七二三	△ 七六、四六〇
十四年度	一、六一二、七七五	一、五四六、一八一	△ 六六、五九四
十五年度	一、八九四、九八一	二、〇〇五、二四七	△ 一一〇、二六六
十六年度	一、九九六、六八六	二、一七七、七〇二	△ 一八一、〇一六
十七年度	二、一四四、二五二	二、二二二、〇二七	△ 七七、七七五
十八年度	一、五九九、二五五	一、七二八、八五三	△ 一二九、五九八

二、收入不足と料金の變改

前記の如く收支相償はざりしことに就いては、又料金の關係を考へなければならぬことは勿論である。今茲に、順を逐うて先づ料金値下の經過から見ることによさう。明治四年十一月、驛遞寮達を以て「東京ヨリ長崎迄東海道筋並中國西國道中筋郵便取扱所有之地ニ書狀賃錢之定」を公布した。之を創業當初の東京〓大阪間郵便賃錢表と比較することは、單位標準を異にするを以て、簡單に表せないが、例へば東京〓大阪間の料金に就いて見れば、當初五匁まで十五錢であつたものが、此の改正に依り、二匁まで四錢、三匁以上四匁まで八錢といふやうな低廉な料金となつた。次で又翌年三月、大藏省達を以て之を改定し、著しく低減した。之を同年十一月制定の料金に比較すれば、例へば遞送距離二十五里以内の最低料金に就いて見れば、舊料金の二匁以上四匁まで二錢に對し、改定料金は僅かに一錢に過ぎないのである。



二同 百里 以 内			百同 里 以 内				
フ	十八 二匁 以上 四匁ヲ 増ス 毎ニ 四錢ヲ 加	八四 匁 以 迄上	四四 匁 以 迄下	フ	十八 二匁 以上 四匁ヲ 増ス 毎ニ 三錢ヲ 加	八四 匁 以 迄上	四四 匁 以 迄下
	十二 錢	八 錢	四 錢		九 錢	六 錢	三 錢
フ	六四 匁 以 迄上	四二 匁 以 迄上	二二 匁 以 迄下	フ	六四 匁 以 迄上	四二 匁 以 迄上	二二 匁 以 迄下
	十二 錢	八 錢	四 錢		九 錢	六 錢	三 錢

五同 十里 以 内			二遞 十五 里 距 以 内 離				
フ	十八 二匁 以上 四匁ヲ 増ス 毎ニ 二錢ヲ 加	八四 匁 以 迄上	四四 匁 以 迄下	フ	十八 二匁 以上 四匁ヲ 増ス 毎ニ 一錢ヲ 加	八四 匁 以 迄上	四四 匁 以 迄下
	六 錢	四 錢	二 錢		三 錢	二 錢	一 錢
フ	六四 匁 以 迄上	四二 匁 以 迄上	二二 匁 以 迄下	フ	六四 匁 以 迄上	四二 匁 以 迄上	二二 匁 以 迄下
	六 錢	四 錢	二 錢		三 錢	二 錢	一 錢



同	四 匁 以下	五 錢	二 匁 以下	五 錢
	八 匁 以上	十 錢	四 匁 以上	十 錢
二 百 里 以 上	十 匁 以上	十五 錢	六 匁 以上	十五 錢
	十八 匁 以上	十五 錢	以上二匁ヲ増ス毎ニ五錢ヲ加	十五 錢
フ	以上四匁ヲ増ス毎ニ五錢ヲ加	十五 錢	以上二匁ヲ増ス毎ニ五錢ヲ加	十五 錢

該布達の前文に於いて郵便の必要を高揚し、歐米諸國の例を引用して曰く「歐米諸國ニ於テハ重ク驛遞ノ官ヲ置キ、或ハ公入ノ財ヲ費シニ郵便ニ從事セシム。已ニ昨年米國ノ政府殆ンド五百萬元ノ大金ヲ郵便ノ一事ニ費セリト。此理モ深ク沈思セザルベカラズ」と。以て郵便の普及を圖るに切なるがために料金低減の結果招來する収入の不足する所は「公入ノ財」即ち租稅其の他の一般財源より補足を仰ぐに至るも已むを得ずとしたる當局者の決意の程を窺ふに足る。

郵便葉書の創定

明治六年十二月「他見を憚カラス又上包ヲ要セサル短文通ヲ低稅ニテ往復ノ便宜ヲ開クヘキ爲メ」郵便葉書を各地郵便役所に於いて頒賣することとし、而して「一市内ノ往復ニ用フルハ半錢ノハガキ紙、國內ヲ通シテ用フルハ一錢ノハガキ紙ヲ可用事」とした。之は低量の信書に對する料金輕減の一の現れである。斯く料金低減の結果、果して減收となれるや、或ひは却つて利用者を増加し增收となれるやは、直截に數字を示して明かにすることは不可能であ

るが、利便地域の擴張と相俟つて當時収入の著しき増加を見たことは先に示せる如くである。

全國均一料金制の實施は明治六年四月であるが、此の結果、料金の値上げとなりしや否。勿論宛先の遠近に依つて料金の異なるは當然のことであるが、近距離の郵便は概して値上げとなり、反對に遠距離の郵便は値下げする結果となつた。而して更に通信状態を加味して考ふれば、云ふまでもなく遠距離よりも近距離に於いて頻繁なりしこと明かなるが故に、近距離料金の値上は遠距離の値下げにも拘らず、全體に於いては収入の増加を招來したるものと云ふことが出来る。之に就き前島男は「郵便創業談」中、偶々郵便物の重量を定めしことの苦心を語り、而して其の末に曰く、

私が斯創業の事務の中で一番不愉快を感じて今に遺憾に思つて居るのは信書の目方の事です。其は目方四匁を單位とするのが一番宜いと思つて一旦施した處が收支償はないので、所謂受負主義の已むを得ない處から是非収入を多くせんではならぬ爲に明治六年に目方を半減して二匁とした一事です。

と。即ち男は收支相償はないので、金額を据置き、單位量目を減らして、結局、料金収入の増徴を企圖したことを認めらる。

明治十六年一月より實施せられたる郵便條例に於いては、從來、同一市内往復の書狀及び葉書の料金は市外の半額たりしことを廢し、市外を同一料金に改め、以て郵便料金均一の主義を一貫した。之がために収入の増加を來したるか云ふことに就いては、法規分類大全財政門、明治十六年度歳入豫算の説明に依れば「郵便稅は十五年第五十九號布告に依り稅率上に於ては六萬餘圓を減少す」とありて、必ずしも然らざりしが如くである。

三、各廳經費節減令と郵便事業費



明治七年には佐賀の亂あり、續いて臺灣の役もあつたため、一般歳出激増して歳入の不足を來した。之がために政府は同年八月十二日を以て、

方今國事多端ノ際莫大ノ經費ヲ要シ候ニ付非常節儉ヲ行ヒ候條各廳ニ於テ是迄仕掛候建築ノ外以後臨時費ハ勿論常額内ト雖モ實費ヲ以テ土木ヲ興シ或ハ勸業資本ノ爲ニ人民ヘ貸付等焦眉ノ急ニアラサルノ費途ハ一切相止メ可申且昨年常額金ノ殘餘有之向ハ迅速大藏省ヘ可相納此旨相達候事」(法令全書及び國家學會雜誌第四百十三號 山崎學士 行政整理ノ沿革)

と云ふ太政官達を以て、各廳工事費及び貸付金の節約をなし、國庫の窮乏を救はんとした。

更に翌月四日、右以外の費用も節減すべき趣旨を以て

御一新以來國事多端御費用モ打續候處此節非常ノ事アルニ際シ 聖上ニモ宮中御用度ヲ始メ格別御減省被遊候思召ニ候條各廳ニ於テ篤ク御旨意ヲ奉體シ精々盡力可致此旨相達候事」(前掲同書)

と云ふ太政官達が發せられた。然れども當時益々通信機關の充實擴張を緊急とするときに於いて、郵便事業の節減は全く其餘地なかりしものの如く、八年度決算に於いては些かの減縮なく、却つて増加を示せる状態であつた。

#### 四、明治十年度の一般經費の節約と郵便及爲替貯金事業費

明治七年より十年頃に至る間は、例の封建打破の影響を受け、全国各地に不平士族の蜂起あり、明治新政府に對する人心の歸向動もすれば不穩の色を帯ぶるもの現はれたるを以て、政府は民望を收むるがためなるべく負擔の輕減を計るの必要を感じ、十年一月の 聖詔に依り地租を輕減し、且つ又地租延納例則の公布をなしたのであるが、之がために歳入豫算上巨額の減收を見込まざるを得なかつた。茲に於いて政府は大に各廳經費の節約を行ひ、十年年度豫算

に於いて、總計二千五百十一萬圓の節減を行つたのであるが、郵便及び爲替貯金事業費に於いても、前年度豫算額七十七萬圓中、一萬圓餘の減額を餘儀なくせられた。當時、郵便及爲替貯金事業は創始後日なほ淺く、其の基礎未だ整はざりしを以て、只管事業の擴張を圖り、維新後急激なる文化の發芽育成に寄與すべき時であつた。此の時に際し、却つて此の減額を餘儀なくせられたことは、誠に忍び難いところであつたが、左の三項を以て之が實行に當つた。

(第六次驛遞局年報)

- (一) 十年一月の改革に依て局中諸官員の月俸を減す
- (二) 十年一月節省の令を奉じて廳中需用の諸費を減す
- (三) 運搬の法を改良して郵便物の運送費を減す

斯くの如く經費の節約を圖りしも、之がために決して郵便線路の丁程を縮め、或ひは往復の度を減じ以て社會の不便を生ぜしむるが如き退嬰萎縮の方策は採らず、却つて右の主義に依つて經費の善用を圖り、益々事業の増進を招き、好景氣の現出と相俟つて、收入不足の趨勢は此處に一轉して暫く收入剩餘を見るの因をなしたのである。

#### 五、收入の増加に比例し事業經營費の増額を認めらる

斯くして明治九年度までは支出超過の繼續であつた。而して收入の足らざる部分は一般財源より支出を仰ぐの外はなかつたので、積極的に事業擴張の切なるものがあつたけれども、充分なる資金を仰ぐことは國家財政の實情に徴し到底望み得べからざるところであつた。然るに西南の役後に於ける好景氣の出現は、必然的に郵便物數の増加を來し、収入は豫算を超過するに至つた。然るに之に對應する經費の増額を受けざるに於いては、事業運用上に缺陷を生ずる



憂ありしを以て、明治十年十一月、時の當局者は、太政官に向つて、収入の増加に比例して経費も相當の増額相成りたきことを稟請した。尙ほ此の稟請には附加された理由があつた。即ち、當時驛遞局の経費は内務本省費中に合併されてゐたのであるが、内務本省の豫算定額に拘束されて驛遞局費の別途増額をなし得ず、延いて其の定額を侵蝕することとなりては、甚だ不都合であるから、定額外別種特立のものとなつてほしいと云ふことである。而して翌十一年度及び十二年度にも殆ど同趣旨の稟請が行はれたのであるが、之等は結局、其の通りそれぞれ認められたのである。

註 明治十年度本局収入経費ノ事（明治十年十一月十五日太政官へ伺）

本年二月二十日御達ノ旨ヲ奉シ當省経費ノ定額其年限中保續可致ハ勿論ニ有之候處當省驛遞局郵便経費ノ儀ハ其ノ收入ノ増殖ニ比例シ隨テ増加候儀ニテ本年即チ十年度出納豫算ノ額相立候後逐月郵便物ノ増殖ヲ加ヘ已ニ出納トモ多分ノ増差ヲ生シ到底其ノ定額ヲ保チ能ハサルハ實際止ム無キ理由ニ有之然レ共當省一般ノ定額はカ爲メニ保續難致場合ニ至リ候テハ甚以不都合ノ次第二有之候ニ付同局定額ノ儀ハ當省定額外別種特立ノモノト被定前記御達ニ不拘爾來年々其收入ノ増加ニ隨ヒ経費モ相當ノ増額相成候様致シ度就テハ過般大藏省へ及通知置候同局ノ経費定額九十五萬九千圓ハ當省定額中ヨリ相減シ更ニ同局十年度出納豫算額別紙ノ通り被定候様至急御裁可相成度此段大藏卿協議ノ上相伺候也

指令 伺ノ趣聞届候事（明治十年十一月三十日）

六、西南の役後財界不況時代の收支

西南の役後、十四年頃までは我が國の經濟界は非常に活況を呈したのであつた。併し同年政府が紙幣整理に著手す

ると共に逆轉して財界は恐慌を來し、此の恐慌は益々深刻となり、遂に其の後の數年間は經濟社會の暗黒時代を現出するに至つた。此の影響は、我が郵便及爲替貯金事業も免るを得なかつた。即ち一時收入剩餘の好況を呈したる事業經濟は再び逆轉して引續き支出超過となつたのである。只、十五年度に於いては財界不況の外、他に支出超過を來すべき有力なる原因があつた。即ちそれは驛遞局當局者が其の年報に誌せる如く、該年度に於ては「大に郵便事業の擴張を計り全國を劃して五十二驛遞區となし、之に三十五驛遞出張局を設置せると、又頃に郵便線路の増進を加へしとに従つて、許多の郵便局及郵便受取所を増置せる爲に遽かに多額の経費を要せしこと之である。（第十一次驛遞局年報）以下、参考のため當時に於ける收支の状況に就いて觀察するに、収入に於いては十五年度から収入不足の情勢となるが、それは前年度の収入額に比し減收を來せる譯ではなく、支出超過にも拘らず収入額は毎年増加した。併し十六年度からは實收額が豫算額に及ばなかつたことが顯著な事實で、逐次悪化する財界の不況は毎年度収入の不幸な見積り違ひを來さしめたのである。今之を觀察する便宜のために、此の期以前の豫算及び決算をも併せ掲げ、相比照すれば左表の如くである。

年 度	豫 算 額	決 算 額	同 上 前 年 度 比 較	豫 算 に 對 する 増 減
明治第四期	一〇〇,〇〇〇	一七,九七六	△	増
第五期	一〇〇,〇〇〇	六五,五八六	△	増
第六期	二〇〇,〇〇〇	二二五,七四六	△	増

第三章 豫算決算



明治	第七期	第八期	第九期	第十期	第十一期	第十二期	第十三期	第十四期	第十五期	第十六期	第十七期	第十八期
三二九、六〇六	二三八、三一七	五七〇、〇〇〇	六五二、八八四	七五〇、〇〇〇	八七〇、〇〇〇	一、〇五〇、〇〇〇	一、四一〇、〇〇〇	一、六六〇、二一〇	一、八六〇、〇〇〇	二、二五〇、〇〇〇	二、二五〇、〇〇〇	一、六三一、五九六
三三七、六〇〇	二四九、三六三	五八三、八五〇	六九三、三九〇	八一、八五九	九四九、一八八	一、一七三、四五七	一、四二四、一八三	一、六一二、七七五	一、八九四、九八一	一、九九六、六八六	二、一四四、二五二	一、五九九、二五五
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
一一一、八五四	八八、二三七	三三四、四八七	一〇九、五四〇	一、一八、四六九	一三七、三二九	二二四、二六九	二五〇、七二六	一八八、五九二	二八二、二〇六	一〇一、七〇五	一三七、五六六	五四四、九九七
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
七、九九四	一一、〇四六	一三、八五〇	四〇、五〇六	六一、八五九	七九、一八八	一二三、四五七	一四、一八三	四七、四三五	三四、九八一	二五三、三一四	一〇八、四五六	三二、三四一

備考

明治第八期の前期に比し減ずるは會計年度の終始期日改正のためである。

次に支出に就いて觀察するに、當時に於ける政府の財政方針として紙幣整理に就いては、普通歳入の殘餘を以て紙幣銷却の元資となしたけれども、將來歳出の増加に依り此の殘餘を侵蝕するに於いては、銷却計畫を實行すること能はざるに至るを以て、十五年度より十七年度まで三箇年度に亘り、各廳經費の定額据置をなすこととし、十五年四月、太政官達第二十一號を以て之を通達して、其の間、一切の臨時増額を許さざることとし、紙幣銷却の計畫を實行せんことを期した。

然るに、此の三年間に於いて内外種々の事件が起り、已むを得ざる臨時の費用も少くなかつたので、定額据置のこ

とは、嚴格に遵守することが出来なかつたのであるが、我が郵便及爲替貯金事業に就いても、事業の性質上斯くの如き變則に従ふことは到底出来ないと云つた。殊に十五年度中に於いて事業管理組織の變更及び取扱局所の増設等のために、前年度に比して四十五萬餘圓の經費を増加し、其の後に於いても事業増進に伴ふ經費は全く除外することとは出来なかつたのである。只從來殆ど毎年度豫算超過支出の情勢なりしも、十六及び十七年度に至つては引續いて豫算不用額を生ぜしめてゐる。之は收入狀況の芳ばしからざるに對應して節約を行ひたる結果であらう。此の間に於ける支出豫算と其の決算狀況を示せば左表の通りである。又此處にも觀察の便宜上此の期以前の豫算決算をも掲げる。

郵便及爲替貯金事業支出

年 度	豫 算 額	決 算 額	同 上 前 年 度 比 較	豫 算 方 對 於 決 算
明治第四期	三五、六二六	一〇五、〇三六	六九、四一〇	
第五期	二三二、八〇三	二二七、七六七	二二七、七六七	
第六期	五〇二、一九一	二六九、三八八	二六九、三八八	
第七期	三一五、三一〇	一八六、八八一	一八六、八八一	
第八期	六九四、六二五	三七九、三一五	三七九、三一五	
第九期	七七八、六三一	八四、〇〇六	八四、〇〇六	
第十期	七六一、〇〇〇	三二、一八四	三二、一八四	
第十一期	七九九、九五二	七九、九三二	七九、九三二	
第十二期	一、〇五〇、〇〇〇	二六五、五二一	二六五、五二一	
第十三期	一、二六〇、〇〇〇	二五五、八二三	二五五、八二三	
第十四期	一、四七一、〇〇七	一、五四六、一八一	一、五四六、一八一	



明治十五年度	一、六七一、〇〇七	二、〇〇五、二四七	四五九、〇六六	三三四、二四〇
〃 十六年度	二、一九六、〇〇〇	二、一七七、七〇二	一七二、四五五	一八、二九八
〃 十七年度	二、二五一、六七二	二、二二二、〇二七	四四、三二五	二九、六四五
〃 十八年度	一、六七四、八三三	一、七二八、八五三	四九三、一七四	五四、〇二〇

備考 明治第八期の前期に比し減せるは會計年度の終始期日改正のためである。

第二款 電信事業の收支

第一項 電信創業時の經營方針及び收支計算

本邦に於いて電信に依る一般公衆通信の取扱ひを開始したるは明治二年十二月二十五日のことであるが、當時の經營方針が如何なるものであつたかに就いては、文獻に乏しく甚だ明瞭でない。唯、明治二十五年六月、當時電務局長の要職に在りし若宮正音氏は東京郵便電信學校に於いて「電信業務の要義」と云ふ題下に一場の講演をなし、其の一節に次の通り述べてゐる。

電氣通信の專業は其本來の目的射利營利の利己主義に存せずして、超然利己の銅臭を脱却して國家の禍害を未發に防衛し公共の安寧秩序を維持し、及國民利福を増進するの外又一の顧慮すべきものあらざるなり。是故に支出金額の多き故を以て事業の擴張を廢弛すべきにあらず、收入金額の少き故を以て施設の發達を停阻すべきにあらず、收入支出の増減多寡何ぞ能く事業の累を爲さしむべけんや。若し夫れ此の國家主義を誤りて收支相償はざるの故を以て其の施設擴張を停廢せしめんか、又損益相均しからざる故を以て普及治行を經營せざらん乎、此の迅速なる交通忽ち梗塞雍蔽し、國家禍害に遭ふも之を報するに由なく、公共の治安妨害を被るも之を知るに由なく、國家の脈絡機能をして、奄々生氣なからしむ。亦何ぞ國民利福の増進を望むべけんや。夫れ既に其目的射利に在らざれば之を稱して、商業の一種と爲すべきにあらざるは固より智者を俟て後知らざるなり。従つて私民個人の損益均分の計制を爲す能はざるもの、利を謀らず、損を顧みず、其の維持開張を計理する能はざる者の企及すべき所にあらざるなり。然らば即ち國家の公益を増進するを以て其責任とする政府此電信事業を以て專掌の公務とし、以て行政の一部を組成するを要する所以の者復た奚ぞ辯を須んや。(明治二十五年六月 雜誌「交通」第三十六號)

右の所見は、電信事業の收入は支出を償ふを要しない、收支の計算などに拘束されるのは不可である、其の足らざるところは他の財源を以て補充すればよい——と云ふが如くで、先に述べたる郵便事業と異り、收支相償主義の經營方針を排斥してゐるやうに思はれる。併しながら氏の所見と當代の實情とを併せ検討すれば、氏の所見は臺灣事件、西南の役等に際し吾が電信が軍事上大なる役割を演じ、將來の國防上に於いては必要缺くべからざるものと認められ、其の收支を超越して之が擴張を圖らねばならぬことを痛感せしめたためではあるまいかと推察せられるのであつて、必ずしも事業の本質上、收支相償主義を排斥した意味ではなからうと思ふ。

而して此のことは、工部省電信頭が明治二年八月より同八年六月に至る事業の推移を敘述せる第一報告書中、偶々收支の計算に對する所見を披瀝して

甲號附録八年々ノ費用額ト其増加ノ若干トヲ示ス者ニシテ電信工務ノ累年進歩セシ事判明ナリ。然リ而シテ或ハ増加額ノ減省ヲ希望スト雖、其收税金ノ前年ヨリモ幾倍ヲ増殖セルヲ見レハ、彼此相償ト既ニ其有益ノ效ヲ徴スルニ足ル。

と云ひ、又

皇化隆然日ニ盛ニ月ニ大ニシテ貿易ノ利、益々擴マルニ至レハ電線モ亦隨テ増殖シ、四通八達縱横連互遂ニ全國ニ周至スヘ



シ。然ラバ則チ後日ノ得ル所、當ニ前年ノ費ス所ヲ償完スルノミナラス、併セテ後年守成ノ用ニ充テ、若干ノ歲入ヲ占ムル事亦疑フヘカラス。

と。如何にも收支相償を念慮してゐることは其の口吻から推しても察知し得られる。尙、其の後の事實は、右電信頭の豫斷の如くならず、概ね後に述ぶるが如く、收支相償ふことを得なかつたが、此の事實を以て、創業時に於ける收支相償主義の經營方針を否定し去る譯にはいかぬのである。

第二項 收支相償はず

電信創業後暫くの間は、一般民衆が未だ電信の便を解せず、又、其の必要を生ぜしむべき社會交通亦發達せざりしため、其の利用少く、又、郵便と異り設備費に巨額の經費を要するがために、收支相償はず、毎年尠からざる収入不足を來した。此の収入不足の情勢は、西南の役後に於ける増收に依つて中斷されたけれども、それは十三年乃至十五年度に現れたる一時的現象に過ぎなかつた。

従つて之がために著しき料金の値上を策せることは殆ど其の跡を見ないが、四年五月、從來無料であつた「御用向通信」(官報のこと)を有料としたこと、七年一月の歐文電報料金の値上げ、十一年四月、和文電報の名宛及び發信人住所氏名に料金を課せるが如きは、事實之に依つて増收を得たるや否や確かではないが、之を期待せるものなることは明かである。今、其の收支の状況を觀ると左表の通りである。

電信事業收支 (遞信省創立前)

明治年度	第一期	第二期	第三期	第四期	第五期	第六期	第七期	第八期	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年	十七年	十八年	
収入	〇	〇	〇	一、七八一	一五、一七四	五二、八三二	一一八、二三七	七二、四一八	一八三、六〇五	四七五、二一八	三九五、四一〇	五二七、九三九	七五七、八二四	八九六、五七一	一、〇九一、一八〇	一、一九三、四五	八九一、一六四	九〇七、〇六七	六四三、九八二
支出	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
收入超過又ハ△不足	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
收入超過又ハ△不足	三、七三九	四、二七三	九、七〇二	五、八五三	四〇〇、六九三	六六三、四七三	四三四、九八四	三二一、二七三	四六一、二〇三	五九二、六二一	六三八、〇九五	六二五、六七三	七八一、九二一	七八五、九〇一	九五一、八七六	一、〇〇五、六六一	九〇〇、六三一	九五七、八一八	六六四、二七四
收入超過又ハ△不足	三、七三九	四、二七三	九、七〇二	四、〇七二	三八五、五一九	六一〇、六四一	三二六、七四七	二四八、八五五	二七七、五九八	一一七、四〇三	二四二、六八五	九七、七三四	二四、〇九七	一一〇、六七〇	一三九、三〇四	一一三、六八四	九、四六七	五〇、七五一	二〇、二九二

備考 十年度以降の經費は各應作業務區分及受拂例則に云ふ興業費及營業費を掲げたので、此の外に工部省電信局に屬する費用即ち定額常費なるものありし筈なるも、額は不明である。



第三項 電信事業經濟の商業的計算

明治政府は九年九月六日、各廳作業費區分及び受拂例則を定め、同年以後初めて、各廳一般の經費中、作業に屬するものを區分して作業費となし、通常の經費と混同せざることを要するものとし、作業費は更に細別して興業費及び營業費となした。次いで翌十年七月六日、作業費出納條例を定め之を釐正し、殊に開業に際し其の資本金額を定めて營業費を支辨し、其の収入を以て資本に償還し、其の剩餘額を益金とし、既往の興業費を漸次償却することとした。以上の結果として、電信事業經費は通常の經費（所謂定額常費）として残したる本局に屬する經費を除くの外、該規定の適用を受けることとなつた。

今、之等二箇の規定を綜合し、作業費の區分出納に就いて略述するに、興業費は當初の規定に於いては器械の購入装置及び家屋建築等凡て創業に屬する諸費を指すものとされ、開業後に於いては、事業を擴張するため或ひは諸建造物を増築し、或ひは機械の不足を補充する等に要する經費といへども、凡て營業費となしたのであるが、斯かる經費は其の性質に於いて見るときは、敢へて開業以前の興業費と異るところなきのみならず、之を營業費へ編入し、ために作業収入の支辨にては足らず、營業資本の定額補填を要するときは損益計算を適切になし得ざるの不便ありしを以て、十二年十月十六日、之を改正し、全く開業前に係る經費、即ち局舎等の營繕及び器械購入等の費用の外、開業後に於いて、事業擴張のため諸建造物を増築し、或ひは器械の購入等に要する費用を一括して興業費となした。而して新規興業費は、作業収入の剩餘を以て直ちに支辨するが如きことは認めず、別に國庫一般財源の支辨に仰ぐべきものとし、ただ既往の興業費は營業益金を以て漸次償却することとした。

次に營業費は、當初は開業以後平常の事業に屬する費用を云うたのであるが、後に開業以後のものといへども、事業擴張設備費を興業費となすに及んで、改めて開業後に係る營業必需諸物品の購入、官吏の俸給、諸職工の雇錢及び諸機械の修繕並びに不足補充毀損新調其他局舎の修繕等、本業に屬する諸般の費用を以て之となした。而して營業費は開業に際し定めたる資本を以て支辨し、其の費消したる資本に對しては作業収入を以て償還することとした。

之は、結果に於いては作業収入を以て營業費を支辨すること殆ど異らないが、資本金額なるものを定めたことは、明治初期資本主義經濟の進展に於いて一步を進めたことと云ふことが出来る。尙、若し或る年度の作業収入を以て資本を償還し能はず、資本に缺額を生じたるときは、國庫一般財源より補充することとしたのである。

營業費は結局、収入を以て支辨し、其の収入の足らざる部分のみ國庫一般財源の支辨を仰ぐこととしたるが、其の剩餘を生じたる場合は、既往支出の興業費並びに營業資本の缺額補填額の償却に充當すべきものとされた。

斯くて本制度は明治十八年十二月、行政改革の際廢されることに決定し、電信事業は新に設置せられたる遞信省の所管に屬したる後、十九年度より作業會計に依るの制は廢されて、其の支出は國庫一般財源の支辨に移り、収入は凡て國庫に納付することとなつたのであるが、其の間に於ける電信興業費及び營業費を示せば左表の通りである。

年 度	興 業 費 圓	營 業 費 圓	合 計 圓
明 治 十 年 度	一九三、七七〇	四四四、三二五	六三八、〇九五
〃 十 一 年 度	一一七、一〇一	五〇八、五七二	六二五、六七三
〃 十 二 年 度	一六三、一七二	六一八、七四九	七八一、九二一
〃 十 三 年 度	一〇四、〇二三	六八一、八七八	七八五、九〇一



年 度	收 入	營 業 費	差引營業益金 又は△損金	當該年度興業費
明治十四年度	一二四、三二四	八二五、五五二	△ 九四九、八七六	一九三、七七〇
十五年度	八四、〇五八	九二一、六〇三	△ 一、〇〇五、六六一	一一七、一〇一
十六年度	八二、九四五	八一七、六八六	△ 九〇〇、六三一	一〇四、〇二三
十七年度	一一一、九〇六	八四五、九一二	△ 九五七、八一八	一二四、三二四
十八年度 (九ヶ月)	二二、二二六	六四二、〇四八	△ 六六四、二七四	八二、九四五

備考 九年度の經費は便宜上之を區分せず、從來の會計方法に依りて整理したるを以て茲に之を掲げず。

次に電信收入と營業費とを比較すれば左の通りで、十年度に於いては四萬八千餘圓の不足を來したが、之は營業資本の缺額補填として國庫一般財源の支辨を以て補充を受けた。十一年度以降は毎年度收入剩餘の情勢なるが、之は營業益金とし、先に述べたる如く、既往の興業費及び營業資本缺額補填額の償却に充當したるものである。

年 度	收 入	營 業 費	差引營業益金 又は△損金	當該年度興業費
明治十年度	三九五、四一〇	四四四、三二五	△ 四八、九一五	一九三、七七〇
十一年度	五二七、九三九	五〇八、五七二	△ 一九、三六七	一六三、一七二
十二年度	七五七、八二四	六八一、七四九	△ 一三九、〇七五	一〇四、〇二三
十三年度	八九六、五七一	六八一、八七八	△ 二一四、六九三	一二四、三二四
十四年度	一、〇九一、一八〇	八二五、五五二	△ 二六五、六二八	八四、〇五八
十五年度	一、一九三、四五	九二一、六〇三	△ 一九七、七四二	八二、九四五
十六年度	八九一、一六四	八一七、六八六	△ 七三、四七八	一一一、九〇六
十七年度	九〇七、〇六七	八四五、九一二	△ 六一、一五五	二二、二二六
十八年度	六四三、九八二	六四二、〇四八	△ 一、九三四	

第四項 西南の役後財界不況と電信事業收支

電信事業の收支狀況は十三年度に於いては、西南役後の好景氣のために、初めて歲計上收入剩餘を得、此の情勢は十五年度まで繼續したのであるが、以後再び舊の状態に歸つたのである。然れども電信は郵便等と異なり、豫算に比し、收支の實績上に於ける不良はなかつた。

今、此の期の收支狀況を観察するため、十年度以降の豫算との對比を試みんに、營業上の收支に關しては、作業費出納條例施行後は、營業上の收入及び支出は其の差額を益金又は營業資本缺額補填として豫算に計上した。従つて此の形式に従ひ、豫算と決算とを對比すれば左表の通りである。

年 度	豫 算 額	決 算 額	豫算に對する決 算の増又は△減
明治十年度	九八、〇四〇	四八、九一五	△ 四九、一二五
十一年度	一三三、八〇二	一九、三六七	△ 一一四、四三五
十二年度	一〇一、三三五	一三九、〇七五	△ 三七、七四〇
十三年度	二五、〇七一	二一四、六九三	△ 一八九、六二二
十四年度	三一、五三五	二六五、六二八	△ 二三四、〇九三
十五年度	二八、六二四	一九七、七四二	△ 一六九、一一八
十六年度	三九、一四四	七三、四七八	△ 三四、三三四
十七年度	五、五〇〇	六一、一五五	△ 五五、六五五
十八年度 (九ヶ月)	一、七四三	一、九三四	△ 一九一

斯くの如き結果を來せし所以は、初めから豫算の見積りが餘りに内輪なりしたためなるか否かは、今俄かに斷言する



ことを得ないが、十六年度に至つて益金が激減してゐることは事實である。そこで更に其の内容に就いて實收額の情勢を見れば、十五年度まで繼續した上向の趨勢は十六年度に至つて遽かに急角度を以て下向してゐる。此の傾向は營業費に就いても亦大體同様である。即ち之を以て見れば、益金の激減は經費増加のためではなく寧ろ収入成績の不良に基因することは明かである。此處にも財界不況の影響深刻なりしを見る。

次に興業費に就いて豫算と決算とを對比すれば左表の如くである。

年 度	豫 算 額	決 算 額	豫算に對する決算の増又は△減
明治十年度	九二、二七六	一九三、七七〇	一〇一、四九四
〃 十一年度	一二九、三四五	一一七、一〇一	一二、二四四
〃 十二年度	一四〇、〇〇〇	一六三、一七二	二三、一七二
〃 十三年度	一三九、〇〇〇	一〇四、〇二三	三四、九七七
〃 十四年度	一四四、〇〇〇	一二四、三二四	一九、六七六
〃 十五年度	〇	八四、〇五八	八四、〇五八
〃 十六年度	三五、七三三	八二、九四五	四七、二一二
〃 十七年度	七六、四七六	一一一、九〇六	三五、四三〇
〃 十八年度 (九ヶ月)	一七、二六八	二二、二二六	四、九五八

前表に示せる如く屢々豫算超過支出を行つてゐる。其の十五年度に於いては、一般方針たる豫算定額据置のことを守らねばならなかつたためか、豫算を計上してゐないが、併し八萬四千餘圓の豫算外支出を行つてをり、十六年度及び十七年度に至つても尙豫算超過支出の實績を見る。而して之等は尋常普通の事業擴張のために投資されたものか、

又は災害の復舊に投資されたものは詳らかでないが、財界不況の際にも拘はらず、豫定よりも興業費の増加を示してゐるのである。只、十五年度及び十六年度に於いては、好景氣時代に比して相當減少してゐるが、十七年度に至つては、決して減少せりと云ふことを得ない。

以上を以て見れば、西南の役後、明治十四年末頃より襲來せる財界の不況が、電信事業經濟に及ぼせる影響は相當深刻なりしが、之にも拘はらず、興業資本の投下は相當行はれたことは明らかである。

第三款 航路標識の建設及び維持費

明治二年一月、西洋式に倣ひ、初めて神奈川縣下觀音崎に燈臺を建設せしより、政府は漸次沿海各所に適當なる航路標識を設置せんとした。然れども政府に於いて悉く之が建設及び維持を行ふことは容易でないで、四年二月には航路標識の公設及び私設を許可することになつた。併し降つて十七年三月には、私立燈標を新設又は改築せんとするものは洋式の外は凡て之を許可せずとし、更に翌年六月には、それまで許可を與へた燈標の私設を禁止し、既設に係るものは漸次廢止すべきものとした。之、私立の航路標識は資力の乏しきより看守其の法を失ひ、保護其の宜しきを得ず、風雨のため往々燈火の消滅を來し、船舶に危険を與へること鮮少ならざるものありしがためである。

今、明治元年以降十八年度までの官設航路標識の建設及び維持費を掲ぐれば左表の通りである。尙、此の費用は凡て國庫一般財源より支辨し、之がために通行の船舶より燈税の如きものを徵收することはなかつた。



區別	航路標識建設及維持費	同上前年度比較増減額	同上割合
明治第一期	一一二、二四〇	一四七、〇三五	一三・一〇
第二期	二五九、二七五	一九七、一一四	七・六〇
第三期	四五六、三八九	一四八、〇〇〇	三・二四
第四期	三〇八、三八九	一一、五五九	〇・三七
第五期	三一九、九四八	一四九、六六三	四・六八
第六期	四六九、六一一	一一七、八一六	二・五一
第七期	三五一、七九五	一一二、〇五一	三・一九
第八期	四六三、八四六	一二七、〇〇九	二・七四
第九年度	三三六、八三七	四三、四一四	一・二九
第十年度	二九三、四二三	六二、四二八	二・一三
第十一年度	二三〇、九九五	二二、一二〇	一・〇〇
第十二年度	二〇七、八七五	四一、四八〇	二・〇〇
第十三年度	二四九、三五五	四三、五五〇	一・七五
第十四年度	二〇五、八〇五	二二、〇一五	一・一二
第十五年度	一八二、七九〇	六、〇八二	〇・三三
第十六年度	一九一、六三一	二、七五九	〇・一五
第十七年度	二一八、一七一	二六、五四〇	一・三八
第十八年度	一四七、八二二	七〇、三四九	三・二二

備考 前表の數字は第一期より十三年度迄は工部省統計誌(明治十八年五月刊行)それ以後は工部省沿革報告に依る。尙工部省統計誌には稍々詳細の數字がある。

前掲の金額は各所航路標識の建設及び修繕費の外、之が管理に任じたる工部省燈臺局の經費をも含むのであるが、其の内から建設費のみを抽出すれば左の通りで、前半は後半に比して其の額多きを見る。之は必要なる箇所其の建設を竣れば、其の後は比較的其の費用を要せざる理であるが、明治政府が如何に海運業の確立に腐心し、先づ燈臺を建設して其の航海の安全を期せんとしたかを窺ふことが出来るであらう。

區別	燈臺	船燈	竿燈	浮標	立標	建設費合計
明治第二期	三、四四七	三〇、二八七	二五二	六、〇三六	〇	六六、〇二二
第三期	一五、二〇七	〇	〇	四、二二三	〇	一九、四三〇
第四期	一八三、一九〇	二九、八九五	〇	一五〇	〇	二四、七九五
第五期	八六、八〇三	〇	四三〇	〇	〇	八七、三三三
第六期	一〇三、二三三	〇	〇	六三六	〇	一〇三、八五九
第七期	七六、二四八	〇	〇	〇	〇	七六、二四八
第八期	一四、六四七	〇	〇	一、五一一	〇	一六、一六二
第九年度	一一〇、五四八	〇	〇	四、二二三	〇	一一四、七六一
第十年度	一一〇、七七八	〇	〇	九五七	〇	一一一、七三二
第十一年度	三、一〇〇	〇	一、四四三	〇	〇	四、五四三
第十二年度	六三、六四六	〇	〇	一、〇三六	〇	六五、七二二
第十三年度	五、三〇八	〇	〇	〇	〇	六、〇一六
第十四年度	一七、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	一七、〇〇〇
第十五年度	〇	〇	〇	〇	〇	〇
第十六年度	四、二六九	〇	〇	〇	〇	四、二六九



明治十七年度	五、〇三三	〇	〇	〇	五、〇三三
明治十八年度	六、八九二	〇	〇	〇	六、八九二
(九ヶ月)		〇	〇	六	

備考 前表の數字は遞信史要に依る。此の金額は既に實用に供せし標識の建設費のみを包含する。故に既に其の建設に著手するも、未だ竣工に至らざるものは此の金額以外にあるから、先に掲げた「航路標識の建設及び維持費」とは關聯を保たない。

第四款 海運事業に對する補助金

我が國海運事業に對する政府の明確なる經濟的補助は、明治八年、三菱會社に對する助成金の交付を以て濫觴とする。尤もこれより先、明治四年に於いても三菱商會に對し郵便物の遞送を託し、以來、遞送手當を交付して来た。之は幾分郵便物遞送に對する報償の限度を越えて補助的意味を加へて来た如くであるが、後に於けるが如く、會社若くは航海の補助獎勵を主たる目的となしたるものとは區別することが適當であらう。後には海運業者に對し會社助成金若くは航海補助金を交付する場合は、郵便物の遞送を無償にてなさしめてゐる。

明治七年、征臺の變起るや、軍隊及び軍需品の輸送は一として船舶に俟たざるを得ない實情なりし故、政府は内國の船舶のみでは到底其の必要を充たし得ざるを悟り、當時猶、威を我が沿海に振ひつつありし米國太平洋郵船會社をして、之が輸送に當らしめんとした。仍つて密かに之と交渉を試みたるも、米國政府は嚴に局外中立を宣言して、同會社に其の謝絶を命じたため、政府の畫策は全く齟齬するに至つた。茲に於いて政府は已むなく俄かに外國商人か

ら汽船十三艘を購入し、之を三菱會社に委託運航せしめ、兵馬輸送を命じ、以て一時の急に應ずることが出来た。而して政府は事變落著後、外國船の頼み難きに覺醒し、益々自國海運伸張の急を痛感し、大久保利通、大隈重信等の建築に依つて一層干涉保護の政策を採つた。又、大いに三菱の功を徳とし、八年九月、三菱會社助成の命令を下し、以て曩に交付せる軍用船一切を舉げて會社に無代償にて下げ渡し、且つ航海助成として毎年金二十五萬圓を給與することとした。尙、此の時、該會社をして海員養成のため、商船學校及び水火夫取扱所を設立せしめ、其の建設補助金として年額一萬五千圓を併せて交付することとした。以上の金額は我が國海運業者に對して、助成金若くは補助金の名目の下に交付された經濟的補助の濫觴である。

註一、三菱會社へ官有汽船及補助金ヲ下附スルニ付命令書(法規分類大全運輸門)今般本邦海運ノ事業ヲ擴張セシムベキ目的ヲ以テ東京外十二隻汽船及是ニ屬スル諸器器品共無代價ニテ其社へ下ケ渡シ且其運輸費助成金トシテ一箇年金二十五萬圓ヲ給與候ニ付左ノ箇條ノ通可相心得事

「左ノ箇條」は省略する。但第十一條には、「商船私學及水火夫取扱所ヲ設立シ海員教導ノ方法ニ從事スヘシ其設立ヲ准允シ其方法ヲ許可スルトキハ其日ヨリ一箇年一萬五千圓ノ割合ヲ以テコレガ助成ヲ下與スヘシ」

註二、助成金二十五萬圓は翌年の命令書に依りて左の通り區分指定された。

- 二十萬圓 上海線
- 二萬圓 東京横濱大阪神戸間の線
- 一萬圓 東京横濱函館間の線
- 五千圓 東京横濱四日市間の線



五千圓 長崎五島對州朝鮮釜山浦間の線

其の後、三菱會社に對しては沖繩縣航海補助として十年度から年額六千圓、次で十二年度に増額されて九千圓、又、十三年三月から朝鮮國航海補助として、元山港までの航海に付き年額一萬圓を交付された。之は十四年五月航路を浦鹽斯德まで延長し、又、仁川へ通航を開きたるも別に増額されず、同額を繼續補助されるに止まつたが、十六年九月、仁川航路に對しては別に毎航金八百圓下附されることとなつた。

然るに海運を三菱會社に獨占せしめ居ることに對し、非難の聲起り、之に對立競争せしむべき會社設立の機運を促進せしめた。此の機運に乗じて生れたのが、即ち明治十五年の共同運輸會社である。

今、明治十八年度まで政府の支出した海運補助費を擧げれば次の通りである。尙、参考のため、此の期に於ける海運行政費を添へる。

區別	三 菱 會 社	朝 鮮 航 路	琉 球 航 路	沖 繩 航 路	三 菱 會 社 私 學 建 設 補 助	露 領 浦 鹽 斯 德 航 路	補 助 費 合 計	海 運 行 政 費
明治八年度	一八七、五〇〇	〇	〇	〇	八、七五〇	〇	一九六、二五〇	一七、〇〇〇
同九年度	二五〇、〇〇〇	三、九三〇	〇	〇	一五、〇〇〇	〇	二六八、九三〇	一七、〇〇〇
同十年度	二五〇、〇〇〇	〇	六、〇〇〇	〇	一五、〇〇〇	〇	二七二、〇〇〇	二二、九〇〇
同十一年度	二五〇、〇〇〇	〇	〇	六、〇〇〇	一五、〇〇〇	〇	二七二、〇〇〇	二二、九〇〇
同十二年度	二五〇、〇〇〇	三、三三三	〇	〇	一五、〇〇〇	〇	二七七、三三三	二七、七〇〇
同十三年度	二五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	二六〇、〇〇〇	二八、九〇〇
同十四年度	二五〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	一〇、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	一三、一六〇
同十五年度	二五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	二六〇、〇〇〇	五三、九一五

同十六年度	二五〇、〇〇〇	七、二〇〇	〇	〇	〇	一〇、〇〇〇	二七四、七〇〇	三五、五七八
同十七年度	二五〇、〇〇〇	八、八〇〇	〇	〇	〇	一〇、〇〇〇	二七七八、〇〇〇	三七、三八五
同十八年度	六三、四九九	二、四〇〇	〇	〇	〇	二、四九九	七五、四八	三三、九一五
累計	二、四九九、九九九	四五、六四四	一三、〇〇〇	六〇、三三三	六八、七五〇	三三、四九九	二、七九一、六三	三三二、三三二

備考

一、補助費の數字は十三及び十四年度は法規分類大全財政門、其の他は驛遞局統計書及び驛遞局年報より探る。(十三及び十四年度は農商務省管船局の支出に立てられた)

二、海運行政費は驛遞局年報法規分類大全財政門及び明治大正財政詳覽より探る。

### 第三節 遞信省創立より電話事業

#### 創始前後に於ける豫算決算

##### 第一款 遞信省創立時に於ける豫算決算

明治十八年十二月二十二日、行政組織の大改正に際し、驛遞及び管船の事務を農商務省より、又、電信及び燈臺の事務を工部省より繼承し、新に遞信省が設置せられたのである。従つて十八年度の收支は前二省の單なる繼續に過ぎなかつたもので、遞信省所管豫算として初めて總豫算中に其の存在を現はすに至つたのは十九年度のことである。

此の年度の歳入決算額は、郵便收入二百二十六萬四千餘圓、電信收入七十四萬五千餘圓、其の他十一萬三千餘圓、



合計三百二十二萬三千餘圓、又、歳出決算額は商船學校費を除けば通信事業經費三百十八萬餘圓、海事行政費、燈臺建設及び維持費等十八萬八千餘圓、航海補助費三萬千餘圓、合計三百四十萬餘圓である。此の歳入歳出總額を昭和五年の決算額に比較すれば、歳入は印紙收入を除くも約一%、歳出は年金及び恩給を除いて約二%に過ぎない。併し之は貨幣價値の變動を考慮に入れておかないので、之を是正するため共に明治三十三年を百とする物價指數に依つて換算し、實質的の比較を試みれば、其の割合は、歳入は約四%歳出は六%で、左表の通りである。

區別	明治十九年度	昭和五年度	昭和五年度に對する割合
歳入	三、一二三、七七三	二三〇、三四一、六〇〇	〇・一三五
物價指數に依る換算額	五、六七九、五八七	一二七、二六〇、五五二	〇・四四六
歳出	三、四〇〇、三七四	一八六、三七九、七〇四	〇・一八二
物價指數に依る換算額	六、一八二、三一六	一〇二、九七二、二二二	〇・六〇〇

尙、進んで歴史的意義ある逓信省所管第一次豫算及び決算の内容を示せば左の通りである。

明治十九年度歳入

科	豫算額	決算額	算に對する決算の方増又は減
郵便及電信收入(款)	三、一八四、二六七	三、〇〇九、九七四	△
郵便收入(項)	二、三〇一、三九九	二、二六四、二五三	△
切手賣下代(目)	一、四九六、二四八		
封皮賣下代	三、八五九		
藥書賣下代	四五七、九八二		

明治十九年度歳出

科	豫算額	決算額	算に對する決算の方増又は減
帶紙賣下代	一、〇七九		
私書函料	三、五五二		
爲報郵便料	六八、四六一		
官報郵便料	三二、二六二		
約束郵便料	二二七、九三六		
外國郵便物遞送料差金	二〇		
電信收入(項)	八八二、八六八	七四五、七二一	△
音信料(目)	八四、五七一		
切手賣下代(款)	七九八、二九七	一五、二六五	
雜收(項)	七、七〇〇	一二九	
懲罰及沒收金(項)		四、一九四	△
辦償金	五、〇〇〇		
電信修繕費辦償金(目)	五、〇〇〇		
雜入(項)	二、七〇〇	一〇、九四二	
電信架設費納金(目)	二、七〇〇		
官業諸收(入(款))		五九一	
官業收(入(項))		五九一	
官有物貸下及拂下代(款)		九五、九五七	
官有物貸下及拂下代(項)		三五四	
貸下料(項)		九五、五六三	
拂下料(款)		一、九八六	
免許及手數料(項)		一、九八六	
手數料(項)		一、九八六	
合計	三、一九一、九六七	三、一二三、七七三	△



第十三篇 經理

科	遞信	大勅	秘書	驛局	技事	參事	局次	會計	遞信	遞信	遞信	一等	一等	司屬	判任	檢官	補官
目	省(款)	給(項)	給(目)	給(目)	給(目)	給(目)	給(目)	給(目)	給(目)	給(目)	給(目)	給(目)	給(目)	給(目)	給(目)	給(目)	給(目)
額	三、六四〇、三五七	九六一、〇六〇	一〇、五〇〇	六、〇〇〇	四、五〇〇	七五、一八〇	三、〇〇〇	四、一〇〇	四、四〇〇	四、五〇〇	四、八〇〇	一、八〇〇	三、六〇〇	四、八〇〇	二、一〇〇	一、二〇〇	四、二六〇
額	三、三九二、七八〇	九三〇、一〇五	二〇、五〇〇	七、一三〇	四八二、二七二	三、三〇二	三、三〇二	三、三〇二	三、三〇二	三、三〇二	三、三〇二	三、三〇二	三、三〇二	三、三〇二	三、三〇二	三、三〇二	三、三〇二
差	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
額	二四七、五七七	三〇、九五五	〇	三、八七八	二六、七七二	三、八七八	三、八七八	三、八七八	三、八七八	三、八七八	三、八七八	三、八七八	三、八七八	三、八七八	三、八七八	三、八七八	三、八七八

豫

額	三、六四〇、三五七
額	三、三九二、七八〇
差	△
額	二四七、五七七

決

額	三、三九二、七八〇
額	九三〇、一〇五
差	△
額	二〇、五〇〇

三〇〇

豫算に對する決算の方増又は△減

監	二等	二等	三等	郵便	電信	技師	修外	出外	一員	備員	死員	電信	賞生	技術	諸手	市內	守燈	獨乙	上海	朝鮮	備外		
官	郵便	電信	電信	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	
給(目)	給(目)	給(目)	給(目)	給(目)	給(目)	給(目)	給(目)	給(目)	給(目)	給(目)	給(目)	給(目)	給(目)	給(目)	給(目)	給(目)	給(目)	給(目)	給(目)	給(目)	給(目)	給(目)	
額	一九、二五八	一〇、八〇〇	一三、二四八	三九、四三二	四二、八二八	九、三二四	一九一、〇一六	二、二六八	二九、九九八	二九、七四八	二五〇	二二九、九二四	一六、〇一九	一五、八〇四	二一五	一一、八四五	一、五〇四	二九四	二八八	一、二〇〇	四八〇	三、二〇〇	
額	一、二八〇	二五六、二〇九	三、一七五	一〇、一〇六	一四、二八七	五二	二八、七一一	二六、二八五	三、一七五	五、九一三	二、四四二	二、四四二	二、四四二	二、四四二	二、四四二	二、四四二	二、四四二	二、四四二	二、四四二	二、四四二	二、四四二	二、四四二	二、四四二
差	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	

三〇一











第十三篇 經理

郵便及電信費(項)  
 三等郵便局長手當(目)  
 郵便受取所撥人手當  
 郵便受取所經費  
 集配人給料(節)  
 駝使給料  
 請負集配料  
 別配達料  
 鐵道沿路郵便開函料  
 遞送夫賃(節)  
 遞送脚夫賃  
 雪踏人足賃  
 請負遞送料  
 汽車室借受料  
 馭車馬丁給料  
 水夫給料  
 舟車備料  
 外國郵便物遞送料  
 馬匹買上代(目)  
 飼養費  
 雜費  
 郵便及電信用器具器械費

一、五四六、七四六	一、三六一、四二〇	一八五、三二六
七三、八五五	四四、一二五	二九、七三〇
一四八、四六六	四、七七六	四、七七六
〇	一四一、九五〇	六、五一六
〇	二、九九五	二、九九五
六六〇、〇四二	五七四、三五九	八五、六八三
一二六、七六二	△	△
四六、三〇三	△	△
四七四、〇三六	△	△
一二、八九三	△	△
四八	△	△
五六六、五八四	五二五、四六一	五一、一二三
九、五七七	△	△
四〇三	△	△
五三六、八五九	△	△
一、八四四	△	△
一、四二四	△	△
二、一九九	△	△
二〇〇	△	△
一四、〇七八	△	△
一、一五〇	△	△
一、一四三	△	△
九一	△	△
九六、四一五	七六、七二六	一九、六八九
	八五	六
	九五〇	三五〇
	七九三	〇

三〇六

行李類(節)  
 諸車類  
 旗章提燈秤  
 時計印章  
 通信機  
 郵便箱  
 短銃彈丸  
 雜具  
 郵便爲替資金取扱費(項)  
 金錢受拂費(目)  
 爲替資金改手數料(節)  
 爲替資金爲替料  
 爲替資金運搬料  
 爲替資金利子(目)  
 貯金取扱費(項)  
 貯金取扱手當(目)  
 貯金取扱手數料(節)  
 貯金取扱集料  
 東京商船學校費(項)  
 奏任俸給(目)  
 校長(節)  
 幹事  
 教授

四八、四八四	三九、三一七	五、九八四
五、八二七	三九、一〇〇	五、八〇一
一七、七〇二	△	△
一五、二六五	△	△
五、四二一	△	△
一、二八二	△	△
二、四三四	△	△
四五、三〇一	△	△
四四、九〇一	△	△
一〇〇	△	△
三、〇二五	△	△
四一、七七六	△	△
四〇〇	△	△
六〇、六五三	二一七	一八三
一七、四八二	四一、七四二	一八、九一一
四三、一七一	一六、二一七	一、二六五
二三、七五四	二五、五二五	一七、六四六
一九、四一七	△	△
二〇、六〇〇	△	△
四、九二〇	二、三五〇	二、九五〇
一、八〇〇	四、九九六	七六
九六〇	△	△
二、一六〇	△	△

三〇七



第三章 豫算 決算

內國旅費(目)	雜品入搬	運搬及電	郵便類	舟車馬類	廣屋其他借	家謝金	寫字習	練雜	卒業證書授與式	標模	被服	雜用	薪炭	油類	消耗品(目)	筆硯	小墨	筆道	諸帳簿紙(節)
---------	------	------	-----	------	-------	-----	-----	----	---------	----	----	----	----	----	--------	----	----	----	---------

一〇〇	五二九	二七〇	五四四	二四四	二五二	一七九	九〇〇	一、四五五	五〇〇	一〇〇	一〇四	六八	五三二	六〇〇	一〇一	二二六	二二四	一〇〇	一八九
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

七〇	二三〇	三〇四	三六	一〇	三九	四三六
----	-----	-----	----	----	----	-----

三〇九

△

三〇

一、三〇四  
△ △

二三〇  
一五一  
一四

〇 三五

一六四

第十三篇 經理

筆印製圖	機器	航海	砲術	雜體	器操	贈死賞	惠備	生教	諸備	屬助	判任
紙墨文	具機械	械械械	械械械	具具具	具具具	與當與	與當與	料當當	給當當	給教	俸俸

一六〇	三〇三	二一七	二五〇	一五〇	三五	二二〇	一〇〇	一三二	三七〇	五〇〇	二二	一五	八七	五二四	一二〇	一八〇	三〇〇	三二四	四二〇	一、八一〇	二、二三〇
-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-------

一六〇	二五〇	八七五	二四三	五二四	二九七	三六七	二、一五
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

三〇八

〇

〇

五〇五

一五六

一四三

一一五



學 費	九、二一六	六、一二六	三、〇九〇
營 繕 費	〇	五、四七〇	五、四七〇
缺 損 金(項)	〇	一三、五五七	一三、五五七
盜 難 金(目)	〇	一三、五一〇	一三、五一〇
燒 失 金	〇	三七	三七
偽 造 貨 幣 補 填 金	〇	一〇	一〇
流 失 金	〇	〇	〇
補 助 費(款)	二八、〇〇〇	三一、〇四四	三、〇四四
航 海 補 助 費(項)	二八、〇〇〇	二八、〇〇〇	〇
航 海 補 助 費(目)	二八、〇〇〇	八、六六七	一九、三三三
仁川天津間 航海補助費	〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇
神戶琉球間 航海補助費	〇	四、三三三	四、三三三
汽 船 檢 疫 補 助 費(項)	〇	三、〇四四	三、〇四四
汽 船 檢 疫 補 助 費(目)	〇	三、〇四四	三、〇四四
合 計	三、六六八、三五七	三、四二三、八二四	二、四四、五三三

此の年度に就いては、豫算構成上注目すべきものが少くない。依つて以下に於いて、少しく其の説明を加へよう。

一、先づ第一に今日に於けるが如く、經常臨時の區分がない。併し此の區分は決して其の後に於いて初めて行はれたものではなく、如何なるものを經常費とし又は臨時費とするかに就いて多少の相違はあれども、既に明治當初から行はれてゐた。それが十九年度に於いて從來の大、中、小、細の稱を廢し、初めて款、項、目、節の區分段階を設け、歳入出科目を大いに改めると共に、其の大區分に於いて收入支出の生起する時間的關係に依る從來の區分を廢して、

事項の性質に依つて第一部、第二部、第三部と云ふやうに區分した。例へば歳出に於いては國債費、年金及び恩給の如き義務費を第一部、帝室費神社費を第二部、各省經費を第三部、中央に於いて統一施行の營繕費即ち諸官衙建築費の如きを第四部に屬するものとした。かくて逓信省所管の歳入は第二部、歳出は大體歳出第三部に屬した。尙、此の區分を更に改めて、經常臨時の二部に分つやうになつたのは明治二十二年度のことである。

二、次に逓信省所管第一次歳出豫算の科目は前表に於いて見るが如く、本省所要の經費と然らざるもの、即ち逓信本省費と逓信費と云ふが如くに區分せられず、通信事業の直接運營業も併せて逓信本省なる一款に總括されてゐる。而して今日の如く此の内から逓信費を區分せられることとなつたのは二十一年度からである。

三、又、此の項に於ける區分標準が、前半は經費支出の對象たる物の性質に置かれて、俸給及び諸給並びに旅費(人件費)と廳費營繕費及び船舶費(物件費)等とに區分せられてゐる。然るに後半に至つては、其の區分標準を經費の支出に依つて、營む事業の性質に置かれて、郵便及び電信費、郵便爲替資金取扱費、貯金取扱費といふが如く業務別に區分せられてゐる。

四、尙、歳出豫算の細目に涉り、之を眺めて興味あることは先づ惠與の目あり、更に其の下に勉勵賜金及び賞與といふ節のあることである。

明治政府になつてから、賞與と云ふ語は先づ退官者に對して支給されたものに用ひられてゐる。尤も明治五年七月十日に初めて定められた時には「賜物」と云うてゐる(諸官員滿三年以上奉職ノ輩免官ノ節賜物規則)。併し六年三月十七日、之を受けて規定を改正したときには賞與と稱し、以後、此の語を用ひてゐる(官員免職ノ節賞與ノ儀)。而して在職者に對



し賞與の名の下に金が支給されるに至つたのは、明治八年十二月十八日、太政官番外達からである。此の時は判任官以下に對してのみ支給する規定で、滿一年以上皆勤の者に對し、定額金の内（豫算の範圍内のこと）を以て、判任官には十圓以内、等外出仕には五圓以内の賞與苦しからずと云ふことであつた。其の後、明治九年九月二十六日、太政官達に於いては、「滿一箇年皆勤」の條件を除いて「其勤怠を考へ勉勵衆に超ゆる者」といふことにし斟酌の餘裕を認め、支給額は月俸三分の一額としたが、之は十二年に至り十二月二十六日、太政官番外達を以て廢止せられ、奏任官以下に對し慰勞又は手當として一箇月俸給以内の金額を支給し得ることに改めた。

右の制度は、十五年十二月二十六日には太政官達を以て廢止された。之は紙幣償却のために極度の財政窮乏に陥つた結果であらう。斯くて後、規定の根據は失つたけれども、年末に於いて官吏以下に賞與金を支給することは依然として絶えない。それが今日、慣例として認められる賞與の端をなしたものと史料せられる。尙、豫算上賞與の科目が廢されたのは、明治二十三年度以後のことである。

五、次に此の年度に於いて電信作業費の區分が廢されたことを記さねばならない。即ち明治十年度より實行した作業會計制を廢し、其の支出は一般國費と同じく一般財源の支辨に移し、収入は凡て國庫に納附することとした。而して之を廢するに至れるは、一面事業の擴張を圖らんがため、他面作業上の收支相償はなかつたことに依るのである。

六、最後に前年度まで驛遞局に屬した三菱會社に對する助成金が、此の年度に至つては姿を消してゐる。三菱會社は明治十八年、共同運輸會社と合併して日本郵船會社となつた。其の後は會社全體に著目して、十九年度から年額八十八萬圓の定額補助が支給された。之と同時に該補助金の管理は一時大藏省所管に移され、翌二十年度まで僅かに二

ヶ年度間之が續いたのである。尙、商船學校費は遞信省創立以來其所管に屬してゐたのであるが、大正十四年度に於いて學校教育統一上文部省に移替されたので、今日に於いては本篇で其の沿革を叙することを省略する。

## 第二款 電話創業時の經營方針及び收支計算

### 第一項 經營方針

本項に於いては電話の發端、電話機渡來後に於ける民營論、乃至之を排して官營に至つた其の間の經緯に就いては述ぶるべき限りではない。即ち政府が愈々電話事業を官營と決し、明治二十三年創業せんとするに際して、如何なる方針の下に之が經營をなさんとせしか、又、其の當初の豫定計畫は如何であつたかを窺はんとするに過ぎない。

今日、電話事業の經營方針の是非に就いては議論多く、必ずしも一定してゐない。即ち事業の本質論から出發して謂はゆる收支相償主義を固持して、現在の如く財政的需要のために利用されることを強く拒まんとする者あり、或ひは現在の状態を是認し幾分の収益を擧げて一般財源に充つるも、事業經營上強ひて非難すべきではないと云ふ者もある。今暫し之が是非の論を措き、創業の際に於ける其の方針を見ることにしよう。

先づ電話創業當時遞信次官たりし前島男爵の「後半生録」の一節に

當時世間では未だ電話の必要を知らず、政府は又二十三年を以て開かるべき國會の準備に忙殺されて電話などに耳を藉すものはない。そこで翁は止むを得ず特別會計法に據つて借金政策で敷設して見やうといふので唐崎會計長と謀つて其の方案を作つた。



とある。併し之は意外にも一般財源中より建設費十萬圓を得たので、當初の特別會計主義は自然顧みられず、爾後、其の儘一般財源の支出に甘んずることとなつた。而して之がために形式的には特別會計組織に據らなかつたけれども、創建費を一般財源に仰いだといふのみで、何時までも經營費の不足補充を一般財源に求めんとしたのではない。又、其の據らんとしたる謂はゆる特別會計組織も、營業利益を擧げて國庫に納めんとする作業會計制ではなく、今日鐵道に於いて見る如き獨立會計制であつたに違ひない。而して營業利益は必要なる事業擴張費に充つる外、一部を國庫一般財源に繰入れることを目的とせるか、即ち事業經營上、謂はゆる收支相償主義の限度を越えて利潤獲得を其の目的に加へたるか否かは明瞭でない。恐らく當初の計畫に於いては、斯かる利潤を求むることは到底豫期し得なかつたところであつて、僅かに收支相償ふ限度に於いて經營せんことを努めたに過ぎなかつたのであらう。

けれども此の結果のみを見て創業時の經營方針を云爲することは出来ないが、翻つて當時に於ける官業經營の實情を顧れば、恐らく事業經營圏外に使用自由なる利潤の獲得を、事業の經營目的に加へることは許されなかつたであらう。即ち當時の官業經營に對する政府の一般方針は民業助成主義であつて、政府が斯かる利潤を目的として事業の經營をなさんとしたのではなく、當時民衆の容易に企て得なかつたところの、例へば鑛山、鐵道、電信、造船等の事業を率先して經營し、以て資本主義經濟の確立發展に民衆を誘導したに過ぎなかつた。即ち産業的デモクラシー、自由的資本主義の熱烈に要望せられた當時、官業經營の目的方針を國庫一般財源に充つるための利潤を得ることに依存せしむるが如きは決して輿論の許さなかつたところであつた。當時の實情果して右の如しとせば、電話事業の經營方針は、收支相償主義に置かれたるものと見て誤りないであらう。尙、此の收支相償主義が實情に副はず、財政的需要のため

に幾分の利潤を獲得することを認める、今日の謂はゆる準營利主義への轉向が事實是認されるに至りたるは、明治三十二年の財政窮乏の彌縫策として行はれた通信料金の値上げ以後のことと云ふべきである。

## 第二項 收支計算

前に引用した前島男の「後半生録」を観ると、男が特別會計組織に依つて電話を創設せんとしたことから、當時、工務局長であつた志田工學博士をして收支を正確に調査せしめ、其の結果、假りに三百名の加入者があつて、一箇年六十圓の使用料を納むることとすれば、收支相償うて不足がないといふ計算を見出し得たと述べてゐる。即ち

それから當時工務局長であつた前記の志田工學博士をして電話供用者の數之に對する建設雜費其他の經費及其使用料幾何を收納して可なるかといふ事を正確に調査せしめた。志田氏は此の事業開始に就ては熱心なる賛成者で、其設計に對して最小限を以て起算し、先づ假りに三百名の電話使用者があつて、一箇年六十圓の使用料を納むること、すばば收支相償ふて不足がない。而して其の建築費は約十萬圓を要するといふ計算であつた。翁は三百名の使用者を得るのは難くはないが、差向き十萬圓の建設費を支出せしめるのは困難の事と思つたが、意外にも政府の方針以外に陸軍、遞信兩省間に分岐し得べき性質の金があつたので、翁は其理由を論じ爲めに兩省間に分配することが出来て十萬圓を受取つた。茲に於て官設電話開設の第一歩は安定した。

と。茲に云ふ收支は營業上の收支に限らず、建築費即ち資本的支出を加へた事業上の收支を意味するは固よりであらうと思はれるが、意外にも建設費十萬圓の財源を得たので、特別會計法を以て創始しようとする男の意圖は自然消えてしまつた。

斯くて之が創始に伴ふ收支豫算が計上せられた明治二十三年度の豫算書を見れば、歳入に於いては郵便電信收入中







は同一問題を提げて再び政府と衝突し、遂に議會は解散を命ぜられ、議會開設後早々にして豫算不成立の先例を作つた。進んで第三臨時議會を経て第四議會に於いては、衆議院は二十六年度豫算を議するに當り、又、政府の要求に多額の削減をなして製艦費全部を否決し、敢へて既定歳出の削減をも加へんとしたるを以て、政府は再應不同意を表し、確執益々甚だしく、遂に衆議院は政府彈劾上奏案を決し、明治二十六年二月八日、之を閣下に奉呈した。

斯くて二月十日、有名なる大詔の煥發ありて局面一變し、衆議院は特別委員を選んで、政府と協議會を開き、豫算案は再審議に附せられたが、軍艦製造費に就いては非常に宸襟を惱ませられ給ひ、畏くも御手許より三十萬圓を六箇年間御下賜せられるとの聖旨あり、又、政府は責任を以て行政改革をなすことに決し、衆議院の削減に一部同意した結果、我が國議會豫算史上特筆すべき初期議會の大論争は漸く終幕を告げた。

今、右豫算案の修正が遞信豫算に現はれた結果如何を、茲で詳細に述べることには出来ないが、第一議會に於ける豫算の否定、第四議會に於ける政府、議會の衝突と 詔勅の煥發、豫算査定に伴ふ整理節約の實行に就いて、其の概略を述ぶることは必ずしも徒爾ではなからう。

第一項 第一議會に於ける豫算の査定

第一議會に於ける衆議院豫算委員會は、明治二十四年度豫算案を審議の結果、政府案に對し大なる削減を加へ、之を議長に報告した。其の査定案たるや、實に深く豫算の内部に立入り、峻烈なる修正を加へたもので、殆ど今日に於いては想像し得られない程のものであつた。今、其の遞信豫算に關係する事項を見るに、

豫算ヲ審査シ歲計ヲシテ其當ヲ得セシメント欲セハ勢ヒ官制及俸給ニ論及セサルヲ得ス、故ニ豫算委員ハ深ク諸官衙處務ノ實

際ヲ査察シ、本務ノ執行ニ差支ナキ範圍内ニ經費ノ節省ヲ計レリ。然レトモ其事業費ニ至テハ大抵削減ヲ加ヘスシテ、當局者ノ要求額ヲ存置セリ。

との前提の下に、更に修正の箇條を大體左の通り擧げた。

- 一、俸給及諸給ハ職務ノ繁閑輕重ニ基キ俸給ノ多寡ヲ定ムルハ事理ノ當ニ然ルヘキ所ニシテ、亦我古制ノ然ル所ナリ。且我官吏ノ俸給ハ人民ノ富度ニ比シ頗ル多キニ過クルカ故ニ現行ノ官等俸給ヲ改メ職給ト爲シ且官吏ノ員數及其俸給ノ金額ハ適當ニ削減セリ。今其重要ナルモノヲ擧ケレハ第一内閣及各省ノ會計局ヲ廢シテ總務局ノ一課ト爲シ……第三參事官ヲ廢シ第四書記官ノ員數ヲ減シ第五判任官ノ官制人員四分の一ヲ削リ第六判任官ノ平均月俸ヲ貳拾五圓ニ積リタル類是ナリ。
- 一、非職俸給(休職俸給)ハ總テ之ヲ削減セリ、其職務ナクシテ俸給ヲ與フルハ本旨ニ戾レハナリ。
- 一、旅費ハ別紙標準ニ據リ之ヲ削減セリ、其一定ノ標準ニ據リ難キハ各省ノ部ニ説明セリ。
- 一、修繕費雜給廳費等ハ諸官衙ノ實況ヲ斟酌シ一割乃至三割ヲ削減セリ。
- 一、次官秘書官知事裁判所長等ノ交際手當ハ之ヲ廢除セリ。
- 一、官舎ハ之ヲ貸與スルノ必要ナキニ依リ總テ新築ヲ停止シ現在ノ分ハ之ヲ官有財産ニ繰込ミ相當ノ賃料ヲ徴收スルコト、爲セリ。

今、右の査定案を豫算案に對照すれば、一般會計歳出總額九千四百萬餘圓に對して、七百八十八萬餘圓、即ち、約九分を削除し、八千六百萬圓に査定した。即ち左の如くである。

區	別	要 求 額	査 定 額	査 定 減 額
歲 入	經 常 部	七八、〇七二、九九四圓	七七、九七二、九九四圓	△ 一〇〇、〇〇〇圓



歳入	歳出	合
臨時部	臨時部	臨時部
一六、〇七〇、〇二八	一五、九六九、六七九	一〇〇、三四九
計部	計部	計部
九四、一四三、〇二二	九三、九四二、六七三	二〇〇、三四九
七〇、八〇〇、三一一	六三、五一二、一〇八	七、二八八、二〇三
計部	計部	計部
二三、二〇四、〇八二	二二、六一一、五五一	五九二、五三一
計部	計部	計部
九四、〇〇四、三九三	八六、一二三、六五九	七、八八〇、七三四

備考

本表政府要求額の計数は政府原案の數字とは符合しない。それは豫算委員の手で一般會計と特別會計との組替を行ひたるに由るものである。

斯くて翌年二月九日、大藏大臣伯爵松方正義は右豫算委員會の査定案に對し反對の旨を演説した。茲に於いて政府對衆議院の形勢は甚だ險惡の状態となり、論議相對立して容易に決しなかつたが、政府は前記七百八十八萬餘圓の削減に對し、六百五十一萬餘圓まで讓歩したため、之に基く修正案は本會議に於いて硬軟論者の論戰盛んなりしが、結局、百二十五に對する百五十七の多數を以て衆議院を通過し、三月二日、貴族院に送付されたのである。併し議會は此の時既に閉會の期に迫り、貴族院に於いて審議すべき時日は僅かに五日間に過ぎなかつた。而して貴族院に於いては、衆議院に於いて其の調査に九十日を費やしたものを、僅か五日間に調査を結了することは到底出來得べきことではない、貴族院は宜しく之を議決せずして豫算を不成立ならしむべし……といふ議が起つた。論戰喧しかりしが、外山正一氏等は之に反して豫算成立に努力し、豫算案賛成論を試み、其の説が議場を風靡し、結局、豫算案は衆議院修正の通り可決せられた。

斯くして、一般會計歳出總計八千三百三十餘萬圓の要求は、六百三十餘萬圓、即ち約七分五厘を削減せられたのである。然るに、我が遞信豫算が幾許の削減を受けたかは明瞭ではないが、衆議院に於ける豫算委員長報告の査定案に依れば、外務省二割四分、大藏省七分、司法省二割九分、海軍省五分、陸軍省六分、文部省五割、農商務省二割に對し、遞信省は三分に過ぎなかつたと云ふことである。

併し決算報告書に記載の豫算額(追加豫算を含む)に依り、前年度と比較すれば左の通りで、遞信本省の款に於いて約一割六分の減少があるのみで、他は寧ろ増加してをり、總額に於いて六分の増加である。尙、減少の主なる事由は遞信省第六年報に依れば、「遞信本省官制改正ノ結果及經費節減ノ爲諸般ノ費途ノ減」、「二十四年勅令第二十三號ヲ以テ非職條例ヲ改正セラレタルカ爲非職俸給ノ減」、「二十四年勅令第二十七號ヲ以テ六年大藏省達第百六十一號辨當料支給方及二十二年閣令第四號文具料支給規則ヲ廢止セラレタルカ爲賄料及文具料ノ減」、「前年度ニ至ル迄日本郵船會社へ支給セシ長崎 仁川 芝罘 天津間の航海補助金ヲ當年度ヨリ廢止ノ爲ノ減」の如きであるが、之に對し郵便電信事業の増進に伴ふ經費の増加あり、又、愛知、岐阜及び大阪地方、震災の應急措置費の支出あり、豫算削減の聲喧しき折柄にも拘らず遞信事業費の如き生産的經費に就いては却つて其の増額を容認せられたのである。

科 目	二十四年度豫算額	前年度豫算額	前年度豫算額に比し	同増減割合
遞信本省	三三四、五八一	三九八、九三〇	△	一・六一
遞信費	四、三〇三、一六三	三、九五七、九六八	△	〇・〇九
東京郵便電信學校	二〇、四三八	二四、〇〇三	△	一・四九
以上	四、六五八、一八二	四、三八〇、九〇一	△	〇・六三



補助費	臨時外國行諸費	營繕費	以上	臨時部計	合計
九四三、〇〇〇	一二、一六八	五一八、二七六		一、四七三、四四四	六、一三一、六二六
九五八、〇〇〇	一八、一〇二	四二三、九七九		一、四〇〇、〇八一	五、七八〇、九八二
△	△	△		七三、三六三	三五〇、六四四
〇・一六	三・二八	二・二二		〇・五二	〇・六一

第二項 第四議會に於ける政府、議會の衝突と大詔煥發

第四議會は二十五年十一月二十九日を以て開會せられた。二十六年度豫算は此の議會に提出せられたが、此の時、政府と議會との扞格依然として前と異らず、政府は此の年度に於いて一般會計歳出八千三百七十五萬餘圓を計上し、且つ前年の計畫を踏襲して、國防軍備に關する經費の新要求を加へたに對し、衆議院豫算委員會は八百八十四萬餘圓即ち一割六厘の削減をなして、七千四百九十一萬餘圓と査定した。而して其の査定方針は、前述第一議會に於けると略々同様であり、到底政府の、其の儘容認することを得ざるものであつた。

従つて政府は此の修正案の撤回を要望したるも、衆議院は之を容れず、豫算會議終るや、其の修正に係る費途中、憲法第六十七條の歳出に對して政府の同意を求めたるも、政府は之に不同意を表明し、衆議院は政府に向つて更に同意を求めたるも政府は又々不同意を示した。茲に於いてか衆議院は、「本院が諸般の費目に修正を加へたるは、現在我が國の民度を參酌し輿論を代表したる正當の所爲なりと確信す。政府若し之に同意せざるときは、立憲政體の本旨に基き斷然處決する所なかるべからず。依つて本院は豫算修正案を政府に送致し、本日より五日間休會して政府の處

置を待つ」との決議をなして休會し、其の旨政府に通牒した。之、實に明治二十六年一月十七日のことである。然るに政府も亦、同日を以て、憲法保障の歳出に就き、不同意の理由、並びに政府自ら處置するの意見は、終始一貫、更に異動なき事を斷言するとの覆牒を發して毫も顧るところがなかつた。休會五日の後再開せられるや、衆議院は政府彈劾の上奏案を提出するに至つた。此の上奏案の審議中、政府は衆議院に十五日間の停會を命じ、其の間に於いて百方議員の軟化に務めたが其の效を奏しない。停會十五日の後、即ち二月七日再開せられるや、衆議院は大多數を以て上奏案を可決し、次で右上奏に對し恭敬の意を表し、且つ政府をして責任ある處決をなさしめんがため、本日より來る二十五日まで本院を休會するとの決議案を提出して、之を可決した。二月八日、衆議院議長星亨參内して、上奏書を奉呈せしに、陛下は左の勅語を下し賜はれた。

朕能く熟覽し置く

而して二月十日を以て、有名な左の大詔が煥發されたのである。

詔 勅

在廷ノ臣僚及帝國議會ノ各員ニ告ク

古者皇祖國ヲ肇ムルノ初ニ當リ六合ヲ兼ネ八紘ヲ掩フノ詔アリ 朕既ニ大權ヲ總攬シ藩邦ノ制ヲ廢シ文武ノ政ヲ革メ又宇  
 内ノ大勢ヲ察シ開國ノ國是ヲ定ム 爾來二十有餘年百揆ノ施設一ニ皆祖宗ノ遠猷ニ率由シ臣民ノ康福ヲ増シ國家ノ隆昌ヲ圖ラ  
 ムトスルニ外ナラス

朕又議會ヲ開キ公議ヲ盡シ以テ大業ヲ翼贊セシメンコトヲ期シタリ 而シテ憲法ノ施行方ニ初步ニ屬ス 初ヲ慎ミ終ヲ克ク  
 シ端ヲ今日ニ正シ大成ヲ將來ニ期セサルヘカラス



顧ルニ宇内列國ノ進勢ハ一日ヨリ急ナリ 今ノ時ニ當リ紛争日ヲ曠クシ遂ニ大計ヲ遺シ以テ國運進張ノ機ヲ誤ルカ如キコトアラハ 朕カ祖宗ノ威靈ニ奉對スルノ志ニ非ス 又立憲ノ美果ヲ收ムルノ道ニ非サルナリ 朕ハ在廷ノ臣僚ニ信任シテ其ノ大事ヲ終始センコトヲ欲シ又人民ノ選良ニ倚藉シテ朕カ日夕ノ憂慮ヲ分ツコトヲ疑ハサルナリ 憲法第六十七條ニ掲ケタル費目ハ既ニ正文ノ保障スル所ニ屬シ今ニ於テ紛議ノ因タルヘカラス 但シ朕ハ特ニ閣臣ニ命シ行政各般ノ整理ハ其必要ニ從ヒ徐々ニ審議熟計シテ遺算ナキヲ期シ朕カ裁定ヲ仰カシム

國家軍防ノ事ニ於テハ苟モ一日ヲ緩クスルトキハ或ハ百年ノ悔ヲ遺サム 朕茲ニ内廷ノ費ヲ省キ六年ノ間毎歲參拾萬圓ヲ下附シ又文武ノ官僚ニ命シ特別ノ情狀アル者ヲ除ク外同年同月間其俸給十分一ヲ納レ以テ製艦費ノ補足ニ充テシム

朕ハ閣臣ト議會トニ倚リ立憲ノ機關トシ其各々權域ヲ慎ミ和協ノ道ニ由リ以テ朕カ大事ヲ輔翼シ有終ノ美ヲ成サンコトヲ望ム

茲に於いてか衆議院は十三日より再會し 詔勅に對する奉答書を決議し、次で詔勅の循行に就いて、政府の意向を確むるため特別委員九名を擧げ政府と交渉せしめた結果、二月十五日、衆議院は特別委員より

政府ニ於テ從來覆牒趣旨ヲ固執セズ、憲法第六十七條費目中緩急ヲ計リ削減ニ同意スヘキモノハ同意スヘシ、政府ハ第五議會開會迄ニハ行政各部ノ整理ヲ爲シ、政費節減ノ實ヲ擧クルコトヲ勉ムヘシ。殊ニ海軍ノ如キハ大ニ改革シ且其著手ヲ最モ急ニスヘシ。

との報告に接した。茲に於いて衆議院の態度俄に變じ、前議を翻して査定案の大部分を變更し、政府の要求に係る原案の多くは復活せしめ、茲に八百八十四萬餘圓削減の査定案は二百六十二萬餘圓の削減となり、八百十三萬餘圓の再査定額を以て豫算を議了し、之を貴族院に廻送し、貴族院は衆議院修正案を其の儘可決し、茲に辛うじて二十六年

度豫算の成立を見るに至つた。

第三項 俸給料一割國庫納付の勅令

前記の如く製艦費に充つるため、六年の間文武官の俸給十分の一を納れしむとの 聖旨あり、續いて明治二十六年二月十五日、勅令第五號を以て之を實行に移された。此の俸給の一割國庫納付は下級官吏に對しては三十年度から、其の他は三十一年度から免除された。之は三十年三月三十日、内閣總理大臣に左の勅語を賜り、即日下級官吏「大尉同相當官以下ノ武官並俸給月額六十圓以下ヲ受クル文官準官吏及雇員」に對する納付金免除の勅令が發せられた。

勅 語

朕曩ニ國家軍防ノ事一日モ緩クス可ラサルヲ惟ヒ内帑ノ金並ニ文武官僚ノ納金ヲ以テ製艦費ノ補足ニ充テシメタリ 今ヤ已ニ數年ヲ經テ其事亦將ニ緒ニ就カントス 而シテ衆議院ハ其議決ヲ具シ内帑ノ下賜ヲ停メ文武官僚ノ納金ヲ免除セムコトヲ奏請セリ 朕深ク之ヲ嘉シ先ツ明治三十年度ニ於テ官僚ノ薄俸ヲ受クル者ノ納金ヲ免除シ三十一年度ニ至リ全然此議ヲ採納セムトス 朕ハ臣民ノ忠誠ニ頼リ軍防ノ完美ヲ期シ永遠ノ平和ヲ以テ帝國ノ光榮ヲ増進セムコトヲ望ム

尙、二十六年度より三十一年度まで遞信省所管歳入に徴收せられた納付金の額は左の通りである。(之は製艦費補足金の科目に依つて整理せられた。)

年 度	納 付 金 額	年 度	納 付 金 額
明 治 二 十 六 年 度	一三七、六八三圓	同	二 十 八 年 度
同 二 十 七 年 度	一四二、一四二	同	二 十 九 年 度
			一四〇、七〇四圓
			一五九、四〇五



第十三篇 經理  
 明治三十一年度

二四、五四五  
 七

果

計

三二六

六〇四、四八六

第四款 此の期に於ける豫算決算の統計一瞥

遞信省創立後明治十九年度より日清戰役前即ち二十六年までの豫算及び決算を統計すれば左表の通りである。  
 明治十九年度明治二十六年度歳入

科 目	明治十九年度		明治二十六年度	
	豫算額	収入済額	豫算額	収入済額
郵便及電信收入	三、一八四、二六七	三、〇〇九、九七四	三、四〇〇、八五九	三〇四、一六二
官業諸收入	—	五九一	—	—
官有物貸下及拂下代	—	九五、九五七	—	—
免許及手数料	—	一、九八六	—	—
雜收	七、七〇〇	一五、二六五	—	—
合計	三、一九一、九六七	三、一二三、七七三	三、四〇〇、八五九	三〇四、一六二
郵便及電信收入	三、〇九六、六九七	—	—	—
官業諸收入	—	—	—	—
官有物貸下及拂下代	—	—	—	—
免許及手数料	—	—	—	—
雜收	—	—	—	—
合計	—	—	—	—
豫算額ニ比シ収入済額ノ差	—	—	—	—
増	—	—	—	—
減	—	—	—	—

一七四、二九三  
 六八、一九四

明治二十一年度		明治二十二年度		明治二十三年度	
豫算額	収入済額	豫算額	収入済額	豫算額	収入済額
雜收	二、五〇二	—	—	—	—
合計	三、〇九九、一九九	—	—	—	—
郵便電信收入	三、二一七、五四八	—	—	—	—
官有物貸下及拂下代	—	—	—	—	—
免許及手数料	—	—	—	—	—
雜收	—	—	—	—	—
合計	三、二一七、五四八	—	—	—	—
豫算額	—	—	—	—	—
収入済額	—	—	—	—	—
豫算額ニ比シ収入済額ノ差	—	—	—	—	—
増	—	—	—	—	—
減	—	—	—	—	—

第三章 豫算決算



免許及手數料	四、三五九、四六六	三、四四一	三、四四一
官業及官有財產收入	四、三五九、四六六	四、六三四、七二〇	二七五、二五四
郵便電信收入	四、三五九、四六六	四、六三四、一五七	二七四、六九一
官有物貸下料	四、三五九、四六六	五六三	五六三
雜收	四、三五九、四六六	一一、九二二	一一、九二二
經常部計	四、三五九、四六六	四、六五〇、〇八三	二九〇、六一七
臨時部計	四、三五九、四六六	四四、五六七	四四、五六七
官有物拂下代金	四、三五九、四六六	一〇、六七一	一〇、六七一
雜收	四、三五九、四六六	八、〇九六	八、〇九六
臨時部計	四、三五九、四六六	六三、三三四	六三、三三四
合計	四、三五九、四六六	四、七一三、四一七	三五三、九五二
明治二十四年度			
經常部	五、一六三、二九九	五、〇六二、八三二	一〇〇、四六七
官業及官有財產收入	五、一六三、二九九	五、〇四九、三六〇	一一三、九三九
郵便電信收入	五、一六三、二九九	六四九	六四九
官有物貸下料	五、一六三、二九九	一二、八二三	一二、八二三
電信燈臺用品製造所益金	五、一六三、二九九	一四、八三三	一四、八三三
雜收	五、一六三、二九九	五、〇七七、六六五	八五、六三四
經常部計	五、一六三、二九九	六七、三〇三	六七、三〇三
臨時部計	五、一六三、二九九	六七、三〇三	六七、三〇三
合計	五、一六三、二九九	一〇、二一五	一〇、二一五
官有物拂下代	五、一六三、二九九	七七、五一八	七七、五一八
臨時部計	五、一六三、二九九	五、一五五、一八三	七、五一八
合計	五、一六三、二九九	一〇、二一五	一〇、二一五

官業及官有財產收入	五、一六三、二九九	五、五二四、四一三	三六一、一一四
郵便電信收入	五、一六三、二九九	五、五一八、九一三	三五五、六一四
官有物貸下料	五、一六三、二九九	二六九	二六九
電信燈臺用品製造所益金	五、一六三、二九九	五、二三一	五、二三一
雜收	五、一六三、二九九	二〇、九〇六	二〇、九〇六
經常部計	五、一六三、二九九	五、五四五、三一九	三八二、〇二〇
臨時部計	五、一六三、二九九	四六、三三九	四六、三三九
官有物拂下代金	五、一六三、二九九	一六、三四四	一六、三四四
雜收	五、一六三、二九九	六二、六八三	六二、六八三
臨時部計	五、一六三、二九九	五、六〇八、〇〇二	四四四、七〇三
合計	五、一六三、二九九	六、四九九、一〇八	一七二、七四七
明治二十六年年度			
經常部	六、三二六、三六一	六、四八七、六八八	一六一、三二七
官業及官有財產收入	六、三二六、三六一	二〇九	二〇九
郵便電信收入	六、三二六、三六一	一一、二一一	一一、二一一
官有物貸下料	六、三二六、三六一	一一、二一一	一一、二一一
電信燈臺用品製造所益金	六、三二六、三六一	一一、二一一	一一、二一一
雜收	六、三二六、三六一	一一、二一一	一一、二一一
經常部計	六、三二六、三六一	一一、二一一	一一、二一一
臨時部計	六、三二六、三六一	一一、二一一	一一、二一一
合計	六、三二六、三六一	一一、二一一	一一、二一一
官有物拂下代	六、三二六、三六一	一一、二一一	一一、二一一
臨時部計	六、三二六、三六一	一一、二一一	一一、二一一
合計	六、三二六、三六一	一一、二一一	一一、二一一



雜收	六,三二六,三六一	二三,四三七	一九六,一八四	二五〇,五三七
經常部計	六,三二六,三六一	六,五二二,五四五	一九六,一八四	三,〇四四
臨時部計	〇	一八,〇一六	一八,〇一六	二五〇,五三七
官有物納拂代金		二五,〇八五	二五,〇八五	三,〇四四
製艦費		一三七,六八三	一三七,六八三	二四七,四八三
臨時部計	六,三二六,三六一	一八〇,七八四	一八〇,七八四	二四七,四八三
合計	六,三二六,三六一	六,七〇三,三二九	三七六,九六八	二四七,四八三

明治十九年度—二十六年歲出

科 目	豫算額	豫算決定後 增加額	豫算現額	支出濟額	繰翌年 額	不用額
明治十九年度	三,六九,七七七			三,三六,二三〇		三,〇四四
補 助 本 省	二八,〇〇〇			三,四〇〇,二七四		二四七,四八三
合 計	三,六九,七七七			三,四〇〇,二七四		二四七,四八三
明治二十年年度	三,五四,八〇八			三,六二九,九九四		七五,一八六
補 助 本 省	二八,〇〇〇			二八,〇〇〇		七五,一八六
合 計	三,五七,八〇八			三,六二九,九九四		七五,一八六
明治二十一年年度	四四一,〇二九			四五七,三三五		一六,三〇六
遞 信 本 省	二,九八二,三三三			三,〇八六,三三四		一〇四,〇〇一
合 計	四四一,〇二九			四五七,三三五		一六,三〇六

補 助 費	九六〇,〇〇〇		九六〇,〇〇〇	四,五〇三,六一九	〇	一一〇,一〇九
合 計	四,三八三,四二二			四,五〇三,六一九		一一〇,一〇九
明治二十二年年度	四〇〇,〇三三		四三三,九九三	三,三六六,四三九		七,〇三九
遞 信 本 省	三,二七九,六三三		三,三六六,四三九	三,七九,四三三		八六,八〇六
合 計	三,七九,六四五		九五六,〇〇〇	九,六二五		七九,七七七
明治二十三年年度	一,〇一〇,三二一		九,六二五	三,一五〇九		一一,一八七
合 計	四,七九,九六六		四,七九八,五五六	九九九,一三四		六八,五九〇
明治二十三年度	三九八,九三〇	一,四八五	四〇〇,四一五	三七,五七二		二八,八四三
遞 信 本 省	三,九五九,九六八	一,九二〇	三,九五九,八八八	三,八〇五,六三六		一五四,二六二
合 計	四,三五〇,〇三三	〇	四,三五四,三〇六	二,一六六四		二,三三九
明治二十三年度	四,三八〇,九〇一	三,四〇五	四,三五四,三〇六	四,一九八,八六二		一八五,四四四
合 計	九五六,〇〇〇	〇	九五六,〇〇〇	一五,六七九		〇
臨時外國行諸費	一八,一〇一	〇	一八,一〇一	一五,六七九		二,四三三



第十三篇 經理

營業部	四三三、九七九	〇	四三三、九七九	二六六、九〇五	〇	一五七、〇七四
臨時部	一、四〇〇、〇八一	〇	一、四〇〇、〇八一	一、三四〇、五八四	〇	一五九、四九七
合計	五、七八〇、九八三	〇	五、七八〇、三三七	五、四三九、四四六	〇	三三四、九四一
明治二十四年度						
營業部	三三四、五八一	一、一三〇	三三五、七一一	三三三、七四二	〇	二、九六九
臨時部	四、三〇三、一六三	二一、六六一	四、三三四、七七四	四、二一九、六一一	九、六九一	一九五、四六三
合計	四、六五八、一八三	〇	四、六八〇、九二三	四、四七二、五五四	九、六九一	二四七
東京郵便電信學校	二〇、四三八	〇	二〇、四三八	二〇、一九一	〇	一九八、六七八
遞信本省	九四三、〇〇〇	〇	九四三、〇〇〇	九四三、〇〇〇	〇	〇
臨時外國行諸費	一、二、一六八	〇	一、二、一六八	一、一九五一	〇	二一七
營業部	五八、二七六	九三、六四一	六二、九一七	四八〇、四五九	〇	九四、七三八
災害部	〇	一六、二九八	一六、二九八	一五、二九五	〇	一、〇〇三
臨時部	一、四七三、四四四	一〇九、九三九	一、五八三、三八三	一、四五〇、七〇五	三六、七〇〇	九五、九四八
合計	六、一三、六三六	一三三、六八〇	六、二六四、三〇六	五、九三三、二五九	四六、四二一	二九四、六二六
明治二十五年年度						
營業部	三三四、五八一	〇	三三四、五八一	三三九、二四八	〇	五、三三三
臨時部	四、五三九、五六六	一三、四五三	四、五五二、九七九	四、四九〇、九五六	〇	六二、〇三三
合計	四、八七三、〇八二	〇	四、八八七、五三三	四、八二九、二〇四	〇	六七、三六六
東京郵便電信學校	二〇、四三八	〇	二〇、四三八	二〇、三九六	〇	四三
遞信本省	九四三、〇〇〇	〇	九四三、〇〇〇	九四三、〇〇〇	〇	〇
臨時外國行諸費	一、二、一六八	〇	一、二、一六八	一、二、一六八	〇	〇
營業部	七二、七三七	五七、七三三	七六、九〇七	六三、七三九	〇	八、九〇八
臨時部	〇	四〇、七八八	四〇、七八八	四〇、六九七	〇	八一
合計	一、六六六、五〇五	七八、五二一	一、七四五、〇二六	一、六二一、〇五六	一三、八〇三	三二、五七七
小包郵便營業部	六、五八、〇五〇	一〇一、一八六	六、六八三、三三六	六、四六九、七七	一三、八〇三	八九、七〇六
臨時部	〇	〇	〇	〇	〇	〇
合計	四、八九四、四五四	二二、六七五	四、九一七、三三〇	四、八四八、六七一	〇	六八、五四九

第三章 豫算決算

營業部	四、八九四、四五四	二二、六七五	四、九一七、三三〇	四、八四八、六七一	〇	六八、五四九
臨時部	九四三、〇〇〇	〇	九四三、〇〇〇	九四三、〇〇〇	〇	〇
合計	一、二、一六八	〇	一、二、一六八	〇	〇	〇
營業部	七二、七三七	五七、七三三	七六、九〇七	六三、七三九	〇	八、九〇八
臨時部	〇	四〇、七八八	四〇、七八八	四〇、六九七	〇	八一
合計	一、六六六、五〇五	七八、五二一	一、七四五、〇二六	一、六二一、〇五六	一三、八〇三	三二、五七七
小包郵便營業部	六、五八、〇五〇	一〇一、一八六	六、六八三、三三六	六、四六九、七七	一三、八〇三	八九、七〇六
臨時部	〇	〇	〇	〇	〇	〇
合計	四、八九四、四五四	二二、六七五	四、九一七、三三〇	四、八四八、六七一	〇	六八、五四九
明治二十六年年度						
營業部	二一〇、一〇五	〇	二一〇、一〇五	一八五、〇九四	〇	二五、〇一一
臨時部	五、二九一、〇八〇	四〇、九二四	五、三三一、九九四	五、〇八七、〇二六	〇	二四四、九七六
合計	一、三四、六三八	一一〇	一、三四、七四八	一三〇、六七五	〇	四、〇七三
東京郵便電信學校	一八、七〇〇	二四〇	一九、〇三〇	一七、六四〇	〇	一、三三〇
遞信本省	五、六五四、六〇三	四一、二六四	五、六九五、八六七	五、四三〇、四三五	〇	二七五、四四三
臨時部	〇	〇	〇	〇	〇	〇
合計	九四三、〇〇〇	〇	九四三、〇〇〇	九四三、〇〇〇	〇	〇
營業部	三三八、六四五	一三九、〇三五	四四七、六七〇	四三七、五三七	〇	八、九八
臨時部	一、二六、六四五	二九、〇三五	一、三九〇、六七〇	一、三七〇、五三七	〇	八、九八一
合計	六、九六六、二四八	一七、二九九	七、〇八六、五三七	六、七〇〇、九六三	〇	二八四、四三三



第四節 日清戰役中に於ける豫算決算

第一款 戰役の遞信省收支に及ぼせる影響

明治二十七年七月二十五日、豊島沖の海戦に始まりたる日清戰役は我が國の財政上に一大新經驗を與へた。蓋し維新以來此の時に至るまで二十有餘年間、戰爭のために國家の財を投じた經驗は全く無いではないが、いづれも區々たる國內の争亂に費されたもので、此の戰役に比すれば、其の五分の一にも足らぬ小額に過ぎなかつたからである。然るに日清戰役に費したものは二億圓の巨額に上り、實に當時の我が經常收入額の二倍半に相當した。而して國庫は僅かに一年に足らぬ短時日の間に、此の巨額の戰費を支辨しなければならなかつた。斯くの如く國家財政に異常なる緊張を與へた戰役が、遞信省所管の收支、特に通信事業經濟に及ぼせる影響如何は、今日之を具體的に且つ詳細に知ることは困難であるが、戰役を直接の原因とする非常施設の如何は、現存の豫定經費要求書に現はれた收支の新規増減を窺ひ、且つ決算書面に示された豫算外臨時支出を見るの外はない。又、戰役前後數箇年に互る計數の比較は、戰役の影響を大觀することが出来るであらう。

先づ明治二十四年度から、遞信省所管の收支及び其の根幹たる通信事業收支の年度別比較を試みれば、左表の如くである。

年 度	收 入		支 出	
	遞信省所管收入總額	前年度比較増△減	遞信省所管支出總額	前年度比較増△減
明治二十四年度	五、一五八、四六三	四四九、五三九	五、九二二、二五九	五四六、四六八
二十五年度	五、六〇八、〇〇二	一、〇九五、三二七	六、四六九、七二七	五三一、二三五
二十六年度	六、七〇三、三二九	一、九五九、九四七	六、七九〇、九六二	七三一、六九八
二十七年	八、六六三、二七六	一、〇九五、二八七	七、五二二、六六〇	八六三、九七六
二十八年	九、七五八、五六三	九三〇、一三三	八、三八六、六三六	三、〇七八、一〇四
二十九年	一〇、六八八、六九六	一、六八七、八八三	一〇、六八八、六九六	四、四〇一、三三〇
三十年	一二、三七六、五七九	一、五八	一二、三七八、〇七〇	三、八四

年 度	通信事業收入額		通信事業支出額	
	前年度比較増△減	同上割合	前年度比較増△減	同上割合
明治二十四年度	五、一六、六六三	〇・八七	四、六九一、二六三	六五一、二九〇
二十五年度	五、五六五、二五二	一・九五	五、三四二、五五三	一四〇、六八八
二十六年度	六、五〇五、七〇四	二・九二	五、四八三、二四一	六三六、一二二
二十七年	八、三八一、〇四九	一・二六	六、一一九、三六三	一、〇二三、二九七
二十八年	九、五五三、八七九	〇・九五	七、一四二、六六〇	二、八五八、九七五
二十九年	一〇、四〇六、〇八三	一・七三	一〇、〇〇一、六三五	二、九四六、六七八
三十年	一二、二〇四、〇一二	一・五八	一二、九四八、三三三	二、九四五

前表に依つて見ると、收支共に毎年度相當の増加を示してゐるが、之は主として戰役及び戰後經營に伴ふ通信事業收支の増進に依ることは明白である。而して當時收入増加のために、通信料金の値上げ等を行った跡は見られない。



而して通信事業所屬外の収入は當時重要なものではなく、二十六年以降、計數に多少の異動を生ぜしめてゐるのは、俸給一割納付のための製艦費補足金である。又、其の支出に就いては、此の戦役の初め朝鮮事件起るや、朝鮮との交通頻繁となり、船舶運輸の安全を期するため航路標識建設の必要ありしを以て、其の經費四萬千餘圓を海底電線の布設費等と共に朝鮮事件費として、國庫剩餘金支出を仰ぎたる外、特に重要なものを認むることが出来ない。従つて、以下、戦役中に於ける通信事業の收支に限定して、戦役の影響を見ることにしよう。

郵便電信電話收入中主なるものに就いて、戦前との増減狀況を一瞥すれば左の通りで、切手及び葉書收入の増加と海外電報料の異常なる増収とは、前に述べたやうに、戦役に伴ふ通信及び取引の増加と戦時國際經濟關係の膨脹とを物語るに充分である。

科 目	明治二十六年		明治二十七年		明治二十八年		二十六年比シ二十七年		二十七年比シ二十八年	
	收入	濟額	收入	濟額	收入	濟額	増△減	増△減	増△減	
郵便 電信收入	六、四八七、六八八	圓	八、三八一、〇四九	圓	九、五五三、八七九	圓	一、八九三、三六一	圓	一、一七二、八三〇	
内 切手賣下代	四、〇五二、六三〇	圓	五、〇七一、六〇四	圓	五、五六二、〇四八	圓	一、〇一八、九七四	圓	四九〇、四四四	
葉書賣下代	一、四七二、四九一	圓	一、七二一、〇八四	圓	一、九七五、五七二	圓	二四八、五九三	圓	二五四、四八八	
約束郵便料	一七三、四〇六	圓	一六七、二五六	圓	一六四、四三八	圓	六、一五〇	圓	二、八一八	
海外電報料	六六〇、六六七	圓	一、二四二、一一九	圓	一、六二六、五八〇	圓	五八一、四五二	圓	三八四、四六一	
電 話 料	八九、三八三	圓	一二四、一八六	圓	一三三、六三二	圓	三四、八〇三	圓	九、四四六	
電信取扱料	二、五七〇	圓	四、八九〇	圓	六、一三八	圓	二、三二〇	圓	一、二四八	
電信修繕料	一四、二一九	圓	一五、七六六	圓	一四、九七八	圓	一、五四七	圓	七八八	

次に支出に於いて、戦前に比して異常な増加を來したことは、前表に示す通りである。之は前述の如く、平時に於いても殆ど必然なる事業増進に依るものの外、戦時通信の輻輳に對應する施設のために支出されたものであつて、其の主なるものは、陸上及び海底電信線の増設、通信取扱要員の増配又は通信の非常に輻輳したる際、常務時間外、特に夜間執務する一、二等郵便電信局現業員に手當金給與等に要したものである。

尙、遞信省所管外に軍事費支辨に於いて郵便電信費數十萬圓あり、又、内地臺灣間海底電信線の布設あり、其の工事費は「臨時臺灣建設部報告」に依れば、大隅臺灣間海底線二百五十二萬六千九百五十九圓、沖繩丸及び長崎「タンク」七十萬十四圓、合計三百二十二萬六千九百七十三圓に達する。之は明治三十年、軍部より移管を受け、爾後、遞信省に於いて保守運用に當つてゐる。

斯くの如く、この戦役中、單に收入を増加したのみでなく、又其の支出をも増加した。而してこの收支決算の増加率は戦後に迫んで、決して減少しないのみでなく、依然として増大の趨勢を示してゐる。想ふにこれ通信事業が此の戦役に遭遇し、その齎らせる効果に依つて、その經濟的發展を促進せられたといふよりも、寧ろ我が國民が、島國日本より大陸日本へと躍進せんとする、日本精神に醸成せられた、隆々増進すべき必然的趨勢の發顯であつて、この戦役はただ單に之に拍車を掛けて、その増進をして、一層効果的に、一層飛躍的ならしめたに過ぎないものと見るべきである。

第二款 戦役中に於ける豫算決算の統計一瞥

日清戦役中、明治二十七、八兩年度の豫算及び決算を示せば次の通りである。



明治二十七年—二十八年年度歲入

科 目	明治二十七年		明治二十八年	
	預算額	收入濟額	預算額	收入濟額
經 常 部	六,三二六,三六一	八,三八九,八二九	六,三二六,三六一	八,三八九,八二九
官 業 及 官 有 財 產 收 入	六,三二六,三六一	八,三八一,〇四九	六,三二六,三六一	八,三八一,〇四九
郵 便 電 信 收 入	六,三二六,三六一	一六四	六,三二六,三六一	一六四
官 有 物 貨 下 料	六,三二六,三六一	八,六一六	六,三二六,三六一	八,六一六
電 信 燈 臺 用 品 製 造 所 益 金	六,三二六,三六一	三五,三八九	六,三二六,三六一	三五,三八九
雜 收	六,三二六,三六一	八,四二五,二一八	六,三二六,三六一	八,四二五,二一八
經 常 部 計	六,三二六,三六一	八,四二五,二一八	六,三二六,三六一	八,四二五,二一八
臨 時 部				
官 有 物 貨 下 代		八七,六八二		八七,六八二
雜 收		八,二三四		八,二三四
製 艦 費 補 足 金		一四二,一四二		一四二,一四二
臨 時 部 計		二三八,〇五八		二三八,〇五八
合 計	六,三二六,三六一	八,六六三,二七六	六,三二六,三六一	八,六六三,二七六
明 治 二 十 八 年 度				
經 常 部	七,七一八,三五三	九,五五七,五一〇	七,七一八,三五三	九,五五七,五一〇
官 業 及 官 有 財 產 收 入	七,七一八,三五三	九,五五三,八七九	七,七一八,三五三	九,五五三,八七九
郵 便 電 信 收 入	七,七一八,三五三	一五一	七,七一八,三五三	一五一
官 有 物 貨 下 料	七,七一八,三五三	八,六六三,二七六	七,七一八,三五三	八,六六三,二七六
電 信 燈 臺 用 品 製 造 所 益 金	七,七一八,三五三	三,四八〇	七,七一八,三五三	三,四八〇
雜 收	七,七一八,三五三	三〇,五四四	七,七一八,三五三	三〇,五四四
經 常 部 計	七,七一八,三五三	九,五八八,〇五四	七,七一八,三五三	九,五八八,〇五四
臨 時 部				
官 有 物 貨 下 代		二九,八〇五		二九,八〇五
製 艦 費 補 足 金		一四〇,七〇四		一四〇,七〇四
臨 時 部 計		一七〇,五〇九		一七〇,五〇九
合 計	七,七一八,三五三	九,七五八,五六三	七,七一八,三五三	九,七五八,五六三

豫算額ニ比シ收入濟額ノ差  
増 減

明治二十七年—二十八年年度歲出

科 目	明治二十七年		明治二十八年	
	豫算額	豫算現額	豫算額	豫算現額
經 常 部	二,一〇,一〇五	二,一〇,一〇五	二,一〇,一〇五	二,一〇,一〇五
遞 信 本 省	二,一〇,一〇五	二,一〇,一〇五	二,一〇,一〇五	二,一〇,一〇五
遞 信 標 識 費	五,五六,五四六	五,八二,〇四一	五,五六,五四六	五,八二,〇四一
航 路 標 識 費	一三四,六三七	一三四,六三七	一三四,六三七	一三四,六三七
東 京 郵 便 電 信 學 校 費	一八,七八一	一八,七八一	一八,七八一	一八,七八一
經 常 部 計	五,九五〇,〇六九	六,三六四,八四九	五,九五〇,〇六九	六,三六四,八四九
臨 時 部				
補 助 費	九四三,〇〇〇	九四三,〇〇〇	九四三,〇〇〇	九四三,〇〇〇
營 繕 費	三三三,六五五	三五四,四八〇	三三三,六五五	三五四,四八〇
朝 鮮 事 件 費	〇	一四六,九二一	〇	一四六,九二一
經 常 部 計	九四三,〇〇〇	一,四三四,四八〇	九四三,〇〇〇	一,四三四,四八〇
合 計	三,〇四三,〇七四	三,〇四三,〇七四	三,〇四三,〇七四	三,〇四三,〇七四
電 信 燈 臺 用 品 製 造 所 益 金	三,〇四三,〇七四	三,〇四三,〇七四	三,〇四三,〇七四	三,〇四三,〇七四
雜 收	三,〇四三,〇七四	三,〇四三,〇七四	三,〇四三,〇七四	三,〇四三,〇七四
經 常 部 計	三,〇四三,〇七四	三,〇四三,〇七四	三,〇四三,〇七四	三,〇四三,〇七四
臨 時 部				
官 有 物 貨 下 代		二九,八〇五		二九,八〇五
製 艦 費 補 足 金		一四〇,七〇四		一四〇,七〇四
臨 時 部 計		一七〇,五〇九		一七〇,五〇九
合 計	三,〇四三,〇七四	三,二一三,五八三	三,〇四三,〇七四	三,二一三,五八三

繰翌年度

不用額

第三章 豫算決算

三三九



震災營繕費	〇	一六、三五九	一六、三九九	一六、二九一	〇	六八
臨時部計	一、二七五、六五五	一八五、〇九五	一、四六〇、七五〇	一、三九五、五六三	三六、七八一	二八、四〇六
合計	七、三二五、七三四	五九九、八七五	七、八五、五九九	七、五三二、六六〇	三九、三八八	二二、三五一
明治二十八年年度						
經常部	一四三、八三五	〇	一四三、八三五	一三三、三九一	〇	一二、四三四
遞信本省	六、二五六、四〇〇	五三八、四三四	六、七八五、〇七四	六、六四六、六六八	〇	一三八、四〇六
航路標識費	一四九、五五四	〇	一四九、五五四	一四四、四三〇	〇	五、三四
船舶海員費	五〇、二六九	〇	三〇、二六九	二九、六一三	〇	六五六
東京郵便電信學校	一八、五七一	〇	一八、五七一	一五、一五六	〇	三、四一三
經常部計	六、五九八、八五九	五三八、四三四	七、二七、二九三	六、九六七、二五〇	〇	一六〇、〇三三
臨時部	九三九、七五〇	〇	九三九、七五〇	九三九、七五〇	〇	〇
補助費	三九三、四七	一六、七二一	五二九、八五六	四七八、七六二	〇	一三、二一一
臨時外國行諸費	四、三五八	〇	四、三五八	八七四	〇	一
臨時部計	一、三三七、二五五	一六、七二一	一、四六三、九六六	一、四一九、三八六	三三、三六八	一三、二二
合計	七、九三六、一四四	六五五、四四五	八、五九一、二五九	八、三八六、六六六	三三、三六八	一七二、二五五

第五節 日清戰役後に於ける豫算決算

第一款 戦後の積極的經營

明治の財政は、日清戰役を以て正しく一新紀元を開いたと云ふべきである。蓋し、日清戰役以前の本邦財政は約八千萬圓内外の歳出に過ぎなかつたが、戦後即ち明治二十九年年度に至つて、歳出一億六千八百八十五萬七千圓を算し、爾後次第に増加して、三十三年度には二億九千二百七十五萬圓の歳出を見るに至つた。これ謂はゆる戦後經營のために歳計の膨脹を來したるに依るもので、其の戦後經營なるものが如何なる意義を有したかは、二十八年十二月、第九議會開院式の 勅語に於いて宣明し給へるところである。即ち

朕ハ文武臣僚各員ノ協贊ト臣庶ノ戮力トニ依リ光榮ヲ以テ干戈ヲ戢ムルコトヲ得タルヲ喜フ  
 今ヤ内ハ臺灣平定ニ歸シ外ハ列國ト交誼ノ厚キヲ加フ 向後ノ急務ハ專ラ平和ヲ保持シテ國運ノ伸張ヲ求ムルニ在リ  
 朕即チ國務大臣ニ命シテ殖産交通及教育等ニ關シテ國家ノ發達ニ必要トスル諸般ノ計畫ヲ盡サシメ明治二十九年年度豫算及諸法律案トシテ之ヲ提出セシム 國防ハ曾テ漸ヲ以テ充實ヲ期セリ 今交戰ノ爲メ缺損セルモノヲ補充シ竝ニ自衛ニ必要ナル設備ヲナサムトシ 朕力臣僚ヲシテ贊畫ノ任ニ當ラシメ必要ノ支出ニ付テ議會ノ協贊ヲ待タシム

と。一言にして勅語の精神を約すれば、軍備整頓を謀ると共に、國力の發達を期するを以て、戦後經營の大綱と爲し



給はれたのである。斯くして二十九年年度以降數箇年間は、政府は積極的經營の計畫遂行に熱中した。而して 勅語にも宣はれた如く、交通の發達は戦後經營の重要なものの一つであつた。従つて遞信省所管事業に就いても、電話擴張の繼續計畫、其の他積極的經營時代たるの面貌を失はざる諸般の計畫が樹立された。今、遞信省所管收支を戦前戦後に互つて比較すれば左表の如くである。

年 度	遞 信 省 所 管 收 支		通 信 事 業 收 支	
	收 入	支 出	收 入	支 出
明治二十六年年度	六、七〇三、三三九	六、七九〇、九六三	六、五〇五、七〇四	五、四八三、三三二
二十七年年度	八、六六三、二七六	七、五三二、六六〇	八、三八一、〇四九	六、一一九、三六三
二十八年年度	九、七五八、五六三	八、三六六、六三六	九、五五三、八七九	七、一四三、六六〇
二十九年年度	一〇、六八八、六九六	一一、四六四、七四〇	一〇、四〇六、〇八三	一〇、〇〇一、六三五
三十年年度	一一、三三七、五七九	一一、八六六、〇七〇	一一、二〇四、〇一一	一一、九四八、三三三
三十一年度	一二、七七七、九一四	一二、七四三、三三三	一二、六〇三、二八五	一二、四四三、八四九
三十二年度	一二、〇一一、〇九一	一二、九八八、六七三	一二、四三三、九五二	一二、一三三、〇二二
三十三年度	一二、〇八八、八〇一	一二、五五七、〇三三	一二、六九三、三三一	一二、一六七、九一八
三十四年度	一二、四五六、六三五	一二、七七一、一七三	一二、七四四、一〇五	一二、三六六、七三六
三十五年度	一二、八三五、三九三	一二、七九三、三三三	一二、三六四、四一四	一二、三六一、七三三

備考

本表には公債金収入及び軍事費支辨通信施設費を計上せず。

前表に依つて明かなる如く、遞信省所管の收支は二十九年年度に於いて遽かに膨脹した。之は積極政策遂行の結果に

他ならないのであるが、其の主なる事項を擧ぐれば左の諸項である。

- 一、小包郵便取扱局の増設
- 二、第一次電話擴張
- 三、電信線の増設及び新設
- 四、航路標識の新設

以下、右の各項目に就いて略説しよう。

一、小包郵便取扱局の増設  
小包郵便は明治二十五年十月の創設に係る。當時、之が取扱を開設したものの僅かに六百一局に過ぎなかつたので、二十九年年度に於いては三等郵便局千四百局、及び郵便受取所百箇所に小包郵便取扱を増設した。又、商品賣買の利便を計り、代金引換渡小包郵便をも實施した。之がため、三十三萬七千餘圓にのぼる經費の増額となつたのである。

二、第一次電話擴張  
電話交換事業は二十三年年度に於いて東京、横濱の兩市に之を開設したるに始まり、次で二十五年年度に至り大阪、神戸の兩市にも亦之を開設し、爾來、一般需要は逐年増加するに至つた。政府は戦後に於ける既設電話交換加入者の増加と、未設地の内最も急施を要する各地に交換の開始を計畫し、京都外三十五箇所に對して、總費額千二百八十萬二千餘圓を以て、二十九年年度より三十五年度に至る七箇年度の繼續事業として實行せんとし、其の財源は擧げて公債に求めることとして第九回帝國議會の協賛を経たのであつた。其の支出年割額は次の如くである。



第一次電話交換擴張費年割額

年次	支出額	年次	支出額
明治二十九年	一、六七七、九六五圓	明治三十三年	二、〇一九、〇四四圓
明治三十年	二、〇二六、二九九	明治三十四年	一、六七七、二七〇
明治三十一年	一、九七一、九一五	明治三十五年	一、五一四、五八二
明治三十二年	一、九一五、〇三二	計	一二、八〇二、一〇七

斯くて第一次擴張計畫に於いて遂行したる事業の工程は大略次の如くである。

第一次電話交換擴張實行工程

區別	豫定計畫	實行計畫
電話交換開設地	四〇箇所	一九箇所
特設電話所	二二、八〇〇名	二三箇所
加入線者數	二二、八〇〇名	三二、一五〇名
市外線延長	一五、〇〇〇里	三、〇三〇里

三、電信線増設及び新設

電信線を増加するために、明治二十九年及及び三十年度に互る繼續事業として、五十七萬二千三百三十五圓の豫算を計上した。其の内譯は次表の通りである。

(1) 電話増設及新設費	五七二、三三五圓	明治二十九年	一三八、八二九圓
(2) 隱岐電信線新設費	一六〇、三二五	明治三十年	二一、四九六

(2) 國後擇捉間電信線新設費	二二一、七九九	同 三十一年	二一、四三一
明治二十九年	一四二、七三一	札幌根室間電信線増設及新設費	三五、四四八
同 三十年	七九、〇六八	明治二十九年	二〇、〇五七
(3) 東京函館間電信線増設費	一五四、七六三	同 三十年	一五、三九一
明治二十九年	一三三、三三二		

四、航路標識新設

入道崎、經ヶ岬、地藏崎、阿吐江也岬航路標識新設は、且つ曲射玻璃の如きは海外より購入を要し、數年に互るに非ざれば竣工することを得ない。茲に於いて二十九年より三十一年度に至る三箇年度の繼續事業とし、左の區分に依り支出された。

(1) 航路標識新設費	二一五、九三九圓	(3) 地藏崎航路標識新設費	五一、六八三圓
入道崎航路標識新設費	五九、五三九	明治二十九年	一五、〇〇〇
明治二十九年	二四、五九一	同 三十年	二三、四五九
同 三十年	三一、三四六	同 三十一年	一三、二二四
(2) 經ヶ岬航路標識新設費	三、六〇二	阿吐江也岬航路標識新設費	四八、〇〇〇
明治二十九年	五六、七一七	明治二十九年	八、〇〇〇
同 三十年	一三、〇〇〇	同 三十一年	二七、九九九
同 三十一年	三〇、六〇七		
同 三十一年	一三、一一〇		



第二款 物價騰貴に伴ふ事業經營の困難と通信事業特別會計論

明治二十七、八年戰役の結果、明治二十八年四月十七日調印の下關講和條約に依り我が國は清國より三億六千餘萬圓の償金を領收することとなつた。此の償金は、其の後に於ける我が財政經濟の上に多大の影響を及ぼしたもので、日清戰後に起つた國防其の他諸般の計畫は大部分此の償金を財源として經營せられ、我が歳計は茲に圖らずも大膨脹を告ぐるの勢を誘致するに至つた。而して此の償金は三十一年五月までの短期間に全部拂込を受けた結果、俄かに通貨膨脹のため物價昂騰し、民間の經濟亦從つて時ならぬ好景氣の花を咲かし、一時産業隆盛の觀を呈したのである。併し此の物價騰貴は政府の施設計畫に著しき齟齬を來し、之が遂行のためには、増税又は新税の設定を以て猶足らず、敢へて通信料金の値上げをも行はねばならぬ情勢となつた。

我が通信事業に於いては相當の收益を擧げながら豫算に拘束せられ、物件の調達は充分に行はれず、従事員の待遇は時勢に應ぜしむる能はず、戰後二三箇年の間事業の不備缺陷を暴露して、事業經營上非常なる困難に遭遇した。之がために通信機關に對する世間の非難攻撃囂々として起り、政府事業の威信地に墜つるの觀があつた。

當局者は此の經營難打開策に腐心し、結局事業収入は事業運行費を支辨するの外、其の殘餘は一般財源に加へず、之を事業の擴張整備費に充つる謂はゆる特別會計制度に據るの途が、最も事業經營上機宜に適したものと考へ、之が制度の確立に向つて調査研究を進め、特別會計諸草案作製を見るまでに至つた如くである。併し不幸にして當時の財政事情と事業經營方針に關する見解の推移に依り、結局、特別會計制度の生誕を見るに至らなかつた。

今、當時物價騰貴經費不足に依る事業經營難から、通信事業特別會計論が起り、結局それが實施されなかつた事情等を回顧するに、當時、事業經營難の實情は、雜誌「交通」誌上等にも屢々報ぜられたところであるが、其の經營難は決して収入不足のみに基因するものではなく、物價騰貴の上に豫算に拘束せられて、經費に著しき不足を來したことが、寧ろ主であつた。尙、其の豫算たるや、一面多額の収入を擧げをりしに拘らず、其の業務利益の大部分を軍事費其の他の財源に奪はれた結果、事業の増進に適應されなかつたからである。

又、三十二年に於ける通信料金の値上げも、全く一般財政窮乏の彌縫策として行はれたもので、事業自體から見れば、決して値上げの必要はなかつたとまで云はれてゐる。けれども今、三十年前後に於ける事業收支（公債支辨の電話擴張費を除く）を比較すれば左の通りで、料金の値上げが、事業經營上全然必要がなかつたとは云はれないであらう。

年 度	收 入	支 出	收入過又ハ△不足
明治二十八年度	九、五五三、八七九	七、一四二、六六〇	二、四一一、二一九
二十九年度	一〇、四〇六、〇八三	九、四〇七、四三九	九九八、六四四
三十一年度	一二、二〇四、〇一二	一〇、四七四、八九三	一、七二九、一一九
三十二年度	一三、六〇三、二八五	一二、五四六、七三〇	一、〇五六、五五五
三十三年度	一七、四二四、九五二	一六、三四九、三六六	一、〇七五、五八五
三十四年度	二〇、六九九、三三一	一九、八一八、一三二	八八一、一九九
三十五年度	二〇、七四四、一〇五	二〇、五七九、一四一	一六四、九六四
	二二、三八四、四一四	二〇、六六六、一八一	一、七一八、二三三

斯くて此の事業經營難打開の途は、收支を一般會計より分離して獨立會計とし、業務上の利益は擧げて事業の擴張



整備に投ずるに在りと云ふ主張が擡頭し、之は、新聞雜誌等に於いて時事批評家達により論ぜられたるのみでなく、事業當局に於いても、此の制度の調査立案に手を染めた。而して當時、逓信當局が特別會計實現に努力したことは、雜誌「交通」の記事に依りても窺ふことが出来る。先づ同誌第七十二號（明治三十一年二月廿五日）には「通信機關の獨立」と題し、左の記事を掲げてゐる。

逓信省は郵便電信電話事業を特別會計として獨立せしめ、其の収入を以て擴張費に充つるの計畫を立て、目下之に關する法案の起草中なりと。

今當局者の談を聞くに、元來郵便電信電話等の交通機關は一定の程度に達するまで、社會の進歩と共に膨脹せざる可からざるは、各國共に經驗し來りたる事實なり。我國に於ても今や右事業の膨脹時代に在りと雖も、今日の財政にては單に其完備策を講ずるに止まり、其擴張は夢想だもなす能はず。故に苦心の末右三事業費を現今の鐵道經費の如く特別會計に附し、右事業より得る所の収入を國庫に納めず、之を以て翌年度に於ける事業の整理費用に充つる時は翌年度に於ける計畫も充分に見積る事を得、大に便宜を生ずべし。

今日帝國財政の有様にては此れより外には良策なからん。去れど此れのみにては尙ほ未だ充分なる擴張を希企する能はざるを以て特別會計上に生じたる不足は矢張同省經費を以て補助せざる可からず。

右に依れば、調査研究の結果、特別會計法案の作製を見るまでに至つた如くであるが、此の計畫は松方内閣の逓信大臣野村靖子の時に起案されたもので、未だ其の實現確實とならざる前に松方内閣は瓦解してしまつた。三十一年一月、之を繼承したる伊藤内閣の逓信大臣末松謙澄子が此の案を如何に處理せるか不明であるが、間もなく伊藤内閣も更迭し、同年六月、大隈内閣の下に林有造氏が逓信大臣に任ぜられた。新大臣は此の案に就いては全然反對ではな

かつたけれども、積極的に努力實現せしむる意志が乏しかつたやうで、或る機會に逓信事業の施設方針に關して、其の抱懐せるところを語れる際、特別會計に關し「郵便電信事業を特別會計となすの議に就いては、松方内閣の當時已に之が調査をなしたる如く、交通機關を益々充分に發達せしめんには、特別會計となすに若かずと雖も、尙其時機にあらざるを以て、先づ差當り本年度より五箇年間の繼續事業として、郵便電信の擴張費三千五百萬圓を要求することに決したり。」と述べてゐる。併し同大臣の下に逓信次官たりし箕浦勝人氏は之より、以前に此の問題に關し、

「逓信事業は一方に於ては多額の經費を要するも一方には相當の収益を生ずるを以て、事業の進歩を圖るが爲めに、是非特別會計に附すべき性質のものなれば、早晚實行を期する考なり。」

と所見を述べてゐる。而して大隈内閣も僅々半箇年に滿たずして瓦解し、同年十一月には、山縣内閣の出現を見たのである。

斯くの如く頻々たる首腦部の更迭では、本案の如き相當慎重なる調査研究を要する制度の實現は到底望み得られなところである。加ふるに山縣内閣の手で、通信料金の引上げが斷行されて、其の一部分は事業經費に充當されたが、他は一般財源に加へ、軍事費等の支辨に振當てることを事實是認せざるを得ざるに至つては、事業本來の經營方針たる收支相償主義も、將又特別會計主義も、最早机上の空理空論に過ぎないものとなつた。斯くて將に胎生せんとした通信事業特別會計案は、無殘にも暗闇の裡に投込まれて、其の實を結ばずに終つたのである。



第三款 戦後に於ける海運補助及び奨励費の激増

逓信省所管の海運助成費は明治二十九年以降に於いて著しく増加した。今、明治二十五年以来の数字を示せば次表の如くである。

年 度	日本郵船會社 補助	大阪商船會社 航海補助	神戸那覇間 航海補助	航路擴張費	航海奨励費	造船奨励費	合 計
明治二十五年度	八〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一三,〇〇〇	〇	〇	〇	九四三,〇〇〇
二十六年度	八〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一三,〇〇〇	〇	〇	〇	九四三,〇〇〇
二十七年	八〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一三,〇〇〇	〇	〇	〇	九四三,〇〇〇
二十八年	八〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	九,七五〇	〇	〇	〇	九三九,七五〇
二十九年	八〇,〇〇〇	海員養成補助 一〇,〇〇〇	水難救済補助 一〇,〇〇〇	一四,七七五	〇	〇	一,〇二四,七七五
三十年	八〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	五三,七〇二	七八,三八三	〇	二,一七〇,一九四
三十一年	八〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	六七,三三一	二,五六〇,八〇三	〇	四,七五,八九八
三十二年	八〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	八九六,八九八	三,九五七,三二五	〇	五,九五一,九九三
三十三年	八〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	四,一三,六三九	一,一八八,七六一	〇	六,三八四,三三〇
三十四年	八〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	五,三三三,九五九	九〇六,二〇三	〇	六,八五一,二五六
三十五年	八,五六八	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	六,一三三,五七一	六七六,三〇一	〇	七,二五八,七八八
三十六年	三,五六八	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	六,〇九七,三〇七	八〇三,四三一	〇	七,七三三,四二三

前表に依つて明かなるが如くに、戦後に於ける経費の増加は航路擴張費、航海奨励費及び造船奨励費の新設に依るものなのである。

明治二十八年に至るまで政府の採つた海運補助の方針は、主として海運會社に著目して保護するに止まつたが、二十九年に於いては航海奨励法及造船奨励法を制定し、優秀船舶を客體として補助奨励金を給與し、我が海運事業の海外航路發展を鼓舞するの方針を採つた。

航海奨励法は一般奨励法であつて、内地航路でない限り、航路の如何を問はず、又、定期、不定期、客船、貨物船を論ぜず、遠洋航路従事の優秀大船に對しては、本法に依り航海奨励金を給與した。此の経費が即ち前表に掲げた航海奨励費である。又、前表中、造船奨励費は造船事業の發達を促し、船舶の構造を完全にすることを目的とし、造船奨励法に依り本邦國內で製造する船舶に對し給與する奨励金のために要した経費である。

此の年より又、政府は特定命令航路を擴張し、新に濠洲、孟買、浦鹽斯德及びコルサコフの航路を指定し、二十九年には二十八萬三千二百七十八圓餘、三十年以後は四箇年間、毎年五十六萬六千五百五十七圓餘の限度内に於いて特別助成金を下附することと定めた。之は後に歐洲航路、北米航路等の補助を加へ、著しく増加したのであるが、前表に掲げたる航路擴張費は即ち之である。

而して當初に於いては、航海奨励費は一箇年最高百萬圓の豫定であつたが、實行後の成績に徴するに、船舶は俄かに増加し、三十一年度に於いては二百五十萬圓を突破し、之に航路擴張費其の他の補助金を加へれば四百三十七萬圓を超えるに至つた。政府は、斯かる多額の負擔には到底堪へ得ざるを以て、一方に於いては船舶を一層有益の定期航海に使用し、一方に於いては奨励費の支出に制限を加ふるの目的を以て、明治三十三年以降、同四十二年に至る滿十箇年間、歐洲線、シヤトル線及び桑港線の三航路を定期航海補助として、毎年歐洲線に對しては二百六十七萬三千八



百九十四圓、シヤトル線に對しては六十五萬四千三十圓、桑港線に對しては百一萬三千八百八十圓以内を斯業者に下附するの經費、即ち航路擴張費の増額案を議會に提出して其の協贊を得、之と同時に航海獎勵法の規定を改正し、明治三十二年十月一日以後、外國製造の船舶に對しては航海獎勵金を半減することとし、且つ航海獎勵法の適用を明治二十九年十月以降十八箇年間に限ることとした。

由來、之等の經費は其の創定の當初より、償金若くは國庫剩餘金の内より一時融通支辨し來つたのであるが、先づ國庫剩餘金は皆無に歸し、償金の使途は既に確定したるのみならず、其の現金も公債支辨の費途に繰替充用せる等、最早融通の餘裕なきに至りたるを以て、之等の經費は其の後、之を普通財源に仰がざるを得ざることとなつた。而して之のみが主たる理由ではないが、明治三十二年、租税の増徴又は新設を餘儀なくせられ、更に斯かる目的のために郵便料等の値上げをも畫策されるに至つたのである。

第四款 明治三十五年第一次桂内閣の行政整理

日清戦後、政府の施設經營は稍々放漫過大に失したるの嫌ひがあり、加へて通貨膨脹に伴ふ物價騰貴は經費を著しく不足せしめ、其の遂行を困難ならしめた。之がために政府は屢々租税の増徴又は新設をなし、進んで公債の増發、通信料金の値上げ等も行ひ、營々として財源の調達を圖つた。併しながら斯くの如き政府の政策は更に通貨膨脹に拍車をかけ、物價騰貴を助長して、下級官吏を始め下層の消費者階級の生活に極度の不安困窮を齎した。茲に於いて當時、第四次伊藤内閣の大藏大臣渡邊國武子は此の情勢に鑑み、專業繰延案を閣議に提出したが、之が一つの原因と

なりて、閣内の不統一を來し、明治三十四年第十五議會閉會後幾許ならずして、脆くも其の瓦解を招くに至つた。

此の後を受けた第一次桂内閣の大藏大臣曾禰荒助氏は、渡邊前大臣の政策を踏襲實行に移し、三十五年度豫算の編成に當つては「節約を主として民間經濟に餘裕を與ふることを旨め、財政經濟兩つながら完全なる發達を期すること」を主眼とした。殊に下級官吏其の他の生活窮乏を救はんがために、既定經費の節約、定員の減少を行ひ、其の節減に依つて生ぜる經費の餘裕を以て、下級官吏其の他の増俸又は増給を斷行した。

遞信省は此の行政整理に當つて、三十五年度豫算上經常部に於いて左の通り定員の減少を行つた。

區 別	遞信本省費支辨	遞信費支辨	航路標識費支辨	船舶海員費支辨	東京郵便電信學校費支辨	合 計
屬 書 記	二七人	二七人	一人	一人	一人	五四人
技 手 記	一	七八七	四	一〇	一	八〇三
通 信 書 記 補	六	六九	一	三	一	七八
計	三四	九一五	四	一三	一	九一五
右ニ對スル俸給額	一五、三九五圓	一、七九八圓	一、二九六圓	五、五二一圓	二六四圓	一、八五〇圓
備 考	遞信本省費支辨中には鐵道局の職員を含む。					

此の整理人員は何分の減少に當るか不明であるが、實行の結果、實在人員に對する整理割合は約二割に當つたと云はれてゐる。斯かる高率の整理は今日に於いては到底忍從し得ざるところであらう。本省は斯様な人員の整理を斷行



すると共に、一面事業の増進に伴ひ、已むを得ざる新規の増員を加へて官制の改正を行つた。今、當時遞信省に屬したる鐵道局職員を除き、新舊官制の定員を比較すれば左の通りで、事業の第一線に立つ通信書記補の減員殊に激しく、而も之は書記に組替へられたのではない。

區別	舊官制	新官制	増減人員	増減割合
遞信省參事官	三人	二人	一人	三・三三
遞信技師	三四	三六	二	〇・五九
遞信技師	三九	四〇	一	〇・二六
遞信技師	二八三	二二三	一〇	一・七七
遞信技師	四・〇三三	三・五二九	五〇四	一・二五
航海標識管理所書記	二四	二〇	四	一・六七
海軍局書記	四六	三六	一〇	二・一七
東京郵便電信學校助教	一一	一〇	一	〇・九一
遞信技師	九二	七八	一四	一・五二
遞信技師	五〇六	四六一	四五	〇・八九
海軍局技師	三三	三〇	三	〇・九一
通信書記	五・九一三	三・九二八	一九八五	三・三六
通信書記	一一・〇一七	八・四〇三	二・六一四	二・三七

備考 官制定員の比較は雜誌「交通」第二百七十一號（明治三十五年四月十日）より採る。

第五款 此の期に於ける豫算決算の統計一瞥

日清戦役後明治二十九年度より、日露戦役前即ち三十六年度までの豫算及び決算を掲記すれば次の通りである。明治二十九年度—三十六年度歳入（※印は植民地關係ノ分トス）

科 目	豫算額	收入済額	増減額ニ比シ收入済額ノ差
明治二十九年度			
官業及官有財産收入	一〇、〇四九、五三〇	一〇、四二三、五五二	三七四、〇二二
郵便電信收入	一〇、〇四七、〇九一	一〇、四〇六、〇八三	三五八、九九二
官有物貸下料	一五七	一五一	六
電信燈臺用品製造所益金	二、二八二	一七、三一八	一五、〇三六
雜收	三四、二三八	五八、九九九	二四、七六一
經常部計	一〇、〇八三、七六八	一〇、四八二、五五一	三九八、七八三
臨時部計	一八三、二八〇	一五九、四〇五	二四、八七五
製艦費補助金	二二六、二九四	二〇六、一四五	二〇、一四九
臨時部計	一〇、三一〇、〇六二	一〇、六八八、六九六	三七八、六三四
合計	一一、一三五、三八五	一一、二一三、〇六三	七七、六七八
明治三十年度			
官業及官有財産收入			
經常部計			
臨時部計			
合計			



郵便電信收入	一二,一三二,一三七	一二,二〇四,〇一二	七一,八七五	八,五〇八
官有物貸下料	一五一	一五二	一	一八二,七六七
電信燈臺用品製造所益金	三,〇九七	八,八九九	五,八〇二	一九一,二七五
雜收	一二,一七三,六八六	九九,九五五	六一,六五四	五一,九四三
經常部計	一二,一七三,六八六	一二,三一三,〇一八	一三九,三三二	
臨時部計	四七,五二四	三九,〇一六		
官有物拂下代	二〇七,三一二	二四,五四五		
製艦費補足金	二五四,八三六	六三,五六一		
合計	一二,四二八,五二二	一二,三七六,五七九		
明治三十一年度				
官業及官有財產收入	一二,一四二,二三五	一三,六一一,四〇七	一,四六九,一七二	
郵便電信收入	一二,一三二,一三七	一三,六〇三,二八五	一,四七一,一四八	
官有物貸下料	一五一	一三五		
電信燈臺用品製造所益金	三,〇九七	五,七三六	二,六三九	一六
開港場收入	六,八五〇	二,二五一	六六,九四七	四,五九九
雜收	一二,一八〇,五三五	一〇五,二四七	一,五四六,三九三	
經常部計	一二,一八〇,五三五	一三,七二六,九二八	三,四五六	
臨時部計	四七,五二三	五〇,九九九		
官有物拂下代	二〇七,三一	七		
製艦費補足金				
合計	一二,四三三,三六九	一三,七七七,九一四		
明治三十一年度				
官業及官有財產收入	一九,〇四〇,一二五	一七,四二七,四〇八	一,六一二,七一七	
郵便電信收入	一九,〇三八,九九七	一七,四二四,九五	一,六一四,〇四六	
官有物貸下料	八三,六〇五	一七九,四〇二		
電信燈臺用品製造所益金	一九,一二三,七三〇	二〇,九五四,七一四	一,八三〇,九八四	
雜收	一九,一二三,七三〇	二〇,九五四,七一四		
經常部計	一九,一二三,七三〇	二〇,九五四,七一四		
臨時部計	三五,三六一	六六,三七七	三一,〇一六	
官有物拂下代	三五,三六一	六六,三七七	三一,〇一六	
合計	一九,一五九,〇九一	二一,〇二一,〇九一	一,八六二,〇〇〇	
明治三十三年度				
官業及官有財產收入	二,九一七,七六一	四,〇七八,五四三	一,一六〇,七八二	
郵便電信收入	二,一六〇,三二四	二〇,七四三,六〇三		
官有物貸下料	二二,一五三,三〇四	二〇,六九九,三三一		
電信燈臺用品製造所益金	六,〇七〇	一三,三八九	七,三一九	
雜收	九九,二八四	三〇,八八三	二九,九三三	
辨償及違約金	六七,二七〇	一九七,三七三	九八,〇八九	
合計	二,九一七,七六一	四,〇七八,五四三	一,一六〇,七八二	
明治三十三年度				
官業及官有財產收入	二,一六〇,三二四	二〇,七四三,六〇三	一,四一六,七二一	
郵便電信收入	二二,一五三,三〇四	二〇,六九九,三三一	一,四五三,九七三	
官有物貸下料	六,〇七〇	一三,三八九		
電信燈臺用品製造所益金	九九,二八四	三〇,八八三	二九,九三三	
雜收	六七,二七〇	一九七,三七三	九八,〇八九	
辨償及違約金		一五九,〇四四	九一,七七四	
合計	二,九一七,七六一	四,〇七八,五四三	一,一六〇,七八二	
明治三十三年度				



雜	九、一二五	一、一〇八	一、九八三
官吏遺族扶助法納金	二二、八八九	二七、二二一	四、三三二
經常部計	二五、一七七、三六九	二五、〇一九、五一九	一五七、八五〇
臨時部計	五四、七七四	六九、二八一	一四、五〇七
官有物拂下代	〇	一	一
合	二五、二三二、一四三	六九、二八二	一四、五〇八
明治三十四年度		二五、〇八八、八〇一	六八九、二三二
印紙收	三、七六一、七〇五	四、四五〇、九三七	六八九、二三二
官業及官有財產收入	二四、四七六、一八九	二〇、七六六、五三九	三、七〇九、六五〇
郵便電信收入	二四、四七五、〇八二	二〇、七四四、一〇五	三、七三〇、九七七
官有物貸下料	※一九〇、八八二	※一九〇、八八二	
電信燈臺用品製造所益金	一五七	四四七	
雜收	九五〇	二一、九八七	二九〇
經常部計	一六九、三六〇	一六八、六三六	二一、〇三七
臨時部計	二八、四〇七、二五四	二五、三八六、一一二	七二四
官有物拂下代	六八、三四七	六八、三八六	
合	六八、三四七	二、一二七	三九
明治三十五年度	二八、四七五、六〇一	七〇、五一三	二、一六七
臨時部計		二五、四五六、六二五	三、〇一八、九七六

雜	三、七六一、七〇五	五、二一四、二五三	一、四五二、五四八
官業及官有財產收入	二五、六六六、七七二	二二、三八八、五二六	三、二七八、二四六
郵便電信收入	二五、六六五、〇七〇	※二、三八四、四一四	三、二八〇、六五六
官有物貸下料	※一九一、六六〇	※一九一、六六〇	
電信燈臺用品製造所益金	一七四	一、一〇一	九二七
雜收	一、五二八	三、〇一一	一、四八三
經常部計	一六二、五八九	一四一、八八一	二〇、七〇八
臨時部計	二九、五九一、〇六六	二七、七四四、六六〇	一、八四六、四〇六
官有物拂下代	六一、四四八	八〇、五六三	
合	二九、六五二、五一四	八〇、七三三	一九、一一五
明治三十六年度		二七、八二五、三九三	一九、二八五
印紙收	三、七六一、七〇五	五、〇三三、六九一	一、二七一、九八六
官業及官有財產收入	二五、四九五、一九五	二四、四八三、〇二五	一、〇一二、一七〇
郵便電信收入	二五、四九三、四九三	二四、四八〇、八九一	一、〇一二、六〇二
官有物貸下料	※三六三、三七七	※三六三、三七七	
電信燈臺用品製造所益金	一七四	一、七一	一、五三七
雜收	一、五二八	四二二	一、一〇五
經常部計	一六二、五八九	一九四、四九八	三一、九〇九
臨時部計	二九、四一九、四八九	二九、七一一、二一四	二九一、七二五



第十三篇 經理

臨時部	六十一,四四八	一〇七,五九七	四六,一四九	三六〇
官有物拂下代	六十一,四四八	九〇	四六,二三九	
雜收	二九,四八〇,九三七	二九,八一八,九〇一	四六,二三九	
合計	二九,四八〇,九三七	二九,八一八,九〇一	三三七,九六四	

明治二十九年年度—三十六年度歲出 (※印ハ植民地關係ノ分トス)

科	目	豫算額	豫算決定後 增加額	豫算現額	支出濟額	繰翌年度 繰越額	不用額
經理	明治二十九年年度	一五九,四三五	一八	一五九,五五三	一五六,〇三三	〇	三,五二〇
	遞信本	七,七二,四五五	三七,一二五	七,八九,二六〇	七,七七,六一四	〇	五七,六四六
	遞信本	一七四,六二八	一五八	一七四,七八六	一七〇,六二三	〇	四,一六三
	航路標識費	四六,一〇一	〇	四六,一〇一	四一,五九一	〇	四,五一〇
	船舶海員費	二一,二四	〇	二一,二四	二〇,八〇六	〇	三〇八
	東京郵便電信學校	八,九三,四三三	三七,三九一	八,三三〇,八四	八,一六〇,六六七	〇	七〇,四七七
	臨時部	一,五五,三七七	〇	一,五五,三七七	一,〇二四,七七五	〇	五四〇,五五二
	補助	二,〇〇,一九八	五五,八七一	二,〇五八,〇六九	一,六四四,八七八	〇	二〇,九三三
	臨時部	三二,八七三	三,四八三	三五,五五六	三三,八六一	〇	二〇
	臨時部	一,六七,六六五	〇	一,六七,六六五	五九四,一九六	〇	一,〇八三,七三三
	臨時部	〇	一七,〇五三	一七,〇五三	一六,三六三	〇	三七
	臨時部	五,二七七,三六三	七六,四七七	五,三三三,七〇	三,三〇四,〇七三	〇	五六二,四八二

合計

合計	一三,四七〇,七八六	一三,三,七九八	一三,五八四,五八四	一二,四六四,七四〇	一,四八七,二五	六三三,六九
明治三十年度	二四,二二二	六四一	二四,八六三	一九八,五四一	〇	一六,三三二
遞信本	九,三三,八九四	五四,四九七	九,三三八,三九一	九,三三二,二九	〇	五六,一七二
航路標識費	一八九,五七一	六九四	一九〇,一九五	一八六,八八四	〇	三,三一一
船舶海員費	八九,九九七	〇	八九,九九七	八一,二三四	〇	八,八七三
東京郵便電信學校	二一,八四〇	〇	二一,八四〇	二〇,八三三	〇	一,〇〇七
臨時部	一,七,〇三三	〇	一,七,〇三三	七〇八,三三三	〇	一,〇一一,九三三
臨時部	一,五九,七七八	五五,八三三	一,六〇五,六〇〇	一〇,五〇七,九八四	〇	一,〇九七,六六六
補助	一,七六,三九二	〇	一,七六,三九二	一,四六一,八一	〇	三三四,五八一
臨時部	一,〇三,一七〇	三三三,二四九	一,六八,四一九	一,三九〇,〇五八	〇	三五,九〇〇
臨時部	二,〇六,九九九	一,〇八三,七三三	三,一〇,三一一	二,四七三,四二〇	〇	三七
臨時部	五,〇七,八六一	一,四〇,六〇四	六,五四八,四六五	五,三三八,〇八六	〇	三五一,三四四
臨時部	一六,六五七,六三九	一,四九六,四三六	一八,一五四,〇六五	一五,八六六,〇七〇	〇	一,四四八,九六〇
明治三十一年度	二二,三三〇	九〇七	二四,二六七	二〇,二一六	〇	二,一〇六
遞信本	一一,五七五,五七四	六三,三四九	一一,六三七,九三三	一一,一七四,一九一	〇	四五五,二八八
航路標識費	二二,一七〇	九三五	二二,二六四	二一,三九五	〇	九,〇四九

第三章 豫算決算



船 舶 海 員 費	一四、〇三五	一、〇〇〇	一五、三三五	一〇九、六五六	〇	五、六七九
東 京 郵 便 電 信 學 校	二、八四〇	〇	二、八四〇	三〇、九七三	〇	八六七
航 海 獎 勵 費	三、〇九六、七二七	〇	三、〇九六、七二七	二、五八〇、八〇二	〇	五、五九一、五
經 常 部 計	一五、二四三、二三五	六五、四九一	一五、三〇八、七二六	一四、三〇一、三七八	八、四四四	九、九八、九〇四
臨 時 部						
補 助 時 部	一、九〇三、〇六〇	〇	一、九〇三、〇六〇	一、七九五、一九六	〇	一〇七、八六四
電 話 交 換 擴 張 費	一、一五六、六九三	二四七、三三三	一、四〇三、九三五	一、二六九、二六三	四七、三三八	八七、三三四
電 話 交 換 費	一、九七一、九一五	六三六、七四四	二、六〇八、四八九	一、八九六、一一九	七二、一八二	一八八
災 害 費	〇	五〇二、六五八	五〇二、六五八	四六二、三七六	二五、五三三	一四、七四九
合 計	五〇、〇三一、六六八	一、三八六、四六四	六、四八八、一三三	五、四二二、九五四	七、八五、〇五	二、一〇、一三五
明 治 三 十 二 年 度	二〇、二七四、九〇三	一、四五一、九五五	二、七二六、八五八	一、九、七二四、三三二	七、九三、四九七	一、三〇九、〇三九
經 常 部	二七、六三五	三〇〇	二二七、九三五	三〇〇、一一四	〇	一七、八二一
遞 信 本 省	一四、四七三、五四一	一六、八八三	一四、〇九〇、四二四	一四、〇七六、三三三	八七、五〇〇	三、六、五九一
航 路 標 識 費	二五九、一六	五四〇	二五九、六五六	二四九、五〇五	〇	一〇、一五一
船 舶 海 員 費	一四三、五三七	二、六三四	一四三、五三七	一三六、九三三	〇	八、二九
東 京 郵 便 電 信 學 校	五、二六一	〇	五、二六一	四六、七九三	〇	五、四六八
經 常 部 計	一五、一四四、〇九〇	二〇、三五七	一五、一六五、四四七	一四、七〇九、六八七	八七、五〇〇	三、六八、二五〇
臨 時 部						
補 助 時 部	六、一五四、四一〇	〇	六、一五四、四一〇	五、九五、九九三	〇	二〇、四一七
航 路 標 識 營 繕 費	二六、六三二	一九、五三七	二六、一四九	二八、二五八	一三、九三五	三、九五六

電 話 交 換 擴 張 費	八、四六〇	八、四六〇	八、四六〇	八、四六〇	一七六、〇〇三	四、四九一
電 話 交 換 費	一、九五〇、三三三	七二二、一八三	二、六七二、二四	一、七八一、六五五	八四、三〇〇	三、九
電 信 線 營 繕 費	二、三〇〇、九八三	一〇六、四四六	二、三〇〇、〇〇〇	一、九三三、〇九九	四〇二、〇四七	二、三、三六三
東 京 海 上 保 險 株 式 會 社	三〇〇、〇〇〇	〇	三〇〇、〇〇〇	二七〇、七四五	〇	二九、二五五
損 失 費	〇	〇	〇	〇	〇	〇
火 災 費	〇	三、二七六	三、二七六	三、二七六	〇	一三
萬 國 海 上 信 號 書 取 調 費	〇	五、五三三	五、五三三	五、五三三	〇	一三
合 計	一、一七、〇四、四八	八八五、〇一四	一、二、五八八、〇六二	一、〇、八八八、九八六	一、四、三三七、三八五	二、六三、七七一
明 治 三 十 三 年 度	二六、八四九、三三八	九〇五、三七一	二七、七五四、五〇九	二五、五九八、六七三	一、五五四、七九五	六三、一〇四
經 常 部	三三六、九五四	二四八	三三六、〇〇二	三三三、三三四	〇	一、九六八
遞 信 本 省	一七、六四、六三八	一〇二、一五七	一七、六六、七八五	一六、九六〇、五六九	八、八五三	二、四、三六三
航 路 標 識 費	二六八、三六六	四八八	二六八、八四四	二六〇、六三八	〇	八、二二六
船 舶 海 員 費	一五四、二七	一、五九二	一五四、八六九	一五、二二三	〇	三、六五六
東 京 郵 便 電 信 學 校	六、八四九	〇	六、八四九	五七、二三八	〇	四、六一
經 常 部 計	一七、八九六、〇八四	一〇四、四八五	一八、〇〇〇、五六九	一七、六六五、八九二	八、一八三	二、五三、八三四
臨 時 部						
補 助 時 部	七、一五〇、〇一一	二一九、五〇四	七、三六九、五一一	六、三八四、三三〇	〇	九八五、一九五
電 信 線 營 繕 費	一、六五七、七九七	四五六、六三五	二、一四、四三二	二、〇〇五、七三九	七五、九三三	三、二七〇
航 路 標 識 營 繕 費	三三三、三三一	一三、九三五	三三九、一六六	三三三、九〇七	一〇一、九八	三、二七八
電 話 交 換 擴 張 費	一、一四七、九二九	一九〇、二五八	一、三三八、一八七	七五〇、六九六	五八、六四四	五、八八七
電 話 交 換 費	二、〇一九、〇四四	八四五、三〇〇	二、八六四、三四四	二、三四九、七八六	五、四、四三六	一三三



臨時外國行諸費	七、〇八三	六、三〇八	一三、三九一	一三、三九二	〇	九九
月島丸搜索費	一四、四七一	六、四五四	二〇、九三五	六、九四五	一三、九八〇	〇
災害費	〇	九五、二〇八	九五、二〇八	八六、五二	一、四〇〇	〇
清國事件費	〇	八六、三〇五	八六、三〇五	八四、九四九	〇	七、三三六
臨時計費	二、三一一、五六六	一、九一九、九〇七	一四、三三一、四七三	一、九〇六、一四六	一、三九九、三六四	一、〇三五、九六三
合計計費	三〇、二七、六五〇	二、〇二四、三九二	三三、三三、〇四二	二九、五七二、〇三八	一、三七一、二二七	一、二八八、七八七
明治三十四年度						
經常部	一八三、九三七	一九八	一八三、一三五	一六三、三二二	〇	一九、八二三
遞信本部	一八、九五四、九〇四	八五、九七六	一九、〇四〇、八八〇	一八、三三〇、五六四	一四、九八二	一九、八二三
航路標識費	二八〇、一一三	六〇一	二八〇、七一四	二七二、五三九	〇	七九五、三三四
船舶海員費	一七七、九九〇	二、四八七	一七五、四七七	一六三、六七〇	〇	八、一八五
東京郵便電信學校	七、五四七	〇	七、五四七	六六、八九二	〇	一、一八〇七
臨時計費	※ 一九、四八七、六七一	八九、二六二	※ 一九、五七六、九三三	※ 一八、七三二、一四七	一四、九八二	四、六五五
補助部	七、〇三三、二九一	一〇〇、〇〇〇	七、一三三、二九一	六、八五一、二五六	〇	二七二、〇三六
電信線營繕費	一、六五三、一五七	一、二、一四四	一、七六五、三〇一	一、五七五、九三三	一、二五、五〇二	六三、八七六
航路標識營繕費	三六、〇六二	一〇一、九八一	三六三、〇四三	三〇五、五二〇	五〇、五七	六、九五三
營業交換擴張費	七三七、〇五七	五五三、四三〇	一、八九、四八七	八五八、四三三	三五七、六七	七三、三三五
電話交換擴張費	二、六七、二〇〇	五二四、四三五	三、九一、七〇五	一、八〇七、五八七	一、三八三、九六〇	一五八
臨時外國行諸費	〇	〇	二五、六八九	一五、九二八	〇	九、七六一
月島丸搜索費	〇	一三、九八〇	一三、九八〇	一三、三六五	〇	一、六一五
清國事件費	〇	二二、三三八	二二、三三八	二二、三三八	九五、六八九	六、〇五八

臨時計費	一、四六〇	一、四六〇	一、四六〇	一、四六〇	〇	五〇
經常部	一八五、九七二	一六、〇九八	一八五、九七二	一五七、七九五	一六、五〇〇	二八、七七
遞信本部	二〇、三三、〇三八	一、七〇八	二〇、四四七、一三六	一八、六六八、二七〇	一六、五〇〇	一、五六二、三六六
航路標識費	三〇五、四三〇	五三	三〇五、四八三	二八七、〇二八	〇	一八、四五五
船舶海員費	一七四、四八六	〇	一七六、一九四	一七二、六八九	〇	四、五二五
東京郵便電信學校	七六、九九二	〇	七六、九九二	七三、七七	〇	三、八一五
臨時計費	※ 二〇、七四八、八六六	一七、八五九	※ 二〇、七六六、七三五	一九、一三三、八八七	一六、五〇〇	一、六一七、三三八
補助部	七、二二三、八九三	一三四、一〇二	七、三五八、〇九五	七、二五八、七八八	〇	九九、三〇七
電信線營繕費	一、六五三、一四五	一五七、八九七	一、八一一、〇四二	一、六六六、〇三四	一六九、三九九	二五、六九九
航路標識營繕費	二二六、八三七	五〇、九六六	二二七、四三三	二六〇、三二二	五、七七	二、八四四
營業交換擴張費	八二六、八四二	三五七、六七七	一、八四、五九九	七三、二〇一	四三九、三九九	三三、九五九
電話交換擴張費	五二四、五八二	一、三八三、九六〇	一、八九九、五四二	一、六一五、五三二	二八一、八三三	一、一九七
臨時外國行諸費	〇	〇	八、三七六	三、二一七	〇	五、一五九
清國事件費	〇	九五、六六九	九五、六六九	九五、二〇七	〇	四六二
災害費	〇	九五、五八五	九五、五八五	二五、一六四	〇	六九九、九一七
臨時計費	一〇、四六三、六七五	二、二七五、五八六	一三、七三九、三六一	一一、五九六、四五五	九五五、六七五	一八七、一三一
合計計費	三、二二、五四一	二、二九三、四五	三三、五〇、九八六	三〇、七二九、三四二	九七二、一七五	一、八〇四、四六九
明治三十五年度						
經常部	一八五、九七二	一六、〇九八	一八五、九七二	一五七、七九五	一六、五〇〇	二八、七七
遞信本部	二〇、三三、〇三八	一、七〇八	二〇、四四七、一三六	一八、六六八、二七〇	一六、五〇〇	一、五六二、三六六
航路標識費	三〇五、四三〇	五三	三〇五、四八三	二八七、〇二八	〇	一八、四五五
船舶海員費	一七四、四八六	〇	一七六、一九四	一七二、六八九	〇	四、五二五
東京郵便電信學校	七六、九九二	〇	七六、九九二	七三、七七	〇	三、八一五
臨時計費	※ 二〇、七四八、八六六	一七、八五九	※ 二〇、七六六、七三五	一九、一三三、八八七	一六、五〇〇	一、六一七、三三八
補助部	七、二二三、八九三	一三四、一〇二	七、三五八、〇九五	七、二五八、七八八	〇	九九、三〇七
電信線營繕費	一、六五三、一四五	一五七、八九七	一、八一一、〇四二	一、六六六、〇三四	一六九、三九九	二五、六九九
航路標識營繕費	二二六、八三七	五〇、九六六	二二七、四三三	二六〇、三二二	五、七七	二、八四四
營業交換擴張費	八二六、八四二	三五七、六七七	一、八四、五九九	七三、二〇一	四三九、三九九	三三、九五九
電話交換擴張費	五二四、五八二	一、三八三、九六〇	一、八九九、五四二	一、六一五、五三二	二八一、八三三	一、一九七
臨時外國行諸費	〇	〇	八、三七六	三、二一七	〇	五、一五九
清國事件費	〇	九五、六六九	九五、六六九	九五、二〇七	〇	四六二
災害費	〇	九五、五八五	九五、五八五	二五、一六四	〇	六九九、九一七
臨時計費	一〇、四六三、六七五	二、二七五、五八六	一三、七三九、三六一	一一、五九六、四五五	九五五、六七五	一八七、一三一
合計計費	三、二二、五四一	二、二九三、四五	三三、五〇、九八六	三〇、七二九、三四二	九七二、一七五	一、八〇四、四六九



明治三十六年度		明治三十七年度		比較三十八年度		比較三十七年度	
科 目	收入額	收入額	方増額	收入額	方増額	收入額	方増額
經 常 部	一八五、九七二	一八六、四七七	〇	一六三、三五四	〇	三、七九三	〇
遞 信 本 省	二〇、七六六、五三九	二〇、七八四、九四三	〇	一九、六八九、二八四	〇	六五四、五三五	〇
遞 信 標 識 費	三三九、九二二	三三九、九二二	〇	二九九、四五三	〇	二〇、四五九	〇
航 路 標 識 費	一七四、四八六	一七八、四二二	〇	一六七、七五八	〇	一〇、六六三	〇
船 舶 海 員 費	七六、九九二	七六、九九二	〇	六九、四九九	〇	七、四九三	〇
東 京 郵 便 電 信 學 校 費	二、二五三、二六一	二、二四四、七四四	〇	二〇、一七、七二八	〇	七、四九三	〇
經 常 部 計	※ 三、七六〇、〇〇〇	※ 三、七六〇、〇〇〇	〇	三、七六〇、〇〇〇	〇	〇	〇
臨 時 部	七、八〇〇、五五五	七、八〇〇、五五五	〇	七、三七三、四三三	〇	四三七、一六二	〇
補 助 費	一、六五三、一四五	一、八三三、四五四	〇	五二五、三三〇	〇	一、二八一、八九五	〇
電 信 線 路 營 繕 費	二〇七、九四四	二二三、三三一	〇	一八九、四八九	〇	三三、七三三	〇
航 路 標 識 營 繕 費	五七三、四一七	一、〇一〇、〇八八	〇	七〇五、六三六	〇	一九二、〇〇六	〇
營 繕 費	八、三七六	八、三七六	〇	七、一六八	〇	一、二〇八	〇
臨 時 外 國 行 諸 費	〇	六九、九一七	〇	六三、六九三	〇	六、二三四	〇
災 害 費	〇	二八一、八三三	〇	二六八、五五六	〇	一三、三五七	〇
電 話 交 換 擴 張 費	〇	五八、一〇〇	〇	五八、一〇〇	〇	〇	〇
補 助 費	五八、一〇〇	五八、一〇〇	〇	五八、一〇〇	〇	〇	〇
(元内務省所管)	一九七、〇四三	一九七、〇四三	〇	一九七、〇四三	〇	〇	〇
北 海 道 拓 殖 費	一〇、四九八、六〇九	一、四四七、五九六	〇	九、三八八、三八九	〇	一、九四五、六八四	〇
臨 時 部 計	三、七五〇、八七〇	三、七四六、三六〇	〇	三、七四六、三六〇	〇	二、六六一、六六七	〇
合 計	三、七五〇、八七〇	三、七四六、三六〇	〇	三、七四六、三六〇	〇	三、七四六、三六〇	〇

第六節 日露戰役中に於ける豫算決算

第一款 日露戰役の通信事業經濟に及ぼせる影響

日清戦後の計畫も略々完成の期に近づき、戦後の財政も一先づ小康を告げんとする時に當つて、又、俄然として日露戦役の勃發あり、明治三十七年二月六日、仁川沖の海戦に始まり、翌三十八年九月五日、講和條約の調印まで約一年一箇月半の歲月を経て、此の間費したる軍事費は十數億圓の巨額に達した。斯かる巨額の戦費は主として公債増稅等に依るの外、一般歳計を緊縮し、其の剩餘を以て之が一部に充つるなど、戦時財政の計畫は異常の緊張を示した。此の戦時財政緊迫の際、我が通信事業經濟は如何なる影響を受けたかに就いて、其の收支に對する具體的影響を見よう。

一、戦時の増收

郵便電信收入（電話收入を含む）の三十七年度は二千九百三十五萬圓にして、之を三十六年度に比較すれば四百五十萬圓即ち一割八分の増收にして、更に、三十八年度は三十七年度に比し、四百五十萬圓即ち一割四分の増收となる。其の内譯は次の如くである。

科 目	明治三十六年度	明治三十七年度	比較三十八年度	比較三十七年度
收入額	收入額	方増額	收入額	方増額
郵便電信收入	二四、八四四、三六〇圓	二九、三三〇、五八〇圓	四、五〇六、四四三圓	三、四〇五、二七三圓
備 考				郵便電信收入中には左記朝鮮に於ける收



切手收入	一四、四三、一三七	一七〇、二、〇九九	二、六〇七、九六三	一九、六〇〇、一五三	二、五七九、〇五四	入を含む
郵便收入	五、九二、一五二	五、八三九、三三〇	六、三七一、一五九	七、三三九、五三二	一、二七〇、七二四	三十六年度 三六三、三三七
爲替貯金 收入	一一五、五八九	一三九、五三八	二、三、九四九	一、〇〇一、五五五	二、〇四、九二四	三十七年度 四九三、〇二一
電信收入	二、五五〇、五七五	三、五五三、一三〇	一、〇〇一、五五五	六、五五五、五五八	二、〇四、九二四	三十八年度 七四〇、一〇二
電話收入	二、五七、六七六	二、八〇七、五〇四	三、三三、八三八			

右の如く巨額の増収を示したのは、特に戦時中通信機關の利用多きに依るもので、それが平時の約二倍の増収であつた。尙、當時戦費支辨のために通信料の値上げはなさなかつた。

二、軍事費財源捻出の爲めの経費節減

明治三十七、八年度に於いては凡ての方面に於いて経費の節約を計つたので、三十七年度支出額は二千二百七十七萬六千餘圓で、三十六年度に比較し、六百七十萬四千餘圓の減少である。更に三十八年度に於いては臨時軍事費の財源に充用せんがために、新税及び増税計畫を樹てたが、尙、其の不足額を補充するために行政整理を斷行した。其の結果、逓信省所管三十八年度豫算に於いても四十九萬八千餘圓(經常部三八一、一一四圓)の減額をなした。又、三十八年度支出額は前年度に比較し二百五十九萬圓の増額で、之は戦時施設に多額の経費を要したるに依るものである。

三、戦時施設

三十七年度開始と共に戦局大いに發展し、戦地及び内地に於ける軍事通信は異常に輻輳したるため、電報の遅延甚だしく、新設回線の必要なること切なるものがあつた。茲に於いて財源窮乏の折柄にも拘はらず、左記諸大電信電話回線を増設することとなつた。

線名	線種	里	程	設計豫算	備考
東京大	四百磅鐵線		一五七	二〇、七〇〇	電信線
東京廣	同		二四五	三〇、五〇〇	
東京長	同		三五九	四九、六〇〇	
東京下	同		三五七	四九、〇〇〇	
東京保	同		一五〇	二二、八〇〇	
京都關	同		二〇二	二八、八〇〇	
大阪計	同		一、四七〇	二〇一、四〇〇	
神戸保	四百磅硬銅線		二二〇	三二一、八〇〇	
東京神	同		一六五	一九〇、三〇〇	
東京下	同		五二三	二六、五〇〇	
廣島關	二百磅硬銅線		二二	一一、二〇〇	
長崎佐	同		九二〇	五五〇、八〇〇	
長崎保	同		二、三九〇	七五二、二〇〇	
合計					

翻つて三十七年度加入者新增設工事を見れば、東京外十四局に對し、特急の申込に應じ増設せる加入者は四百一名に達したのであつた。

三十八年度に入つて、七月七日、我が軍樺太に上陸しコルサツクを占領するや、此の方面に於ける通信は俄然輻輳するに至つた。茲に於いて東京Ⅱ稚内に至る直通電信線一回線を増設することとし、之が設計豫算十二萬一千五百圓を計上した。而して本年度内に於ける電信及び市外電話線の工程は次の如くである。



區別	線名	線種	里程	設計豫算
電線	東京	四百磅鐵線	四二二里	一一一、五〇〇圓
市外電話線	岡山	二百磅硬銅線	四五・五	二七、〇〇〇
市外電話線	廣島	同	八	六、九〇〇
市外電話線	門司	同	五・五	二、九〇〇
市外電話線	八幡	同	五・五	二、八〇〇
市外電話線	計	同	四八六・五	一六一、一〇〇

更に加入者新增設工事を見るに、三十八年度内に増設せるもの三一八名にして、新設せるものは直接軍事に關係を有するものに限り、小倉七〇名、青森七〇名に過ぎなかつた。

第二款 軍事備船増加の結果補助航路船脚不足に伴ふ補助費の激減

日清戦役後、政府は自國海運業の發達を促さんとし、強度の保護を加へたため、之が補助及び獎勵費は遽かに増加し、三十六年度に於いては七百三十萬圓を超えるに至つた。然るに偶々日露戦役起るや、海運業は特に時局の影響を受け、日本郵船、大阪商船、東洋汽船其の他謂はゆる社外線で御用船として引揚げられるもの相繼ぎ、ために海外五大航路即ち日本郵船の米國、歐洲、孟買、濠洲の各航路及び東洋汽船の桑港、香港間航路はいつれも中止の状態に陥り、又大阪商船、日本郵船の北清航路も同じく中止の已むなきに至つた。内地沿岸航路に於いても、船舶不足のため外國船を傭入れて、幾分運輸の便を圖り得たに過ぎなかつた。之がために豫定の如く補助及び獎勵費の支出を要せず、

三十七、八の兩年度には著しく其の額を減じ、戦前の約三分の一にも達しなかつた。今、戦前及び其の前後の補助及び獎勵費を比較すれば左表の通りである。

區別	三十六年度	三十七年度	三十八年度	三十九年度
海員養成補助	一〇、〇〇〇圓	五、〇〇〇圓	五、〇〇〇圓	五、〇〇〇圓
水難救濟補助	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
航路擴張費	六、〇七七、三〇七	一、八五三、九三五	一、六六五、三三九	四、七五九、九八八
内				
濠洲航線補助	五二五、六五八	八七、六一〇	〇	四四九、六九二
孟買航線補助	一七七、七〇三	〇	〇	一四、八八五
揚子江航線補助	三二七、九二一	三三二、二八九	三一九、五八〇	三三四、七六九
上海蘇州杭州航線補助	五〇、九九三	四〇、七七六	三三、七四五	三六、八一三
寄洲航線補助	六、九二〇	三、二八八	五、七二八	一四、一三六
歐洲航線補助	二、六六二、〇三三	四二〇、五九五	〇	一、四四〇、三九六
シヤトル航線補助	六五四、〇三〇	二七七、九八八	四二四、一六〇	六二五、九六五
桑港航線補助	九八六、二四八	二七七、二三六	一七三、八七九	九二八、九八五
東洋近海航線補助	五七四、八九一	四一四、一五三	四五三、六六一	五四八、五四一
日本海航線補助	一一〇、九一〇	〇	一七、四二八	一二六、七八〇
東京府小笠原島航線補助	〇	〇	一五、四八〇	一五、四八〇
鹿兒島縣大島郡各離島航線補助	〇	〇	一六、二〇〇	一六、二〇〇
東京府小笠原島各離島航線補助	〇	〇	八一〇	八一〇
島根縣隱岐國航線補助	〇	〇	五、四〇〇	五、四〇〇
沖繩縣先島航線補助	〇	〇	九、〇〇〇	七、五〇〇



沖繩縣各離島航海費補助	〇	〇	〇	五、四〇〇
北海道沿岸定期航海補助	〇	〇	〇	一二六、六九四
稚内網走外二線及函館小樽線航路補助	〇	〇	〇	五七、二九二
函館大津線其他航海補助	〇	〇	〇	四、二五〇
航海獎勵	八〇二、四三一	二八、三二一	八二、三七五	九八三、〇二二
造船獎勵	四三七、八一〇	二〇二、七八六	五七四、一三二	四九四、四二八
湖南汽船株式會社補助	二五、八七五	三六、〇〇〇	三五、九四七	四一、二五〇
臨時事件費支辨航海補助	〇	〇	〇	一四八、三〇八
合計	七、三七三、四二三	二、一三六、〇四二	三、七二二、七九三	六、四四一、九九六

第三款 戰役中の豫算決算の統計一瞥

日露戰役中、即ち明治三十七、八兩年度の豫算及び決算を掲記すれば次の通りである。

明治三十七年度—三十八年度歳入（※印ハ植民地關係ノ分トス）

科 目	豫 算 額	收 入 濟 額	増	豫算額ニ比シ收入濟額ノ差
明治三十七年度				
印紙收 入	三、七六一、七〇五	六、〇三九、一〇七	二、二七七、四〇二	
官業及官有財産收入	二五、三六六、四一一	二八、八八一、四六〇	三、五一五、〇四九	
郵便電信收入	二五、三六四、七〇九	二八、八五八、五六〇	三、四九三、八五一	
合計	※ 四九、〇〇一、八二五	※ 四九、〇〇一、八二五		

科 目	豫 算 額	收 入 濟 額	増	豫算額ニ比シ收入濟額ノ差
明治三十八年度				
雜收 入	一六五、三一七	一四〇、一七六	五、七六七、三一〇	二五、一四一
經常 部 計	二九、二九三、四三三	三五、〇六〇、七四三		
臨時 部 計	六二、五五七	九五、六四二	三三、〇八五	
官有物拂下代 入	〇	七七〇	七七〇	
雜收 入	六二、五五七	九六、四一二	三三、八五五	
合計	二九、三五五、九九〇	三五、一五七、一五五	五、八〇一、一六五	
明治三十八年度				
經常 部 計	六、五六二、九〇一	五、八二六、六八四	七、六九四、一〇四	七三六、二一七
印紙收 入	二四、九七五、〇三六	三二、六六九、一四〇	七、六九二、九六三	
官業及官有財産收入	二四、九七二、二〇八	※ 七四〇、二〇二	七、六九二、九六三	
郵便電信收入	※ 七四〇、二〇二	一、九七五	七一〇	
官有物貨下料	一、五六三	一、九九四	四三一	
電信燈臺用品製造所益金	一、六六、二〇三	一、一四、〇五二	六、九〇五、七三六	五二、一五一
雜收 入	三一、七〇四、一四〇	三八、六〇九、八七六		
臨時 部 計	八五、四一七	一〇四、九三七	一九、五二〇	
官有物拂下代 入	三一、七八九、五五七	三八、七一四、八一三	六、九二五、二五六	
合計				



明治三十七年度—三十八年度歳出 (※印ハ植民地關係ノ分トス)

科 目	豫算額	豫算決定後 増加額	豫算現額	支出 済額	繰翌 年度 額	不用額
經 常 部	一八五、九三二	一〇三	一八六、〇三五	一四一、七八七	〇	四四、二八八
信 本 省	二〇、七六六、五三九	一、一七五、五三五	二一、九四二、〇六四	一九、六四一、三四七	八二、〇〇八	二、二八、七〇九
航 路 標 識	三九、九三二	〇	三九、九三二	二九二、七〇九	〇	三七、二〇三
船 舶 海 員 費	一七四、四八六	〇	一七六、八〇三	一五四、七六六	〇	二二、〇三七
東 京 郵 便 電 信 學 校	七六、九九二	〇	七六、九九二	四七、一三八	〇	二九、八五四
經 常 部 計	二一、〇二六、八四一	一、一七七、九五五	二二、二〇四、七九七	一九、七八〇、六九八	八二、〇〇八	二、三四二、〇九一
臨 時 部	※ 四七、〇四九	〇	※ 四七、〇四九	※ 四七、〇四九	〇	〇
補 助 時 部	七、八五四、五八五	二、〇〇〇	七、八五五、五八五	二、一三八、〇四二	〇	五、七七八、五四三
電 信 營 繕 費	一、六五三、四五	一五、二七九	一、六六八、七三四	三三三、三六七	〇	一、二九四、一七
航 路 標 識 營 繕 費	一一、八七四	〇	一一、八七四	三六、三九三	六六四	七五、八一七
營 繕 費	五七三、四二七	一、一九五、九	六九三、九三六	二八一、八五九	〇	四一、〇七七
臨 時 外 國 行 諸 費	八、三七六	〇	八、三七六	〇	〇	八、三七六
補 (元内務省所管) 助	五八、一〇〇	〇	五八、一〇〇	五三、八九〇	〇	四、二一〇
北 海 道 拓 殖 費	一九七、〇四二	〇	一九七、〇四二	一六二、九三〇	〇	三四、一一二
臨 時 部 計	一〇、四五七、五九九	一、三六、七九八	一〇、五九四、三九七	二、九九五、四八一	五三、六〇四	七、五四六、二五二
合 計	三三、四四、三八一	一、三四、七五三	三三、七九、一三四	二二、七六、一七九	一三四、六一二	九、八八八、三四三

科 目	豫算額	豫算決定後 増加額	豫算現額	支出 済額	繰翌 年度 額	不用額
經 常 部	五三、五一	二七二	五三、七八三	四三〇、六五	〇	八三、一六八
信 本 省	一八、七三三、七九九	一、五九一、〇三九	二〇、三二四、八三八	一九、七五、七六	三五、七七五	五四三、三七
航 路 標 識	三〇四、九三三	〇	三〇四、九三三	二九一、六七三	〇	一三、二五九
船 舶 海 員 費	一五七、三八九	三、〇五一	一六〇、四四〇	一五四、八〇	〇	五、六四五
經 常 部 計	一七、五八、〇九九	一、五九四、三二二	一九、一七二、四六一	一八、四五、三〇七	三五、七七五	六四五、三七九
臨 時 部	※ 二、五二、五三三	〇	※ 二、五二、五三三	※ 二、五二、五三三	〇	〇
補 助 時 部	三、〇七二、五四八	〇	三、〇七二、五四八	二、三三、七九三	一五三、二〇二	五四六、五五三
電 信 營 繕 費	二〇〇、〇〇〇	五、一九〇	二〇五、一九〇	二一〇、四三	九、六七四	二二、二四
航 路 標 識 營 繕 費	二七、五五八	二、二二七	四八、六八五	二一、八七	二六、四八〇	三四八
營 繕 費	一〇八、五八七	一、七九五	一一〇、三八二	一〇五、九三	〇	四、四五
臨 時 事 件 費	〇	五、〇九一、三六七	五、〇九一、三六七	四、一九三、六五八	七四九、四七六	一四九、二三三
災 害 費	〇	六、六五八	六、六五八	六、三九九	〇	二九七
臨 時 部 計	三、四〇八、六九三	五、一七二、八八五	八、五八一、五七八	六、九九、七四〇	九三八、八三三	七三、〇〇六
合 計	二〇、九四六、七九二	六、七六七、二四七	二七、七二四、〇三九	二五、三七、〇四七	九七四、六〇七	一、三六八、三八五

備考 前掲歳入歳出兩表が示す如く、歳入の部に於いては収入済額が豫算に比し約二割、又歳出の部に於いては不用額が三歩乃至五歩増に及んでゐる。かく増加率の顯著なりしは、此兩年度に於ける社會諸事業の發展活躍に伴ひ、我選信事業の上にも多大の影響を及ぼしたことが明かに看取せられる。



## 第七節 日露戰役の直後豫算の膨脹と次で來れる反動的整理節約

## 第一款 戦後の積極的經營

日露戦後の初議會たる第二十二議會に於いて、三十九年一月二十五日西園寺首相は施政方針の演説に於いて述べて曰く、

我國力戰捷ノ效果ヲ完全ニ收メ、愈々國運ノ隆興ヲ期スルニ於テ、舉國一致ノ力ニヨルハ尙軍國ノ際ノ切ナルニ讓ラサルナリ。彼ノ滿洲ノ經營、韓國ノ保護ハ共ニ帝國ノ應ニ努力セサルヘカラサル所ニシテ、國力ノ發展ハ一日モ緩フスヘカラサルナリ。要之現今内外ノ事務ハ至繁ニシテ而モ一トシテ緊急ナラサルハナシ。即チ政費ノ増加ヲ來スハ必然ノ勢ナリ。我國民ハ戰時ニ於ケル熱誠ヲ更ニ發揮シ、此重大ナル負擔ニ任スル覺悟ナクンバ、帝國ノ光榮ヲ無窮ニ傳ヘ帝國ノ利權ヲ伸張スルコト能ハサルナリ。今ヤ我國民ハ上下心ヲ一ニシテ舉國一致以テ戦後經營ノ大計ヲ樹ツベキノ秋ナリ。本大臣ハ此大責任アル樞機ニ當リ、實ニ恐懼措ク能ハサルナリ。然レトモ亦奮テ蹇々匪躬ノ節ヲ竭サンコトヲ期ス。諸君モ亦國家ノ此ノ時運ニ際シ戦後經營ノ大經綸ヲ畫スルニ於テ、協力一致國論ノ一定ニ努メラレンコトヲ切望ス。

云々と。然し西園寺内閣成立のときは既に議會召集後であつて、新政策を議會に反映するの暇がなかつたから、豫算其の他の重要法案は全く桂前内閣の計畫を踏襲したのである。同じく議會に於いて爲したる阪谷藏相の演説に依れば「平和既ニ克復セラレタルヲ以テ本年度ニ於テハ戰爭中一時繰延若クハ停止セラレタル事業ニシテ、商工業ノ發達ニ

伴ヒ差措クヘカラサルモノハ經營ヲ進ムルコトニ計畫ヲ立テタリ」と述べて、其の主なるもの内に電話の架設を加へてゐる。然してそれは戦役直後のことであつて、大規模の計畫は未だ立たず、諸般の施設は一時的、姑息的のものであつたが、翌四十年度に於いては電話擴張計畫を初め、直接産業の發達に資すべき長期の繼續計畫が續々現はれ、戦捷豫算たるの誇りを失はないものとなつたのである。

茲に於いて一般會計歳出決算總額は明治三十六年度に於いて二億四千九百五十九萬六千圓であつたものが、四十年度に於いては實に六億二百四十萬一千圓に達し、約二倍半の増加を示すに至つた。併しながら戦後の好景氣は長く持續しない。四十二年頃に至つては反動的に財界不況に陥り、政府の施設に就いても整理節約を餘儀なくせられるに至つた。斯くて政府が大に積極的經營を爲さうとしたのは、三十九年度から四十一年度まで、僅かに三箇年度程に過ぎなかつたのである。

今茲に逓信省所管事項中、戦後に於ける積極的經營の主なるものを舉げて見よう。

## 一、第二次電話擴張

第一次電話擴張は明治二十九年より開始し、同三十六年度に於いて完了した。而して明治三十七年度に於いては六十八萬三千餘圓、同三十八年度に於いては二十三萬三千餘圓の經費を臨時事件費等より支出し、特に軍事上必要な施設を爲すに過ぎなかつたが、日露戦後愈々電話擴張の必要に迫られ、明治三十九年度に於いては普通財源より二百萬圓の資金を仰ぎ、一時の急に應じ、別に戦後經營の一として明治四十年から同四十五年度に亙る六箇年度の繼續事業として、茲に第二次電話擴張計畫を樹てた。其の繼續費は二千萬圓で左記の年割額に依り、公債支辨として明治



四十年第二十三回帝國議會の協贊を経たのであつた。

第二次電話擴張費年割額

年	度	金	額	年	度	金	額
明治	四十一年度	三、〇〇〇、〇〇〇	圓	〃	四十三年度	三、五〇〇、〇〇〇	圓
〃	四十二年度	三、〇〇〇、〇〇〇	圓	〃	四十四年度	三、五〇〇、〇〇〇	圓
〃	四十三年度	三、〇〇〇、〇〇〇	圓	〃	四十五年度	四、〇〇〇、〇〇〇	圓

本計畫も當初は公債支辨の豫定であつたが、財界不況のため應募意の如くならず、明治四十二年度から一般歳入支辨に移替し、且つ至急開通制度を制定し、寄附開通方法、其の他豫定外施設に伴ふ増收等に依り財源を得、總計二千六百七十萬圓を以て第二次計畫を完了した。爾來電話需要益々大なるに拘はらず、一般豫算の掣肘を受けて毎年僅かに三百萬圓を支出して一時を糊塗するに過ぎなかつた。

二、燈臺霧警號等の新設

惠山岬燈臺霧警號新設、納沙布崎霧警號改設及豆酸崎航路標識新設に付ては明治四十年度から同四十一年度に亘り二箇年度の繼續費として二十二萬餘圓、及び通航信號所新設に付ては四十年度から四十二年度に亘る三箇年度の繼續費として十二萬餘圓の支出を可決せられた。

三、通信事業の増進に伴ひ、之に應ずる諸般の設備を要するに依り、金二十八萬七千餘圓の増額を見た。

四、収入の増加に伴ひ、切手類製造費、海外信支拂金、切手貯金拂込金及び電報取扱料の豫算に不足を告ぐるに依り、金百十萬三千餘圓の増額を見た。而して更に四十一年度豫算に於いて特に著しく増額を見たるものは次の如くである。

(一) 航海獎勵費

航海獎勵費は本年度に於いては金三百四十八萬三千餘圓を要し、前年度豫算額に比し金百九十四萬五千餘圓の増額を見た。

(二) 造船獎勵費

造船獎勵費は本年度に於いては金百九十九萬五千餘圓を要するに依り、前年度豫算額に比し金百十九萬六千餘圓の増額を示したのである。

第二款 第二次桂内閣の行政整理と官吏の増俸

日露戦役の積極的財政計畫は前述の如く樹てられたのであつたが、幾許もなくして財界の不況に遭ひ、到底之が遂行を許されなかつた。此の財界の窮迫は、政府の力を以てしても如何ともすることが出来ない。遂に西園寺内閣は之がために瓦解して、明治四十一年七月には第二次桂内閣は成立した。桂首相は前内閣の失政に鑑み、豫算編成方針の重點を行政及び財政の整理に置き、明治四十三年度に於いては左記事項の實行を見たのである。

- (一) 皇室費既定額三百萬圓を増加して四百五十萬圓とすること。
- (二) 戦時倉勿の際制定したる税法を改定し、國民の負擔を衡平ならしむるの目的を以て、其の最も急なるものに就き之が整理を實行せんとする。依つて生ずべき歳入減額約一千萬圓となる。
- (三) 既定の軍備を縮小せざる範圍内に於いて、行政各般の整理を行ひ、吏員を減少し、政費に節約を加へ、之に依



つて既定歳出に六百萬圓の減額を爲すこと。

(四) 物價の騰貴、貨幣法の改正等に依り、増額の必要を促進せられたる文武官吏の俸給並に下士卒の給與に對し、約三割の増給を行はんとし、之がため新に約九百萬圓の歳出増加を要することとなつた。即ち左表の如くである。

區別	増俸に依る歳出増加額		行政整理額		差引新に財源を要する額	
	圓	圓	圓	圓	圓	圓
一 般 會 計	一二,五二五,八六四		三,七二二,一二二		八,八一三,七四二	
内 陸海軍兩省所管	四,六四六,五七		九六四,四六七		六,六五四,四三五	
下 官 吏 卒	三,九三三,五五					
其 他 各 省 所 管	四,九〇六,九六二		二,七四七,六五五		二,一五九,三〇七	
特 別 會 計	二,三五二,九〇八		二,一八五,九七七		一六六,九三一	
總 計	一四,八七八,七七二		五,八九八,〇九九		八,九八〇,六七三	

(五) 國庫剩餘金の一部を以て、既定公債償還資金の外臨時に七百五十萬圓を償還資金に充てること。

以上は第二次桂内閣が明治四十三年度より四十四年度に亘つて實行した主要なる事項である。而して以下には第二次桂内閣の行政整理と官吏の増俸に關し、遞信省所管事項に就きて述べる。

一、増俸

官吏の増俸は當時重要問題の一であつた。明治二十五年制定の俸給令は其の後多少改正せられたるも、日清、日露二大戦役を経て物價も勞銀も著しく騰貴した。先づ物價騰貴の有様を一瞥すれば次の如くである。

品名	明治二十五年	明治三十九年	騰貴率	備考
米 石	七、〇〇	一四、〇〇	二〇、〇〇	本表は明治四十一年十一月發行
鹽 石	一、四六	五、〇〇	三四、二五	日本經濟新誌第四卷第三號より
清 酒 一 石	一四、二四	四〇、三一	二八、三一	拔萃のもの
石 油 一 函	一、八一	三、三八	一八、六七	

更に賃銀騰貴の様相を見ると次表の如くである。

區別	明治二十五年			明治三十八年		
	上	中	下	上	中	下
大 工	三一、六	二七、〇	二一、四	六八、〇	六〇、三	五一、五
左 官	三一、六	二七、〇	二一、七	六八、三	五九、三	四八、九
家 根 職	二九、八	二五、三	一九、八	六六、〇	五七、三	四九、五
活 版 植 字 職	二九、〇	二二、〇	一五、一	五七、五	四二、〇	二九、〇
日 備 人 均	二二、〇	一八、四	一四、六	四八、〇	四二、五	三四、八
平 均	二八、八	二三、九	一八、五	六一、五	五二、三	四二、九

即ち此の表に依れば各種職工賃銀の平均に於いて明治二十五年の數を一〇〇とれば、上は二〇七に、中は二一九に、下は二二一に騰貴したのである。

物價乃至賃銀の情勢は右の如くで、官吏増俸問題解決の必要が痛切であつたので、政府も愈々増俸に意を決し、之が經費を四十三年度豫算に計上した。之に關し桂首相兼藏相は四十三年一月二十二日衆議院に於いて財政演說中述べ